

平成 27 年度 老人保健事業推進費等補助金  
老人保健健康増進等事業

介護保険における福祉用具・住宅改修の  
価格等の実態に関する調査  
報告書

平成28年3月



一般社団法人 **シルバーサービス振興会**

シルバーサービスの安心と信頼の証、シルバーマーク

## はじめに

わが国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、たとえ重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の構築が目指されています。

こうした地域包括ケアシステムを適切に機能させていくためには、福祉用具の活用や住宅改修による住環境の調整等を一体的かつ早期に行うことが極めて重要になります。これらのサービスを活用し、自らの身体能力等を最大限に活用して自立した生活を支援することにより、高齢者の要介護状態・要支援状態の軽減、または悪化の防止に努めなければなりません。

また、厚生労働省の「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会 議論の整理」（平成23年5月19日）においては、「今後も福祉用具が利用者の自立支援を促進し、効果的・効率的に提供されていくためには、価格の動向、サービスの質、福祉用具の効果等について、さらに調査分析を継続していくことが重要である。」とされていました。

このため、本調査研究事業においては、①福祉用具貸与事業所の最新のデータを基に貸与価格の実態やそれぞれの福祉用具の実耐用期間等について調査するとともに、福祉用具導入プロセスにおける貸与事業所のサービスの内容、価格構造等の実態について把握することにより、今後の福祉用具の保険給付の在り方の検討に資するデータを抽出すること、また、②住宅改修においては、事業所指定制がとられていないことで、サービス提供における質の確保や適正化が課題となっていることから、全国の自治体（保険者）が住宅改修事業者の施工事例の中から、高齢者の自立支援に向けて優良な事例を公表するとともに、その実績を集積し共有化できる仕組みを構築していくために必要となる調査を行うことを主目的に実施しました。

このうち、①福祉用具の価格については、委員会（委員長：中村秀一氏 一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム理事長・国際医療福祉大学大学院教授、副委員長：諏訪基氏 国立障害者リハビリテーションセンター研究所顧問）を設置して、多方面からの検討をいただきました。

本報告書はこうした事業の成果を取りまとめたものです。本報告書が、今後の介護保険制度における福祉用具の活用、住宅改修の在り方を検討する上での一助となれば幸いです。

最後に、中村委員長、諏訪副委員長をはじめとした委員会の委員の皆様、アンケート調査・ヒアリング調査にご協力いただきました福祉用具関係事業者の皆様、事務局のご支援をいただきました株式会社野村総合研究所ほか関係各位に対し、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

平成28年3月

一般社団法人 シルバーサービス振興会

## 目 次

<b>I. 調査の背景と目的</b> .....	<b>1</b>
1. 調査の背景.....	1
2. 調査の目的.....	1
1) 福祉用具貸与事業所の貸与価格の実態調査について.....	1
2) 住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査について.....	1
3. 各調査の実施形態・スケジュールについて.....	2
1) 福祉用具貸与事業所の貸与価格の実態調査関連.....	2
2) 住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査関連.....	3
<b>II. 福祉用具貸与等の価格構造に関する調査について</b> .....	<b>4</b>
1. 調査の概要.....	4
1) 福祉用具貸与に関する給付費の状況について.....	4
2) アンケート調査の概要.....	8
3) ヒアリング調査の概要.....	13
2. 福祉用具貸与サービスの価格構造.....	14
1) 価格構造の考え方.....	14
2) 収入.....	16
3) 支出.....	18
(1) 機器仕入れコスト.....	18
(2) 管理・運営コスト.....	21
(3) サービスコスト.....	32
4) 利用料金の見直し状況.....	38
3. 特定福祉用具販売の価格構造.....	40
4. 利用者による選択・自己決定、サービスの質の維持・向上のための取り組み.....	41
1) 利用者の選択・自己決定のための取り組み.....	41
2) 福祉用具貸与サービスの質の維持・向上のための取り組み.....	42
5. 福祉用具貸与の価格構造(まとめ).....	44
<b>III. 住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査について</b> .....	<b>50</b>
1. 調査の概要.....	50
2. 市区町村における住宅改修の「見える化」の現状について.....	50
3. 優良事例の情報の共有化のための手法について.....	51
1) 住宅改修事例について公表されている情報項目に関する調査.....	51
2) 概ね公表されている情報項目の抽出.....	51
3) 情報の共有の仕組みについて.....	52
4. 住宅改修優良事例の情報共有化について(まとめ).....	52

## 附属資料

### I.

介護保険における福祉用具・住宅改修の現状

### II. 福祉用具貸与事業所の貸与価格の実態調査関連資料

1. アンケート調査票
2. 福祉用具の種目別にみた貸与1件あたり収入、機器仕入コスト
3. プロセス毎の所要時間とコスト
4. 平成26年介護事業経営実態調査(福祉用具部分)
5. 障害者向け補装具費支給制度における補装具種目別購入基準額・実耐用期間
6. ヒアリング調査結果

### III. 住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査関連資料

- ・ コリンズ・テクリスについて

## 1. 調査の背景と目的

### 1. 調査の背景

厚生労働省の「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会 議論の整理」(平成23年5月19日)においては、「今後も福祉用具が利用者の自立支援を促進し、効果的・効率的に提供されていくためには、価格の動向、サービスの質、福祉用具の効果等について、さらに調査分析を継続していくことが重要である。」とされている。

また、地域包括ケアシステム、とりわけ地域支援事業の再構築等により、地域の実情に応じた介護予防、在宅生活継続のための支援体制の構築が求められており、生活機能の低下が懸念される高齢者に対しては、このような地域支援事業等の人的支援によるサポートと併せて、ICFやリハビリテーションの理念を踏まえ、できる限り早期から福祉用具の活用や住宅改修による生活環境の調整を進め、自らの身体能力等を最大限に活用できるよう支援することが重要となっている。

### 2. 調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査事業においては、大きく2つのテーマについて取り組んだ。

#### 1) 福祉用具貸与事業所の貸与価格の実態調査について

福祉用具貸与については、介護給付費実態調査の結果によると、年々給付件数は増えている一方で、福祉用具ごとの貸与1件当たり費用額については減少している傾向が見られる。しかし、当該費用額の内訳については明確になったデータが存在せず、詳細については分かっていない。このため、福祉用具貸与事業所の最新のデータを基に貸与価格の実態やそれぞれの福祉用具の実耐用期間等について調査するとともに、福祉用具導入プロセスにおける貸与事業所のサービスの内容、福祉用具種目別(※)の価格構造等の実態について把握することを目的として調査を行った。

※ それぞれの福祉用具についてはグラフ上にて一部略称で掲載。

(認知症老人徘徊感知機器→徘徊感知機器、自動排泄処理装置→排泄処理装置)

#### 2) 住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査について

住宅改修については、他の給付対象サービスのように事業者指定制となっていないことから、指定基準等の事業者への指導根拠がなく、住宅改修事業者の管理や、提供されるサービスの質の確保が課題となっている。当会で行った過去の調査研究事業(平成25年老人保健健康増進等事業「住宅改修事業者の市区町村における状況把握、管理状況に関する調査研究事業」)において、一部の市区町村では、住宅改修事業者の登録制を導入する等独自の対応策を実施しているところもあったが少数にとどまっている。また、介護保険の担当部署に住宅改修に対する専門職が配置されていないなどの理由もあって、事業者に対する指導が難しいことが指摘されている。また、各市区町村における住宅改修の実態に関する資料や、事例等についても全国的なデータが不足しているのが現状である。このため、全国の自治体(保険者)が住宅改修事業者の施工事例の中から、高齢者の自立支援に向けて優良な事例を公表するとともに、その実績を集積し共有化できる仕組みを構築していくための検討を目的として調査を行った。

### 3. 各調査の実施形態・スケジュールについて

#### 1) 福祉用具貸与事業所の貸与価格の実態調査関連

##### (1) 委員会の設置

委員長	中村 秀一	一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム 理事長 国際医療福祉大学大学院 教授
副委員長	諏訪 基	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 顧問
委員	東島 弘子	国際医療福祉大学 准教授
	小野木孝二	一般社団法人日本福祉用具供給協会 理事長 株式会社トーカイ 代表取締役社長
	岩元 文雄	一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会 理事長 株式会社カクイックスウィング 代表取締役社長
	曾木 浩子	稲城市福祉部高齢福祉課 主任
	亀岡 保夫	大光監査法人 理事長 公認会計士
	渡邊 慎一	一般社団法人日本作業療法士協会 制度対策部福祉用具対策委員長 介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会 委員

開催回数:3回、開催場所:東京都内会議室等

##### (2) スケジュール

以下のスケジュールにて調査を行った。

平成 27 年	9 月	委員検討、就任依頼、委員会やアンケート調査内容などの準備
平成 27 年	10 月	当会会員福祉用具貸与事業所へ事前ヒアリング
	10 月 27 日	第1回委員会 (事業概要説明、アンケート・ヒアリング調査票及び実施方法等の検討)
	11 月 20 日	アンケート調査の実施
	1 月 8 日	
平成 28 年	1 月	当会会員福祉用具貸与事業所へ個別ヒアリング
	3 月 4 日	第2回委員会 (アンケート調査結果分析内容報告、ヒアリング結果報告)
	3 月 24 日	第3回委員会 (報告書素案の検討)
	3 月	報告書とりまとめ、印刷製本、報告書の配布

## 2) 住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査関連

事務局にて、以下のスケジュールで調査を行った。

平成 27 年	12 月	文献調査・コリンズ・テクリスの調査
平成 28 年	2月 10 日	
	}	メール調査の実施
	2月 19 日	
	2月下旬	調査データ分析
	3月	報告書とりまとめ、印刷製本、報告書の配布

## II. 福祉用具貸与等の価格構造に関する調査について

### 1. 調査の概要

#### 1) 福祉用具貸与に関する給付費の状況について

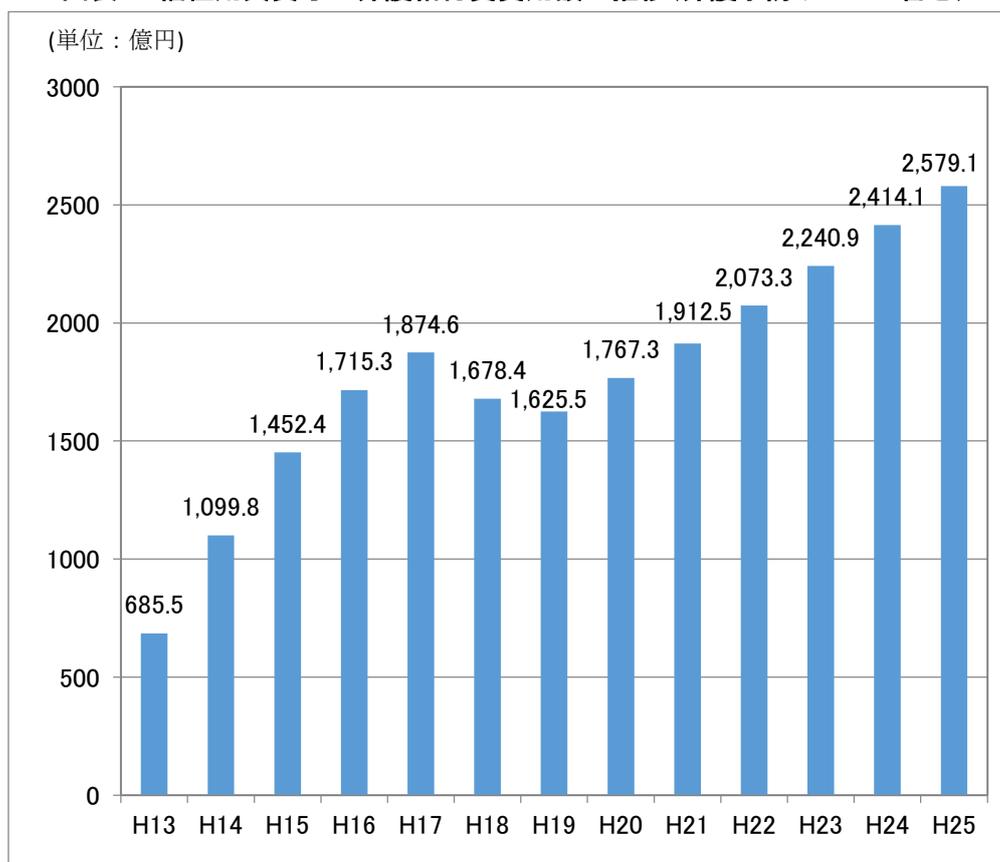
調査の前提となる福祉用具貸与に関する給付費の状況について、介護給付費実態調査の結果から、以下の(1)～(4)について整理を行った。

- ・ 費用額全体について以下(1)のとおり増加傾向にあるものの、1件あたり給付費額はいずれの福祉用具種目別に見ても低下傾向にある(附属資料参照)

#### (1) 福祉用具貸与の介護給付費費用額の推移(介護予防サービス含む)

- ・ 福祉用具貸与の介護給付費費用額の推移(介護予防サービス含む)については、以下表のようになっている。

図表 1 福祉用具貸与の介護給付費費用額の推移(介護予防サービス含む)

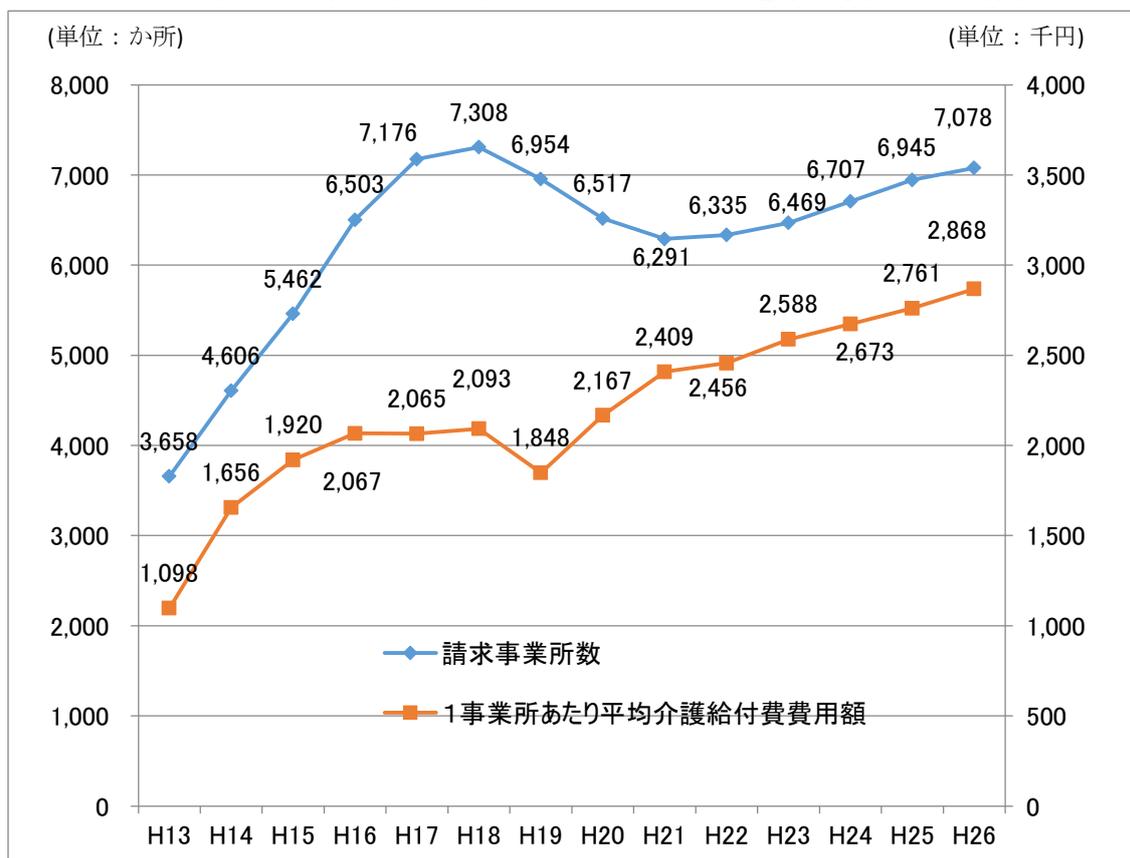


出典：平成 25 年度 介護給付費実態調査の概況の結果から当会において作成

## (2) 福祉用具貸与事業所及び1事業所あたり介護給付費の平均額推移

- 福祉用具貸与事業所及び1事業所あたり介護給付費の平均額推移については、以下表のようになっている。

図表 2 福祉用具貸与事業所数及び1事業所あたり介護給付費の平均額推移

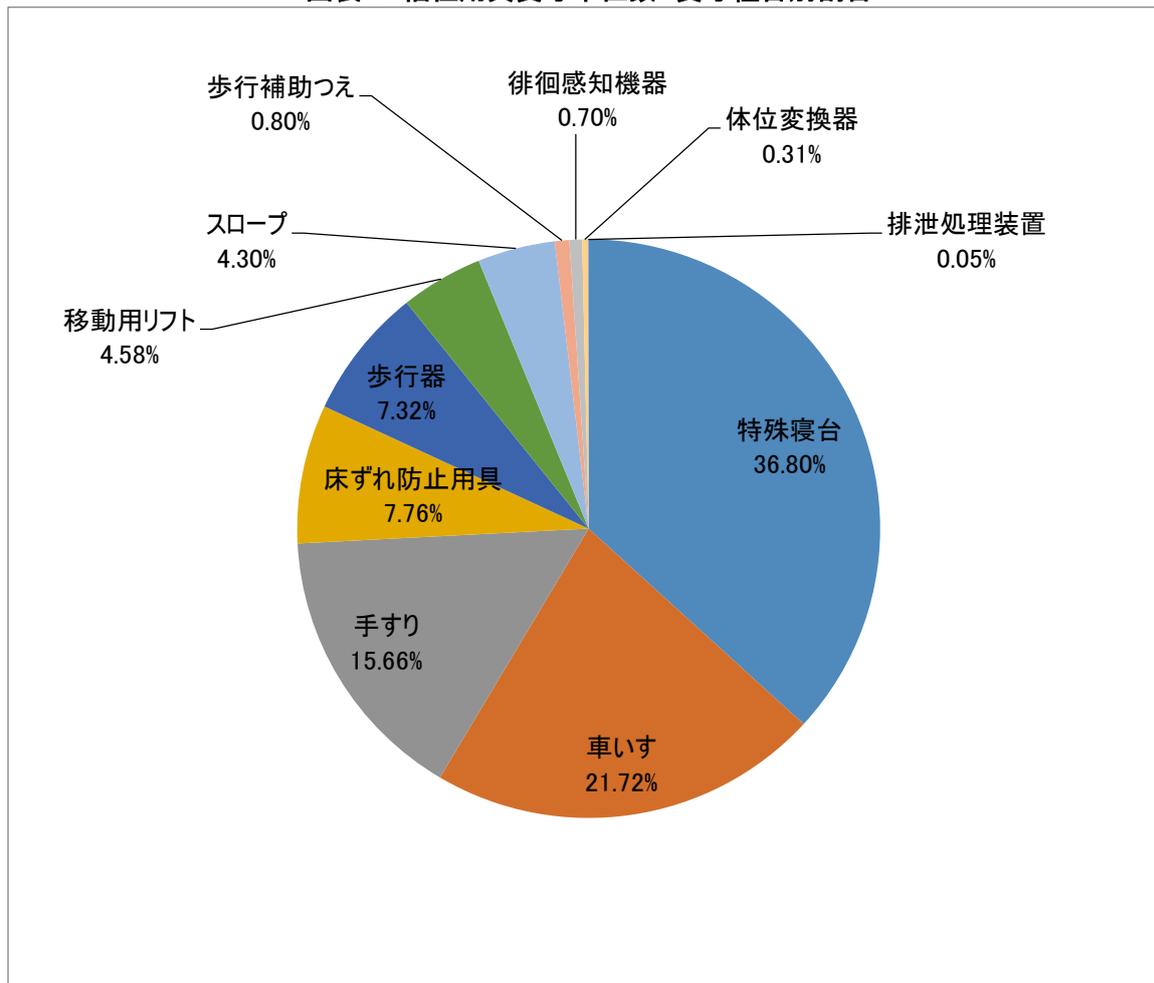


出典：介護給付費実態調査月報（各年4月現在）の結果から当会において作成

### (3) 福祉用具貸与単位数 貸与種目別割合

- 福祉用具貸与単位数の貸与種目別割合については、以下表のようになっている。
- 種目別にみると、最も割合が多いのは「特殊寝台」で 36.80%、次いで、「車いす」21.72%、「手すり」15.66%となっており、これら3種の合計で7割を超えている。

図表3 福祉用具貸与単位数 貸与種目別割合

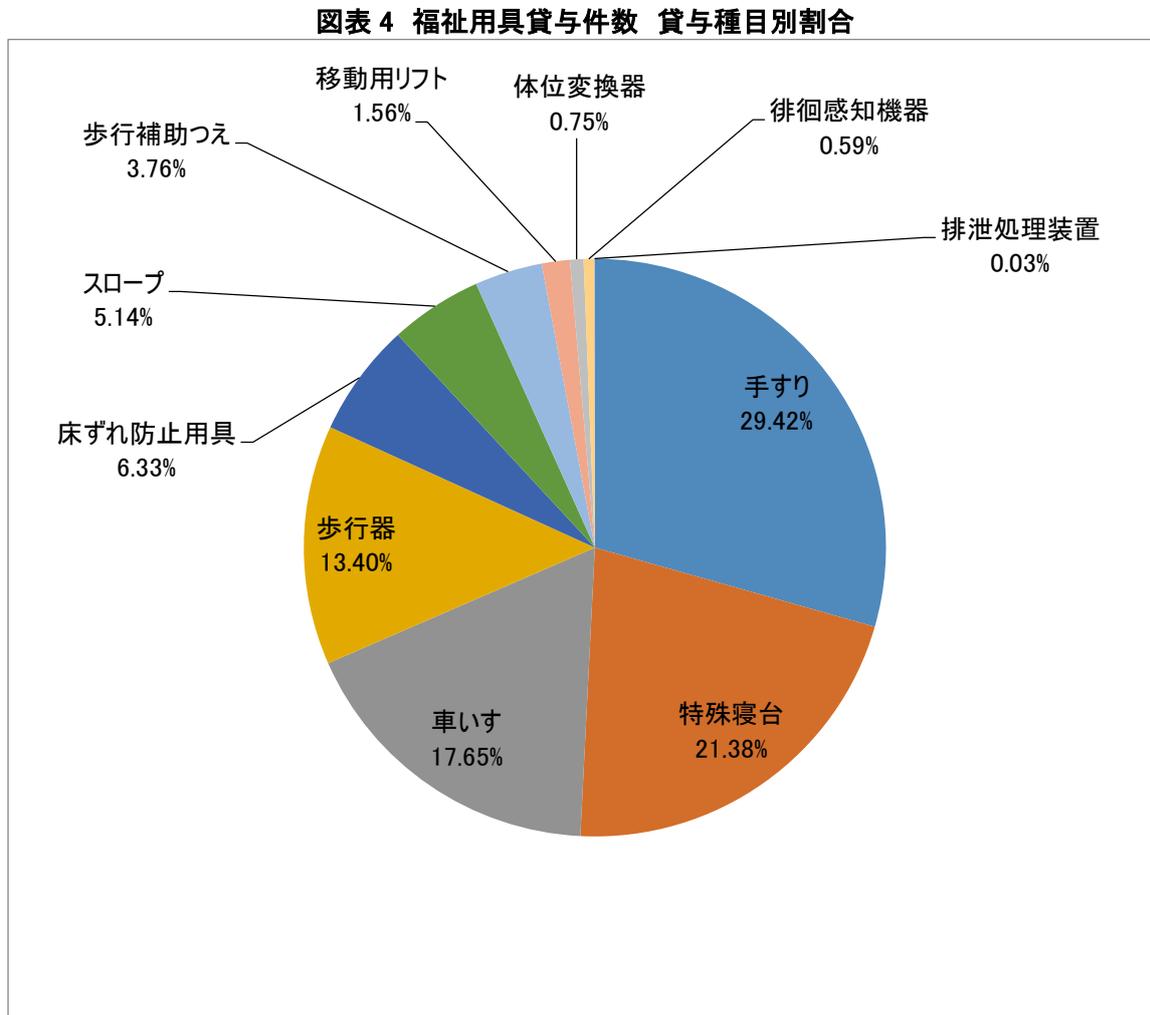


※車いす付属品及び特殊寝台付属品を除く

出典：介護給付費実態調査（平成26年8月審査分）の結果から当会において作成

#### (4) 福祉用具貸与件数 貸与種目別割合

- 福祉用具貸与件数の貸与種目別割合については、以下表のようになっている。



※車いす付属品及び特殊寝台付属品を除く

出典：介護給付費実態調査（平成 26 年 8 月審査分）の結果から当会において作成

## 2) アンケート調査の概要

### (1) 調査対象

全国の福祉用具貸与事業所のうち、以下の基準により 1,000 事業所を抽出。

①(一社)福祉用具供給協会会員企業のうち、株式会社および有限会社(レンタル卸を専業とする企業は除外)776 事業所

②その他 224 事業所

・(一社)福祉用具供給協会 非会員企業(株式会社及び有限会社)のうち、224 事業所を抽出(内訳:東京都所在 44 事業所、東北・中国・四国・九州所在 180 事業所)。

### (2) 調査方法

郵送法 (郵送配布・郵送回収)

### (3) 実施期間

平成 27 年 11 月 20 日～平成 28 年 1 月 8 日

### (4) 主な調査項目

福祉用具貸与事業所の管理者(事業所長等)が回答することを想定し、設計した。

#### < I 法人および事業所の概要 >

- ・法人が運営する介護保険事業、福祉用具貸与事業所数
- ・当該事業所の福祉用具貸与サービス事業開始年月、併設事業所
- ・事業所・設備の延床面積
- ・事業所の職員体制
- ・事業所の運営にかかる経費
- ・利用者による選択(自己決定)のための取り組み

#### < II 福祉用具種目別の実績・取り組み >

- ・福祉用具の取扱い状況、利用料金の見直し状況  
※福祉用具の種目(特殊寝台・特殊寝台付属品、車椅子・車いす付属品、手すり、床ずれ防止用具、歩行器、移動用リフト、スロープ、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、体位変換器、自動排泄処理装置)別に以下の項目を調査
- ・1ヵ月の貸与・販売の実績
- ・専門職への相談・助言を求めたケース数
- ・機器の保有状況、レンタル卸からの調達状況
- ・機器の実耐用期間、経理処理上の償却期間、平均的な貸与期間
- ・貸与に付帯するサービスの提供状況

## (5) 回収状況

回収数は 442 件(回収率 44.2%)であった。

このうち、1箇所も回答していないものや、事業所単位で回答していないものを除いた 438 件を有効票扱いとした。

図表 5 都道府県別回収状況

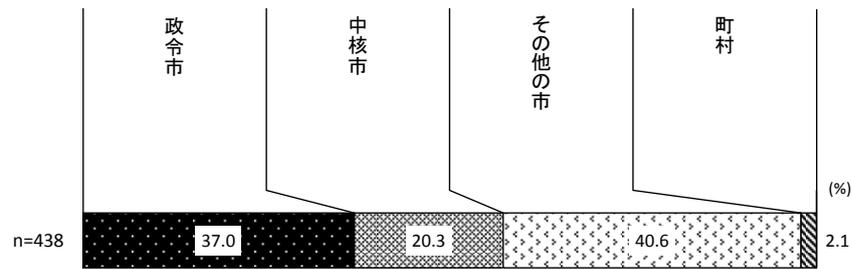
	発送数	回収数	回収率
北海道	26	9	34.6
青森	16	5	31.3
岩手	26	9	34.6
宮城	20	10	50.0
秋田	16	6	37.5
山形	15	6	40.0
福島	29	6	20.7
茨城	12	6	50.0
栃木	6	1	16.7
群馬	11	5	45.5
埼玉	30	17	56.7
千葉	31	22	71.0
東京	121	44	36.4
神奈川	39	22	56.4
新潟	8	5	62.5
富山	6	3	50.0
石川	11	3	27.3
福井	9	3	33.3
山梨	7	3	42.9
長野	15	10	66.7
岐阜	14	5	35.7
静岡	30	13	43.3
愛知	32	21	65.6
三重	10	7	70.0
滋賀	12	6	50.0
京都	24	10	41.7
大阪	45	30	66.7
兵庫	46	23	50.0
奈良	11	2	18.2
和歌山	13	7	53.8
鳥取	11	3	27.3
島根	17	2	11.8
岡山	22	7	31.8
広島	38	14	36.8
山口	19	3	15.8
徳島	6	4	66.7
香川	16	5	31.3
愛媛	19	7	36.8
高知	10	3	30.0
福岡	68	29	42.6
佐賀	8	4	50.0
長崎	7	3	42.9
熊本	8	6	75.0
大分	6	4	66.7
宮崎	20	12	60.0
鹿児島	25	15	60.0
沖縄	9	2	22.2
全 体	1,000	442	44.2

## (6) 回答事業所のプロフィール

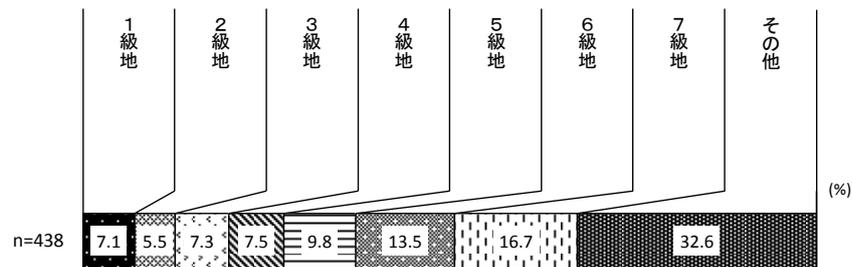
### ① 立地

- 回答施設の 37.0%が「政令市」、20.3%が「中核市」となっている。
- 級地区別にみると、最も多いのは「その他」32.6%で、次いで「7級地」16.7%、「6級地」13.5%となっている。

図表 6 回答施設の立地エリア(都市規模別)



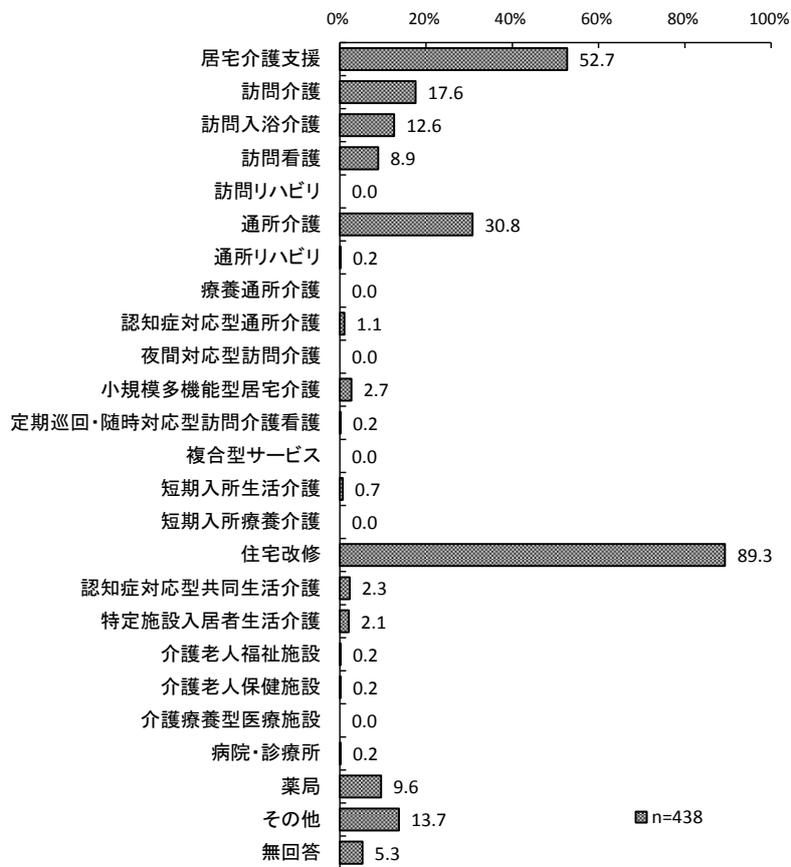
図表 7 回答施設の立地エリア(級地区別)



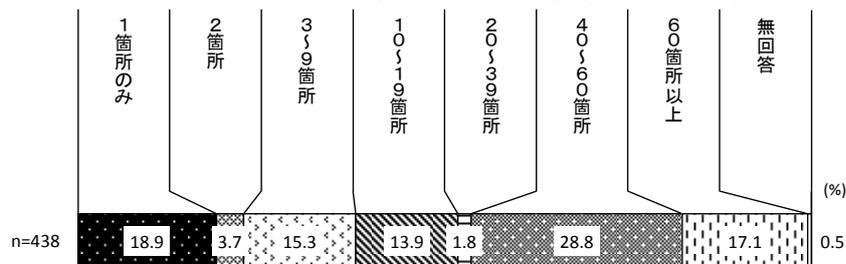
## ② 回答事業所の運営法人の状況

- 回答事業所の運営法人では、介護保険事業のうち、「住宅改修」事業を行っている法人が 89.3%、「居宅介護支援」事業を行っている法人が 52.7%と、過半数を占めている。
- また、運営している福祉用具貸与事業所数は、「40～60 箇所」が最も多く 28.8%、次いで「60 箇所以上」が 17.1%であるのに対し、「1 箇所のみ」は 18.9%、「2 箇所」が 3.7%と、比較的大規模にチェーン化している法人の事業所の回答割合が高いのが特徴となっている。

図表 8 法人が運営している介護保険事業（I-問1）



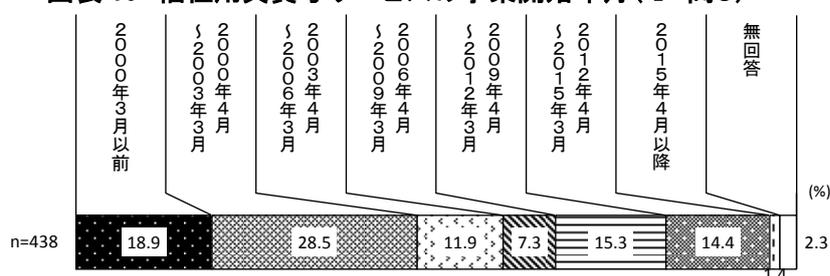
図表 9 法人が運営している福祉用具貸与事業所数（I-問2）



### ③ 回答事業所の概要

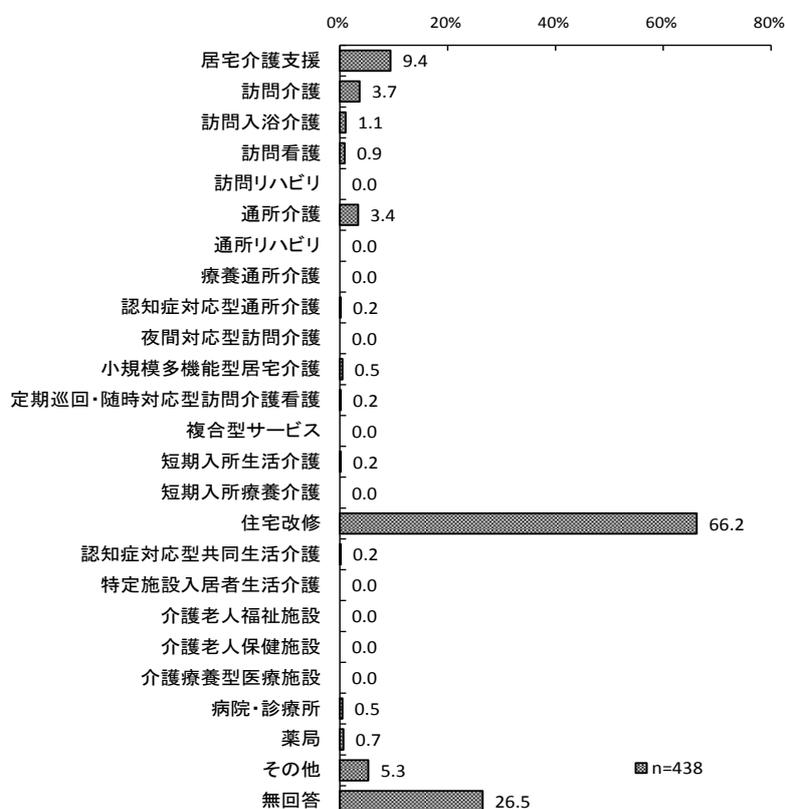
- 回答事業所の事業規模は、月額ベースの売上規模が 1,073.6 万円、管理職等を含む総職員数が 13.9 人となっている。
  - 平成 26 年 4 月の介護給付費実態調査月報では、1事業所あたり平均費用額(図表 2)は 286.8 万円と、今回調査の3割弱の規模、平成 26 年介護事業経営実態調査(附属資料Ⅱ-4 参照)で見ると、売上規模が522.6 万円、職員数が5.1 人と、今回調査の回答事業所の約 50%となっている。これは、福祉用具供給協会の会員企業を中心として実施したことから、比較的大規模な事業所からの回答が多かったためと考えられる。
- 回答事業所が福祉用具貸与サービス事業を開始した時期は、介護保険制度が施行された直後の「2000 年 4 月～2003 年 3 月」が最も多く 28.5%、次いで介護保険制度施行前の「2000 年 3 月以前」が 18.9%と、比較的長く事業を行っている事業所の回答割合が高い点が特徴となっている。

図表 10 福祉用具貸与サービスの事業開始年月(Ⅰ-問3)



- 回答事業所の 66.2%に「住宅改修」事業が併設されているが、それ以外の事業が併設されている割合は低く、次いで多く見られた「居宅介護支援」でも 9.4%に留まった。

図表 11 併設事業所(Ⅰ-問4)



注) 選択肢に「併設なし」を設けていなかったことから、「無回答」には併設なしの場合が含まれる。

### 3) ヒアリング調査の概要

#### (1) 事前ヒアリング

当該事業領域の現場の実態を把握したうえで、アンケート調査票の設計・分析が行えるようにするため、当会会員企業数社の協力を得て、事前ヒアリングを行った。

調査設計前に行った事前ヒアリングでは、各事業所の管理者等が回答可能な内容かどうか、わかりにくい表現等はないか等、調査の信頼性を高める観点からの助言を受けた。

分析時に行った事前ヒアリングでは、集計数値に含まれている内容の再確認や、集計結果として出た数値の解釈への助言等を受けた。

#### (2) 個別ヒアリング

定性的な情報収集等によりアンケート調査を補完するとともに、アンケート調査結果の解釈に対する示唆を得るため、ヒアリング調査をあわせて実施した。

ヒアリング対象は、地域的なバランス(都市部/地方部/島しょ部を含む地域)や事業者の規模(大規模事業者/中堅事業者)にも配慮し、福祉用具貸与事業者から3社を選定した。

また、レンタル卸と貸与事業との関わり方等を把握する観点から、レンタル卸事業者1社も調査対象に加えた。

##### <ヒアリング対象>

- 株式会社トーカイ(本社:岐阜県岐阜市)
- 株式会社シルバーホクソン(本社:埼玉県川口市)
- 株式会社カクイックスウィング(本社:鹿児島県鹿児島市)
- 株式会社日本ケアサプライ(本社:東京都港区) ※レンタル卸事業者

##### <主なヒアリング項目>

- ・福祉用具貸与の実態・特性について
- ・福祉用具貸与の価格設定・改定の考え方、価格抑制のための工夫
- ・福祉用具の仕入れ(調達)および仕入れコストについて
- ・福祉用具の消毒・メンテナンスについて
- ・利用者に対して提供しているサービスについて
- ・利用者による選択・意思決定のための工夫・取り組み
- ・その他、考慮すべき事項(離島等特殊な地域の場合の問題点)

## 2. 福祉用具貸与サービスの価格構造

### 1) 価格構造の考え方

- 福祉用具種目別に価格構造を明らかにする観点から、福祉用具の価格を構成する以下の3つの要素に着目し、収入に対するコスト比率を算出した。
  - 調査仮説として、福祉用具貸与事業はサービス業であるため、機器仕入れコストの比率が物販方のビジネス(例えば、特定福祉用具販売)と比べて低く、アセスメント等のサービスにかかる費用や事業の管理・運営コストがかかっているのではないかと考え、この3要素の把握・分析を試みた。
  - なお、分析結果を福祉用具種目別に示す際の並び順は、平成26年8月審査分 介護給付費実態調査において単位数ベースの利用割合が高い順(P6 図表3 参照)で統一した。

#### ①機器仕入れコスト

- 機器の購入またはレンタル卸から機器をレンタルするのにかかる費用を「機器仕入れコスト」として把握した。

#### ②管理・運営コスト

- 福祉用具貸与・販売事業にかかる管理・運営コストの把握を試みた。
- 調査回答結果データのチェック・クリーニングおよび事業所ヒアリングを通じて、管理経費に関する設問への回答には管理にかかるコスト(いわゆる販管費)のみを回答しているケースと、事業所でかかるすべての費用を当てはめて計上しているケースとが含まれていることが確認され、データ上から回答の分離・精査が困難であったため、他の設問から独立して把握可能な以下の3つの要素について算出・分析を行うこととした。

##### ○在庫コスト

- 売上の立たない在庫機器を保有していることによる費用。
- 在庫には、①倉庫等で保管されている機器のほか、②消毒・メンテナンス等整備中の機器、③体験利用やデモ、入院期間中等で売上の立たない形で利用者に貸与されている機器や、自治体等が行う研修・イベント等へ無償貸与されている機器等が含まれる。

##### ○機器廃棄コスト

- 機器の廃棄にかかる費用。

##### ○土地・建物コスト(賃料または減価償却費)

- 事業所(オフィススペース)のほか、展示スペース、倉庫等を含む土地・建物にかかる費用。
- 福祉用具貸与にかかるその他の経費として、管理部門の経費(販管費)のほかにも教育・研修にかかる経費の把握も想定して調査設計を行ったが、回答数値の信頼性の観点から、本報告書では参考値としての扱いに留めた。また、調査の過程で、カタログ作成等を含む広報・広告経費、輸送にかかる経費(車両の購入等の費用、燃料費、駐車場費、自動車保険にかかる費用等)等も生じていることが確認されたが、当初調査ではこれらの費用の把握を想定しなかったため、本報告書で把握した数値には含まれていない。

#### ③サービスコスト

- アセスメントからプラン作成、消毒・保守に至るまでの一連の貸与サービスにかかる費用として、サービスに要する時間と時間当たり人件費から費用を算出した。
- 分析にあたっては、回答の分布傾向を確認し、エラー回答等が含まれると想定される分布の上位5%・下位5%を除外した形で平均値、中央値を作成し、分析上では平均値を用いた。なお、付記したN数は、回答数を示す意図から、この上位・下位5%を含む件数を示した。

図表 12 福祉用具貸与サービスの価格構造の考え方

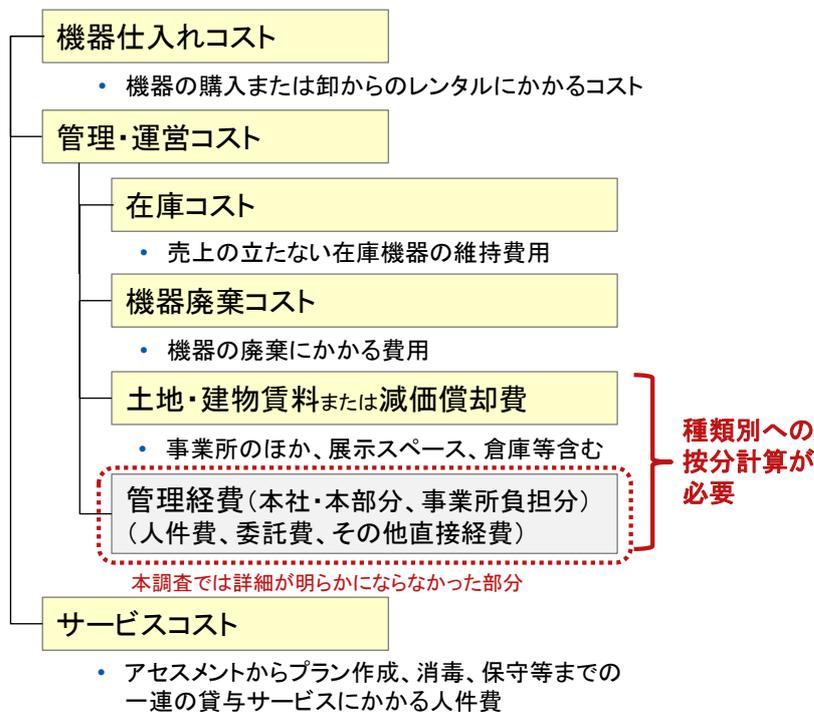
<収入>

(参考)

貸与収入

販売収入

<支出>



※上記以外に、以下のような費用が発生するが、本調査ではこれらの費用は含まれていない。

- ・管理部門の経費(販管費)
- ・教育・研修にかかる経費
- ・広報・広告経費(カタログ作成等)
- ・輸送にかかる経費(車両の購入等の費用、燃料費、駐車場費、自動車保険にかかる費用等)

等

【本調査で用いる用語について】

貸与1件あたり : 1ヵ月1貸与実績あたりの数値を指す

1貸与期間 : ひとりの高齢者が、同一の機種を利用し(貸与を受け)始めてから終了するまでの期間(機種の交換がなければ、故障その他で個品の交換があっても利用(貸与)が継続していると見なす)

実耐用期間 : 1台の製品(個品)を貸与事業に用いる(購入してから廃棄するまでの)期間。会計ルール上の耐用年数と区別するため、本調査で把握したものは「実耐用期間」と呼ぶ。

## 2) 収入

### (1) 算出・分析方法

- 福祉用具種目別の1件あたりの月額収入を算出し、分析に用いた。

- 以下の算式により、貸与1件あたり収入を算出

貸与1件あたり収入

$$=「貸与・販売による収入額(売上合計)[Ⅱ問1]」 \div 「実績件数[Ⅱ問1]」$$

- このとき、特殊寝台および車いすの付属品等については、以下のように扱った。

- 特殊寝台は、「特殊寝台(本体)」1件に対する「マットレス」および「その他特殊寝台付属品」の出現率を勘案し、合算した収入を用いた。

特殊寝台貸与1件あたり収入

$$=特殊寝台(本体)1件あたり収入$$

$$+ マットレス1件あたり収入 \times マットレス実績件数 \div 特殊寝台実績件数$$

$$+ その他付属品1件あたり収入 \times その他付属品実績件数 \div 特殊寝台実績件数$$

- 車いすは、事業所ごとに「電動車いす」と「その他車いす」の合計を車いす(本体)件数として扱った。車いす(本体)収入は、本体件数を100%とした場合の構成比で按分・作成した。

車いす(本体)件数

$$= 電動車いす貸与件数 + その他車いす貸与件数$$

車いす(本体)1件あたり収入

$$= 電動車いす1件あたり収入 \times 電動車いす件数 \div 車いす(本体)件数$$

$$+ その他車いす1件あたり収入 \times その他車いす件数 \div 車いす(本体)件数$$

その上で、「電動補助装置」は「その他車いす」に対する出現率を勘案し、「その他車いす付属品」は車いす本体件数に対する出現率を勘案して算出し、合算した収入を用いた。

車いす貸与1件あたり収入

$$= 車いす(本体)1件あたり収入$$

$$+ 電動補助装置1件あたり収入 \times 電動補助装置実績件数 \div その他車いす実績件数$$

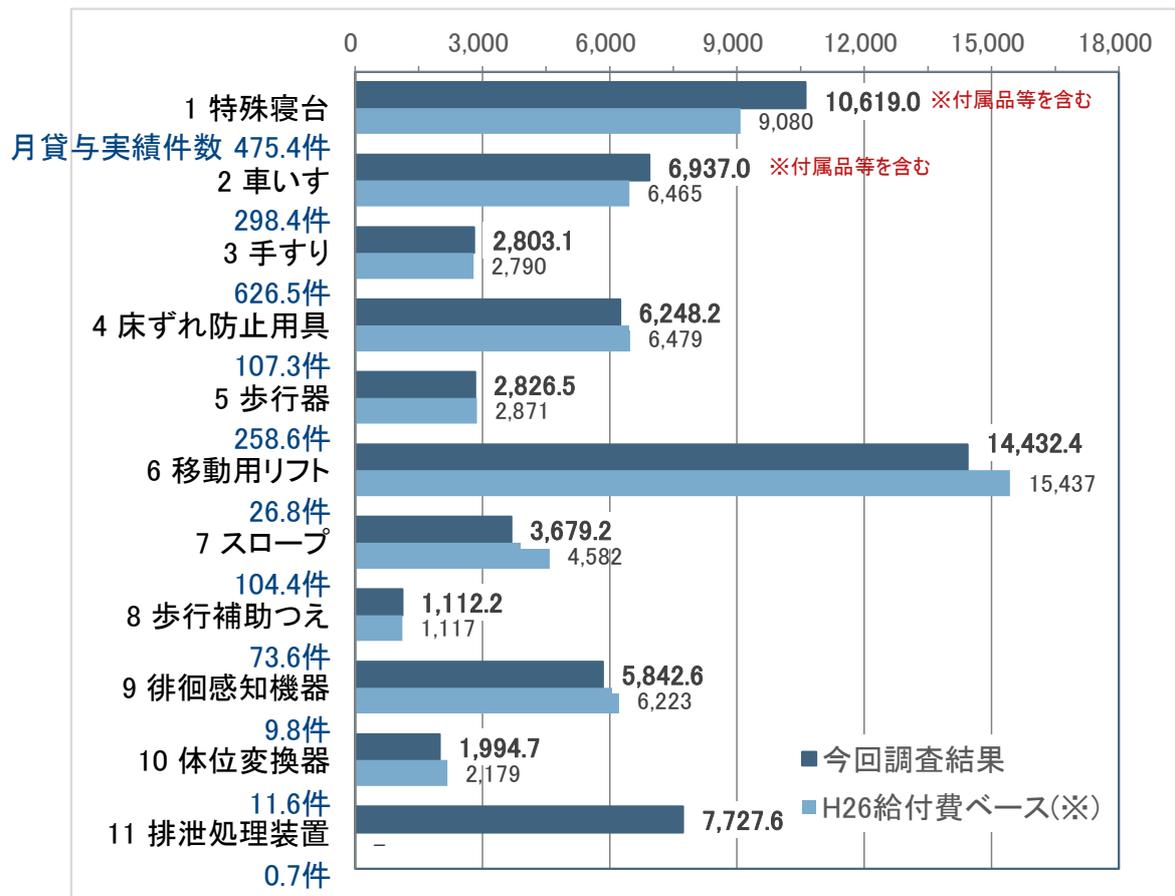
$$+ その他車いす付属品1件あたり収入 \times その他付属品実績件数 \div 車いす(本体)件数$$

- 「収入」については、以降の分析において、各費用を「収入に対する比率」として価格構造を把握していくため、集計結果の信頼性の確認を行うことが重要と考え、介護給付費実態調査(平成26年4月サービス提供分)における給付1件あたり費用額(附属資料Ⅰ参照)との比較分析も実施した。

## (2) 福祉用具種目別にみた貸与1件あたり収入（分析結果）

- 今回の調査結果で得られた貸与1件あたり収入（月額ベース）は、図表 13 のとおりとなった。
- 介護給付費実態調査（平成 26 年 4 月サービス提供分）で把握されている給付1件あたり費用額と比較してもほぼ同程度の金額となっていることから、今回調査の回答の妥当性・信頼性が一定程度確保されていることが確認された。
  - 「特殊寝台」「車いす」は、今回調査の金額にはマットレスや電動補助装置、付属品等を含むため、今回調査の方が高く出ている。
  - 「スロープ」、「体位変換器」、「移動用リフト」、「床ずれ防止用具」は、今回調査の方が若干安めに  
出ている。
- ただし、事業所により回答金額には分散が見られる点に留意が必要である。
  - 例えば、「特殊寝台」（本体）の金額は、上下各5%のはずれ値を除く一定の信頼区間をとってみても、最小 4,474.7 円～最大 11,021.8 円まで回答に開きがある。
  - 地域性や利用者像によって、実際に貸与している商品が異なることが理由として考えられるが、本調査においては利用者が実際に借りた機種等まで把握していない。

図表 13 福祉用具種目別 貸与1件あたり収入



(※)H26 給付ベース：厚生労働省「介護給付費実態調査」(平成 26 年 4 月サービス提供分)

### 3) 支出

- 支出面は、(1)機器仕入原価、(2)管理・運営コスト、(3)付帯サービス関連コストの3つに分けて算出した。

#### (1) 機器仕入れコスト

##### ① 算出・分析方法

- 福祉用具貸与に用いる機器は、購入(自社保有)する場合と、レンタル卸と契約して調達する場合とに分けられる。
- 本調査では、まず、購入(自社保有)の場合と、レンタル卸を利用する場合のそれぞれの貸与1件当たり月額コストを算出した後、福祉用具種目ごとの購入(自社保有)とレンタル卸利用の比率を勘案して仕入れコストを算出した。なお、購入(自社保有)の場合は、貸与事業に利用可能な期間(月数)を加味するため、耐用期間(月数)<sup>\*</sup>で除して月額換算したものをを用いて分析を行った。

- 購入(自社保有)の場合

購入による1件あたり機器仕入れコスト

$$= \text{前期購入分購入費用(合計額)}[\text{II問3}] \div \text{前期購入台数}[\text{II問3}] \div \text{実耐用期間}[\text{II問1}]$$

※「実耐用期間」は、1台の製品(個品)を貸与事業に用いる期間(購入してから廃棄するまでの期間)を月数で示したもの。委員会では、障害者向け補装具支給制度(附属資料参照)で定められた会計ルール上の耐用年数を用いる方法も検討したが、本調査では、実態把握を目的としていることから、調査結果から把握された、貸与事業に用いることができる期間を示す「実耐用期間[II問1]」の回答値を用いて計算することとした。なお、会計ルール上の耐用年数と区別するため、本調査で把握したものは「実耐用期間」と呼んでいる。

- レンタル卸利用の場合

$$\text{レンタル卸利用による1件あたり機器仕入れコスト} = \text{1台あたりレンタル費用(月額)}[\text{II問4}]$$

- 貸与1件あたり機器仕入れコスト

$$= \text{購入による1件あたり機器仕入れコスト} \times (1 - \text{レンタル卸利用比率})$$

$$+ \text{レンタル卸利用による1件あたり機器仕入れコスト} \times \text{レンタル卸利用比率}$$

## 《参考》福祉用具の実耐用期間、経理処理上の償却期間、貸与期間

- 本調査では、福祉用具の実耐用期間、経理処理上の償却期間、貸与期間という3種目の期間を把握した。
- 実耐用期間**は、1台の製品(個品)を貸与事業に用いる期間(購入してから廃棄するまでの期間)(月数)であるのに対し、**経理処理上の償却期間**は、各事業者が実際に会計上の処理を行う際に用いている期間で、資産扱い(減価償却)せず、利用開始とともに全額費用計上しているケースも含まれている。なお、会計ルール上の耐用年数と区別するため、本調査で把握したものは「実耐用期間」と呼ぶ。
- また、**貸与期間**は、ひとりの高齢者が、同一の機種を利用し(貸与を受け)始めてから終了するまでの期間(機種の変換がなければ、故障その他で個品の交換があっても利用(貸与)が継続していると見なす)である。本報告書の分析においては、これを「**1貸与期間**」と呼ぶ。
- これら3種目の期間を比較すると、
  - 実耐用期間は、1貸与期間の(福祉用具の種目によって)**2.7~5.5 倍**
  - 経理処理上の償却期間は、1貸与期間の(福祉用具の種目によって)**1.5~3.8 倍**となっている。
- 実耐用期間よりも経理処理上の償却期間が短くなっているが、これは、新商品の上市等により、商品ライフサイクルが耐用期間より短くなる場合が多い(陳腐化リスク)ことから、商品の買い替え・入れ替えを想定しているためと考えられる。
- なお、個別ヒアリング調査では、貸与期間はケースによっても大きな差が生じていることが指摘された。当初は、在宅で長期に使用する想定で貸与をはじめても、状態像の変化や入院等の事情で短期になる場合や、退院後の利用開始の場合は、状態像が安定するまで、頻繁に機種変更を行う場合があることが指摘されている。

図表 14 福祉用具の実耐用期間、経理処理上の償却期間、貸与期間

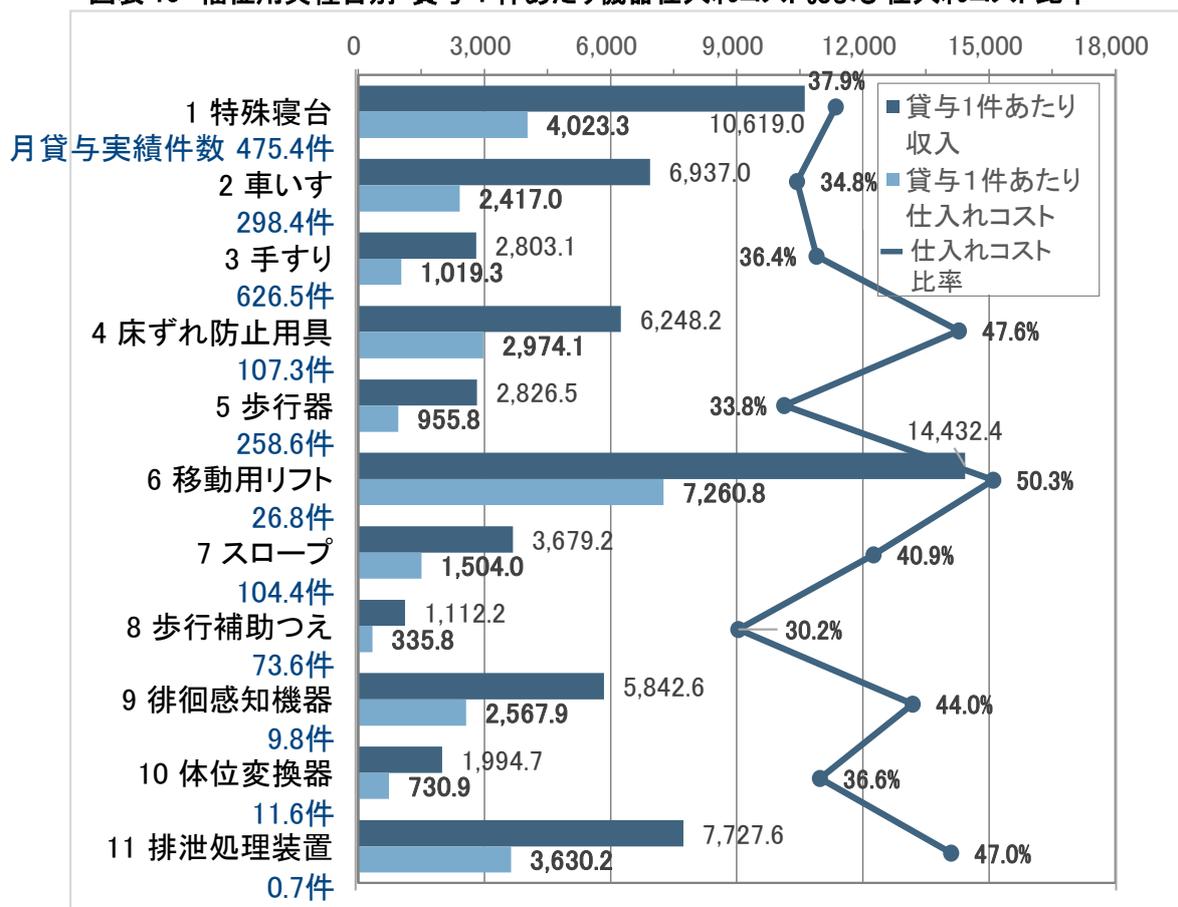
	実耐用期間		経理処理上の償却期間		貸与期間
	1台の製品(個品)を貸与事業に用いる期間(購入してから廃棄するまでの期間)	倍	実際に会計処理を行う際に、各社が用いている期間	倍	
1 特殊寝台(本体)	72.0 カ月	4.2倍	36.0 カ月	2.1倍	17.2 カ月
2 車いす(その他車いす)	54.9 カ月	3.7倍	25.9 カ月	1.8倍	14.7 カ月
3 手すり	54.5 カ月	3.3倍	25.1 カ月	1.5倍	16.7 カ月
4 床ずれ防止用具	40.0 カ月	3.6倍	24.4 カ月	2.2倍	11.2 カ月
5 歩行器	47.9 カ月	3.3倍	24.7 カ月	1.7倍	14.7 カ月
6 移動用リフト	62.8 カ月	4.1倍	47.2 カ月	3.0倍	15.5 カ月
7 スロープ	43.6 カ月	3.2倍	25.5 カ月	1.9倍	13.8 カ月
8 歩行補助つえ	38.6 カ月	2.7倍	23.4 カ月	1.6倍	14.5 カ月
9 徘徊感知機器	37.9 カ月	3.8倍	25.4 カ月	2.5倍	10.0 カ月
10 体位変換器	40.3 カ月	3.7倍	24.3 カ月	2.2倍	11.0 カ月
11 排泄処理装置	35.9 カ月	5.5倍	24.8 カ月	3.8倍	6.6 カ月

※上位5%・下位5%の回答を除く平均値

## ② 福祉用具種目別にみた機器仕入れコスト(月額)および仕入れコスト比率 (分析結果)

- 今回の調査結果で得られた機器仕入れコスト(月額)および仕入れコスト比率は、図表 15 のとおり、種目によって収入に対し 30.2～50.3%となった。
- 貸与1件あたり収入の高低と、仕入れコスト比率の間には、特に傾向が見られない。  
(高い機器ほど仕入れコスト比率が低い等の関係性はない)
- 仕入れコスト比率が高く現れた「移動用リフト」や「床ずれ防止用具」、「認知症老人徘徊感知機器」は、今回調査で把握された収入額が介護保険給付(単位数ベース)で把握されている実態よりもやや若干安めであったことが影響している可能性がある。
- また、「床ずれ防止用具」については、メーカーの納入価格が維持されていることが影響していると考えられる。このことは、他の種目では介護給付の1件あたり費用額(参考資料 I 参照)が緩やかに低下する中で、「床ずれ防止用具」はほぼ横ばいで推移している実態にも表れている。
- なお、本調査では全般に、レンタル卸利用の場合の仕入れコスト比率が、ヒアリング等で確認されている実態よりも高めにしていることから、全体の仕入れコスト比率も、実際よりも高めにしていると推察される。

図表 15 福祉用具種目別 貸与1件あたり機器仕入れコストおよび仕入れコスト比率



## (2) 管理・運営コスト

- 管理・運営コストのうち、主要な要素を占める ①在庫コスト、②廃棄コスト、③土地・建物コスト(賃料または減価償却費)の3つについて算出した。

### ① 在庫コスト

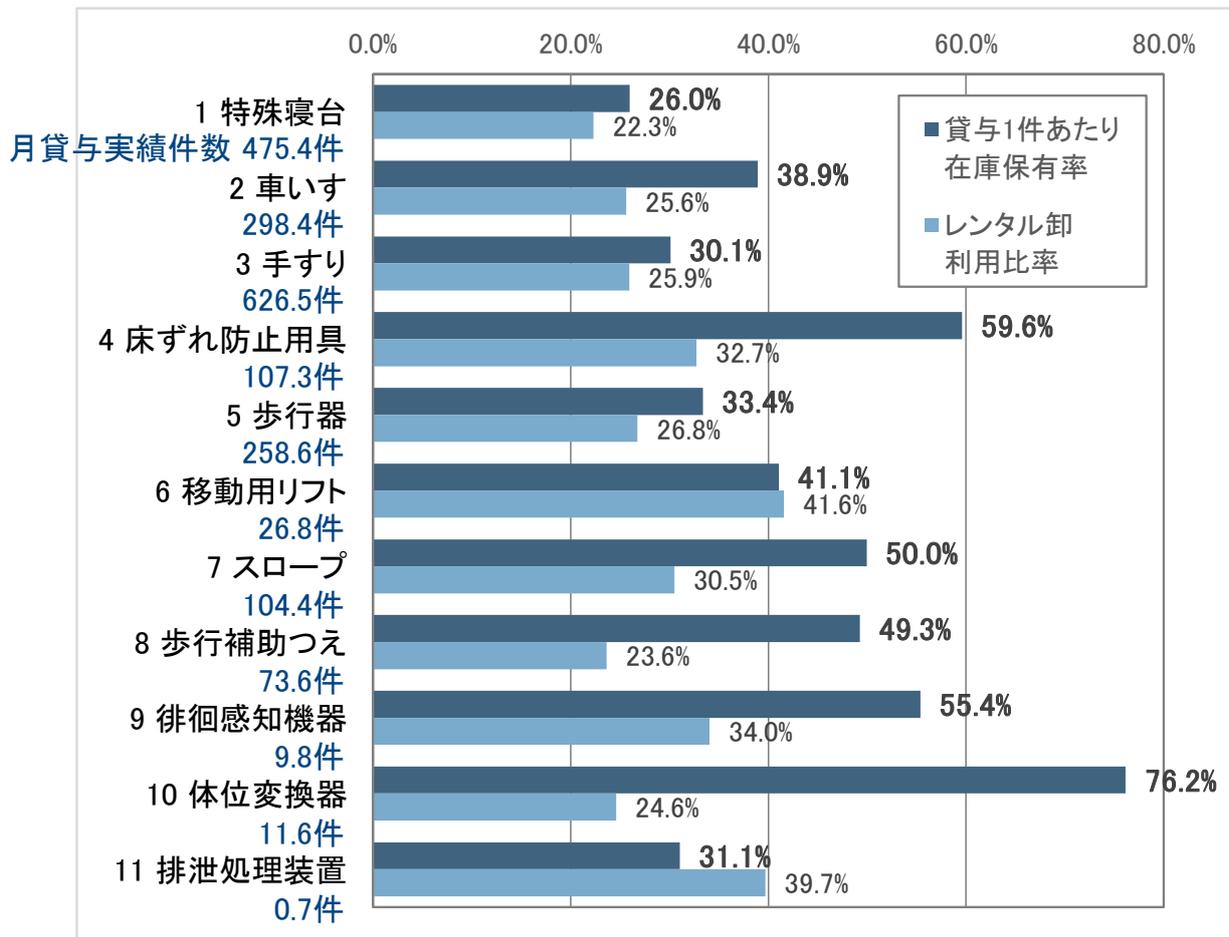
#### ○ 算出・分析方法

- 高齢者への福祉用具の貸与に際し、購入(自社保有)およびレンタル卸利用の双方により機器を調達している場合、レンタル卸からの機器の調達は、通常、利用者への貸与が生じた場合にのみ発生する(優先的に貸与される)と考え、在庫コストは、購入(自社保有)の機器の中で生じるものと想定した。
- このため、在庫コストは、購入(自社保有)の場合の機器の仕入れコストと在庫保有率をもとに算出した。
  - 購入(自社保有)分からの貸与件数  
= 貸与実績〔Ⅱ問1〕 - レンタル卸利用による調達件数〔Ⅱ問4〕
  - 保有機器のうち、貸与していない機器(=在庫)の台数を算出  
在庫台数 = 機器保有台数(期末時点)〔Ⅱ問3〕 - 自社保有分からの貸与台数
  - 貸与1件あたり在庫保有率に換算  
貸与1件あたり在庫保有率 = 在庫台数 ÷ 貸与実績〔Ⅱ問1〕  
※在庫保有率10%とは、100件の貸与があるとき、貸与中の100台の福祉用具のほか、在庫分として10台を保有していることを意味する。レンタル卸からの調達が存在するため、「稼働率」のような概念ではかることが難しいため、在庫保有率として把握した。
  - 機器仕入れコストをもとに、在庫コストに換算
    - 在庫コスト = 購入の場合の仕入れコスト × 貸与1件あたり在庫比率

○ 福祉用具種目別にみた在庫コスト比率

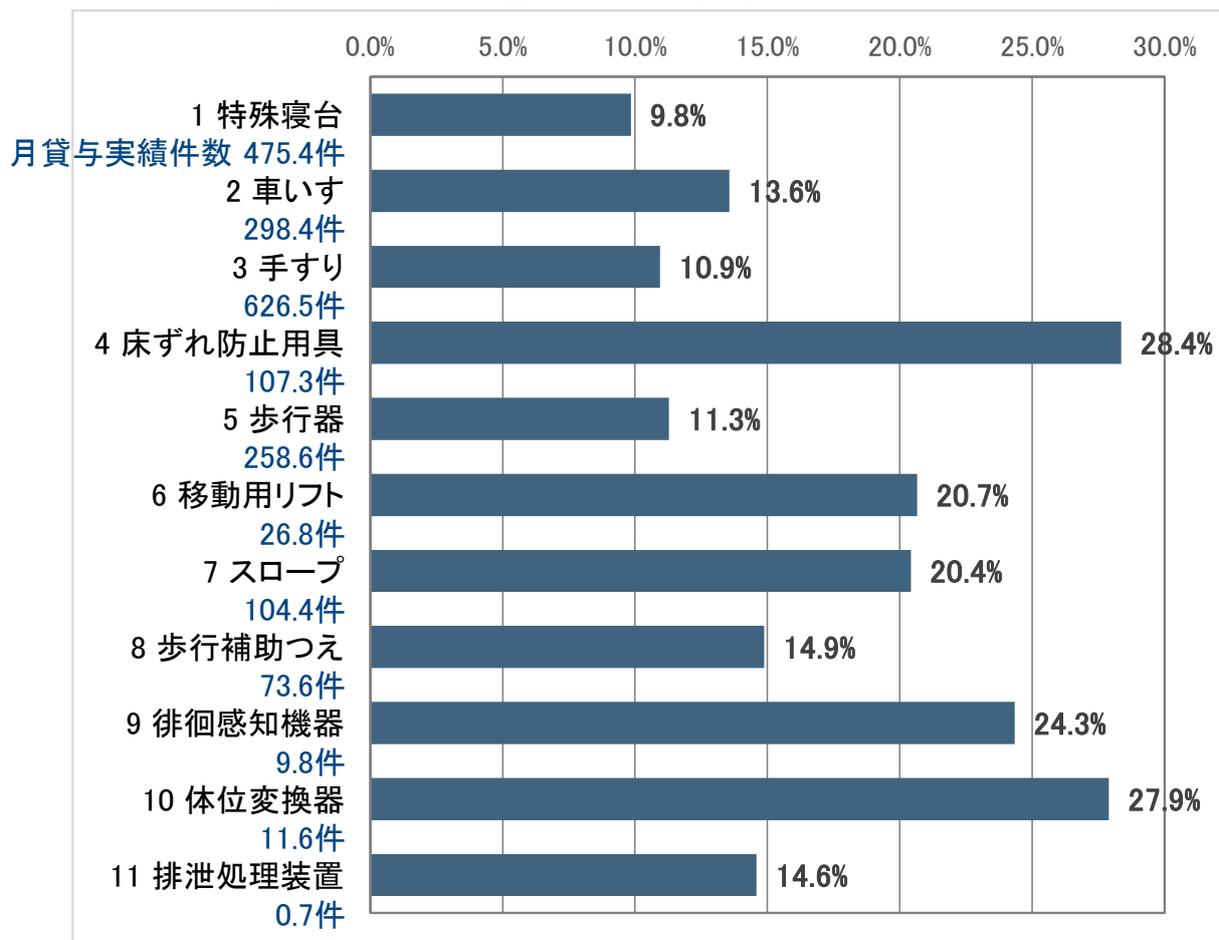
- 今回の調査結果で得られた回答からは、図表 16 のとおり、貸与1件あたり26.0～76.2%の在庫が保有・確保されていることが明らかになった。
- これは、退院をきっかけとする利用開始など、急を要する機会が多い(退院できる態勢・環境をつくらなければ退院ができなくなる)ことから欠品が許容されにくいことや、利用者の状態像や生活状況に合わせた提案をするために多様な機種を保有せざるを得ないことなど、一般的な消費財とは性質が大きく異なる特殊性を有しているため、在庫を抱えざるを得ない事業構造となっていることが影響している。
- また、在庫には、一般に認識されている①倉庫等で保管されている機器のほか、②消毒・メンテナンス等整備中の機器、③体験利用やデモ、入院期間中等で売上の立たない形で利用者に貸与されている機器や、自治体等が行う研修・イベント等へ無償貸与されている機器等も含まれている。
- 在庫保有率とレンタル卸利用比率との相関は見られない。

図表 16 福祉用具種目別 貸与1件あたり在庫保有率



- また、この保有率と機器購入コストから算出した収入に対する在庫コスト比率は、最小 9.8% (特殊寝台)から最大 28.4% (床ずれ防止用具)と、福祉用具の種目に差が生じている。
- 「床ずれ防止用具」や「体位変換器」、「自動排泄処理装置」のような在庫保有率の高い種目では、在庫コスト比率も高く表れている。
- 1カ月の貸与件数が100件程度までの貸与件数が比較的少ない種目では、在庫保有率が高い傾向が見られるため、在庫コスト比率が高めに算出される傾向がある。

図表 17 福祉用具種目別 収入に対する在庫コスト比率



## ② 廃棄コスト

### ○ 算出・分析方法

- 購入(自社保有)により機器を調達している場合、一定期間利用した後、機器の廃棄処分が必要となる。その廃棄にかかるコストを、貸与台数からレンタル卸利用分を除いた台数で除して、購入(自社保有)による貸与1件あたり廃棄コストと年間廃棄率を算出した。
  - 購入(自社保有)による貸与1件あたり廃棄コスト  

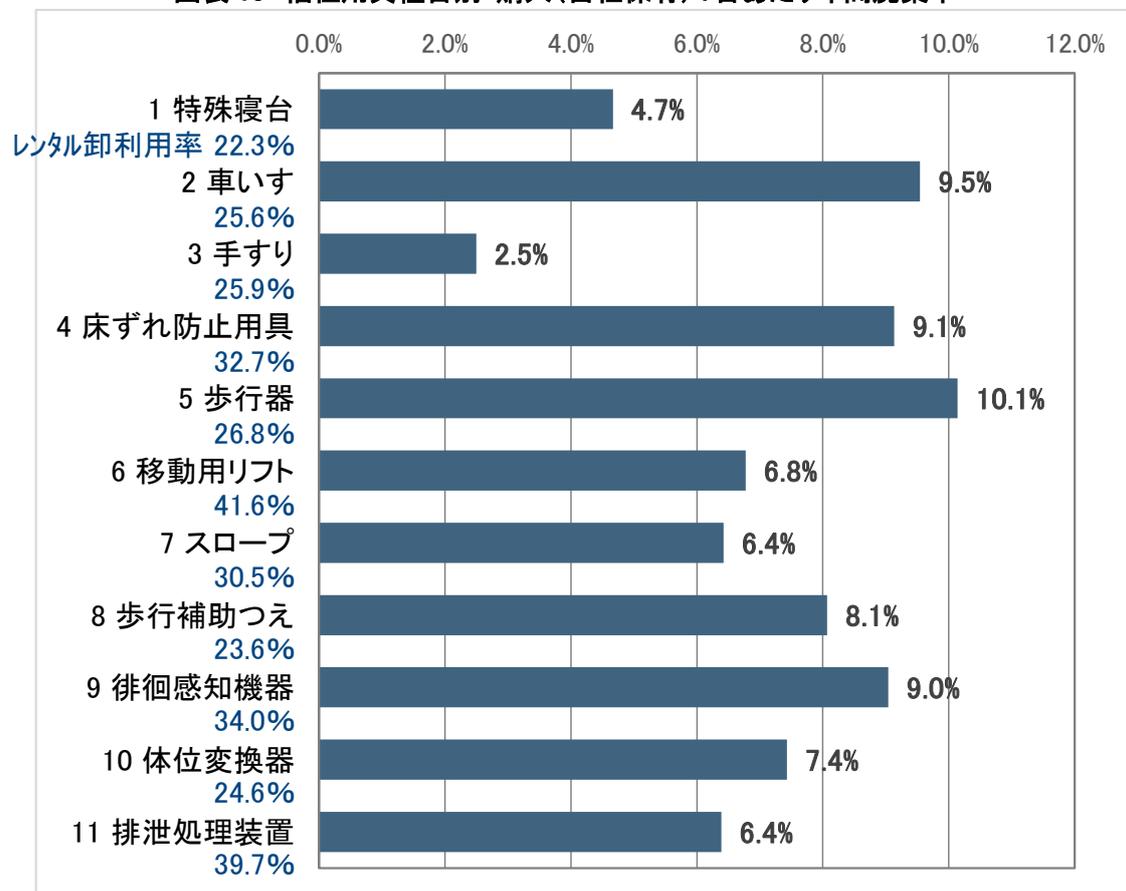
$$= \text{前期廃棄費用(合計額)}[\text{II問3}] \div (\text{貸与実績}[\text{II問1}] - \text{レンタル卸からの調達台数}[\text{II問4}])$$
  - 年間廃棄率  

$$= \text{前期廃棄台数}[\text{II問3}] \div (\text{貸与実績}[\text{II問1}] - \text{レンタル卸からの調達台数}[\text{II問4}])$$

### ○ 福祉用具種目別にみた廃棄コスト比率 (分析結果)

- 今回の調査結果で得られた回答からは、購入(自社保有)1台あたり年間で 2.5~10.1%の機器が廃棄されていることが明らかになった(図表 18)。
  - 利用頻度が高い種目や、部品が多い、屋外で使う等の理由で壊れるリスクの高い種目で廃棄率が高い傾向が見られる。
  - 廃棄率が低いもののうち、「手すり」については、給付件数が大きく増えている(付属資料Ⅱ-1 参照)ことが影響していると考えられ、「特殊寝台」については、中古品として下取りまたは販売されていることが影響していると考えられる。(中古品の販売先としては、施設や軽度のため保険給付が受けられない個人、利用期間が長くなっている個人などが存在する)

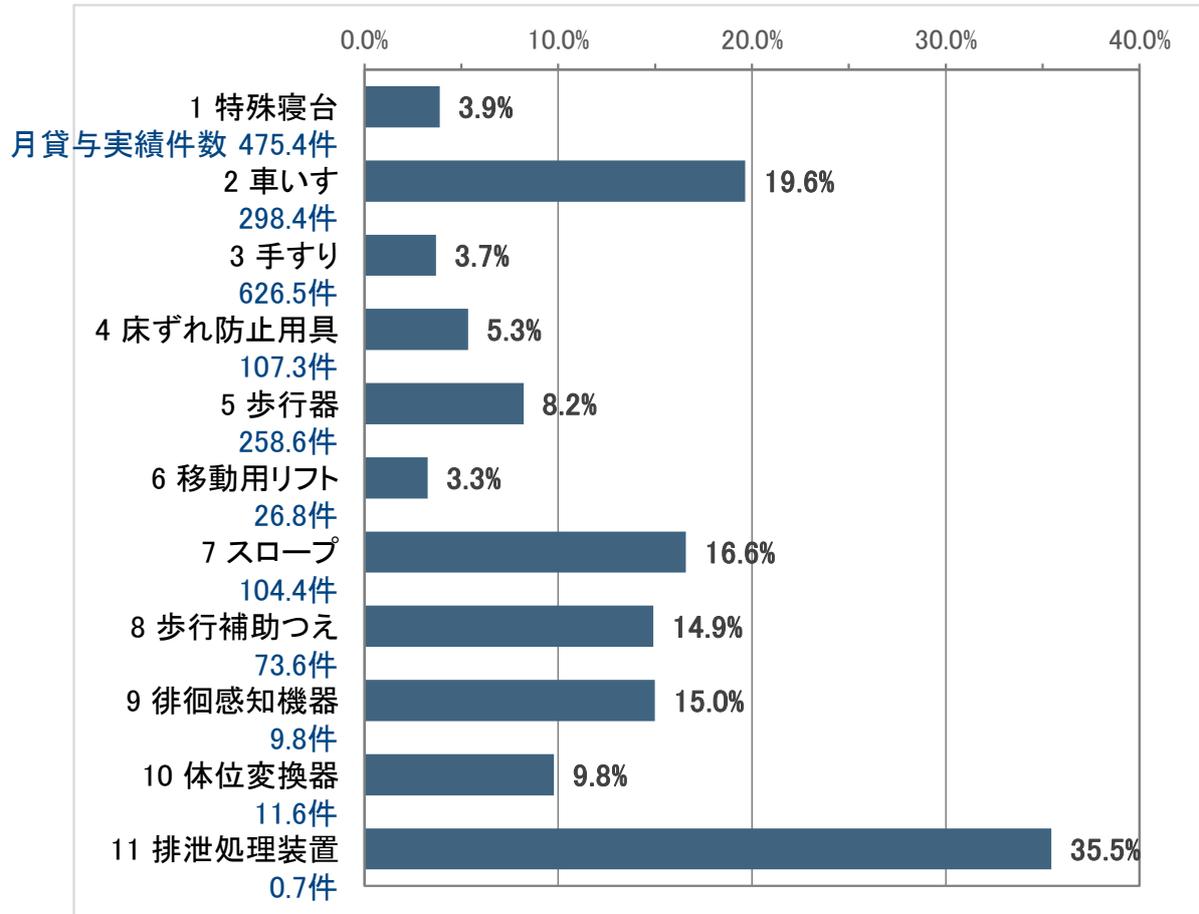
図表 18 福祉用具種目別 購入(自社保有)1台あたり年間廃棄率



※特殊寝台は本体の廃棄率、車いすは本体のうち「その他車いす」の廃棄率をグラフ化

- ・ 収入に対する廃棄コスト比率は、最小 3.3% (移動用リフト)から最大 35.5% (自動排泄処理装置)と、福祉用具の種目によって差が生じている (図表 19)。
- ・ 「自動排泄処理装置」や「車いす」(特に電動車いす)は、1台の機器を廃棄するのにかかる金額が大きい(「自動排泄処理装置」15,441.5 円、「電動車いす」14,952.4 円、「その他車いす」6,254.1 円)ことが影響している。

図表 19 福祉用具種目別 収入に対する廃棄コスト比率



(参考) 1台の福祉用具の廃棄にかかるコスト(廃棄単価)

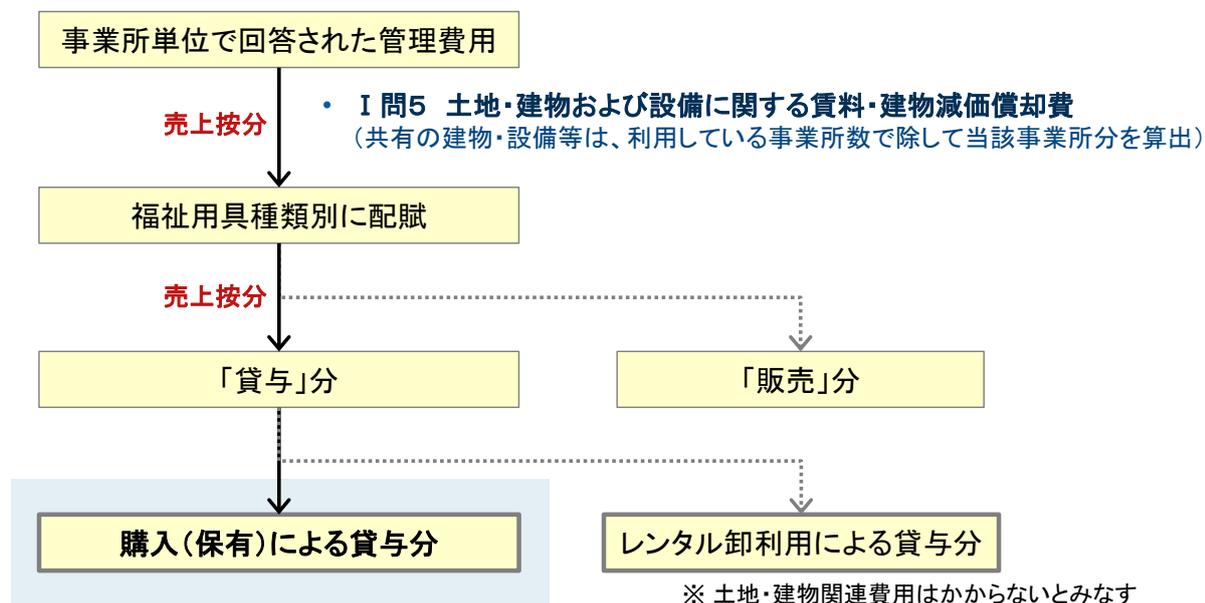
1 特殊寝台	(本体)3,799.7 円 (マットレス)1,039.5 円 (その他付属品)2,256.0 円
2 車いす	(電動車いす)14,952.4 円 (その他車いす)6,254.1 円 (電動補助装置)1,013.8 円 (その他付属品)1,813.8 円
3 手すり	5,007.8 円
4 床ずれ防止用具	4,485.3 円
5 歩行器	1,867.2 円
6 移動用リフト	6,518.2 円
7 スロープ	4,512.8 円
8 歩行補助つえ	1,356.4 円
9 徘徊感知機器	7,650.5 円
10 体位変換器	1,820.8 円
11 排泄処理装置	15,441.5 円

### ③ 土地・建物コスト(家賃または減価償却費)

#### ○ 算出・分析方法

- 本調査では、「土地・建物および設備に関する賃料・減価償却費」について、事業所単位で把握する調査設計とし、事業所の占有スペースと専有以外の建物・設備とに分けて面積および家賃・減価償却費の把握を行った(I問5)。
- 法人全体で負担している建物・設備については、当該施設の面積と費用に加え、共同で利用している事業所数を把握し、事業所単位で必要な面積およびコストを算出するため、専有以外の建物・設備は共同利用している事業所数で除したものを専有面積に足し合わせて総面積、総コスト(月額)を算出した。なお、共有する事業所数が不明な場合など、回答の欠損により正確に総面積、総コストが把握できない場合はエラーとして扱った。
- 福祉用具種目別に価格構造を分析するにあたっては、この費用を各福祉用具種目の売上高で按分して、福祉用具種目別の家賃・減価償却費等の負担額を算出し、さらに貸与実績で除すことにより、貸与1台あたり家賃・減価償却費等を算出した。
- 本来は面積按分が望ましいが、倉庫の利用面積を福祉用具種目別に回答することが事業所側では困難であったこと、大型の機器ほど単価が高い傾向があるため、利用面積と売上額とは相関があると考えられることから、本分析では、売上按分で代替することとした。

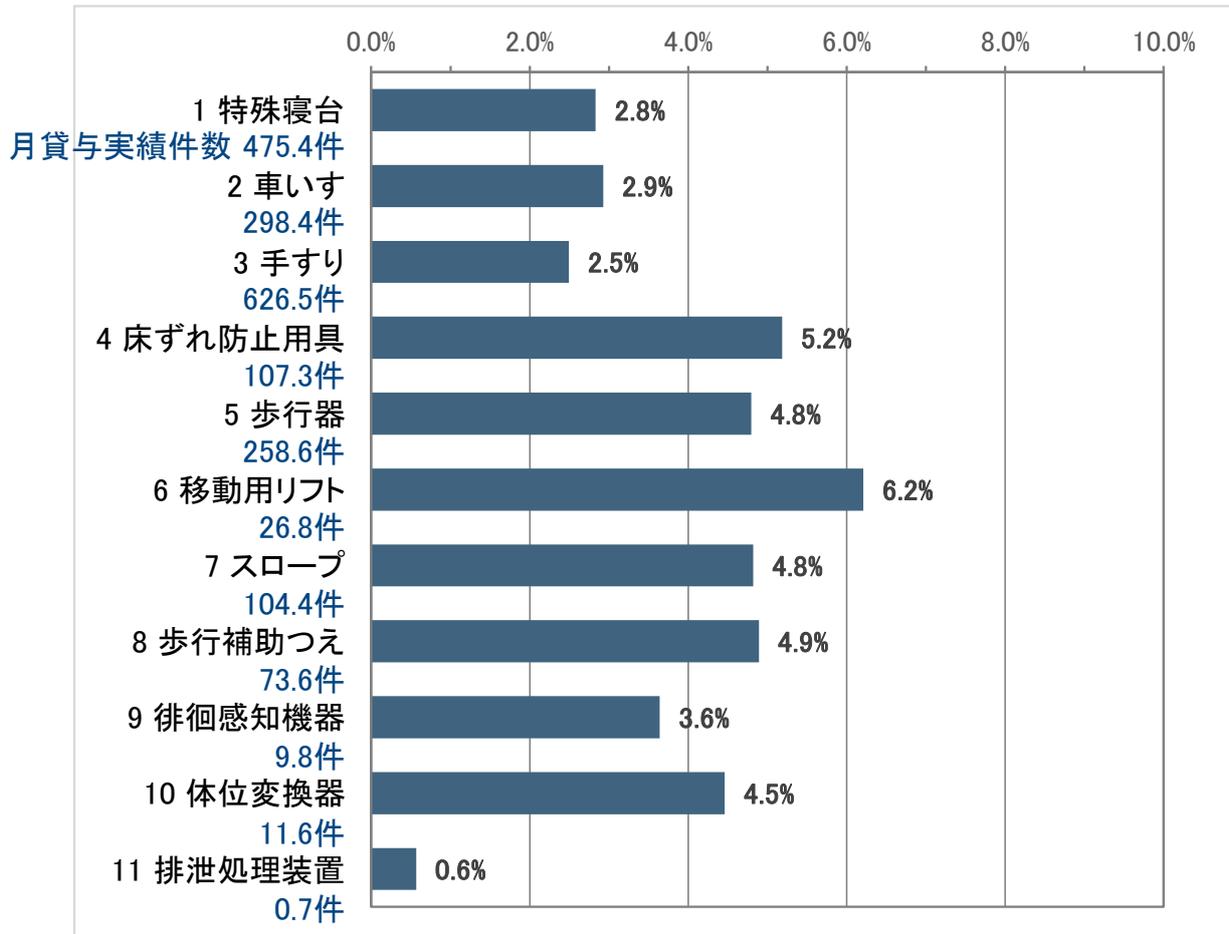
図表 20 事業所単位のコストの福祉用具種目別への配分の考え方



○ 福祉用具種目別にみた土地・建物コスト比率（分析結果）

- 今回の調査結果で得られた回答からは、下図のとおり、収入に対する土地・建物コスト(賃料・減価償却費)比率は、最小 0.6%(自動排泄処理装置)から最大 6.2%(移動用リフト)となった。
- 月貸与実績の多い種目は、土地・建物コストが低めに出る形となった。

図表 21 福祉用具種目別 収入に対する土地・建物コスト(賃料または減価償却費)比率



《参考》1事業所あたり土地・建物コストおよび総面積

- 本調査の回答結果で得られた1事業所あたりの土地・建物費用総額(月額)は平均43.6万円、延床面積は平均566.4㎡である。
- 費用の内訳をみると、事業所の専有スペース(専用の展示スペース)が85%を占める。次いで、倉庫・保管スペースの費用も、10%近くを占めている。
- 必要延床面積の内訳をみると、同様に、事業所の専有スペースが最も7割近くを占めるが、倉庫・保管スペースも約2割、平均112.6㎡を占めている。
- 福祉用具専門相談員による利用者宅の訪問、機器の輸送等に自動車が必要なため、駐車スペース等も必要である。

図表 22 1事業所あたり土地・建物コスト(月額)および総面積

		賃料・減価償却費		延床面積	
合 計		436,239.8円 N= 278	100.0%	566.4㎡ N= 321	100.0%
1㎡あたり		1,166.8円 N= 244		—	
事業所の専有スペース (専用の展示スペース等は含む)		372,455.7円 N= 298	85.4%	389.4㎡ N= 386	68.8%
専有以外の 建物・設備 (複数事業所の 共有スペース)	機器の展示スペース	439.3円 N= 182	0.1%	7.3㎡ N= 233	1.3%
	消毒設備	5,094.2円 N= 188	1.2%	14.4㎡ N= 246	2.5%
	倉庫・保管スペース	41,255.7円 N= 176	9.5%	112.6㎡ N= 231	19.9%
	事務所・その他	18,256.3円 N= 171	4.2%	29.0㎡ N= 222	5.1%

注) 上記は、各セル内の数値が独立のものとして平均値を算出。

各項目ごとに有効回答数(N)が異なるため、内訳の合計値は合計欄の数字と一致しない。

百分率表記は合計に対する比率。内訳の百分率を合計しても100%とはならない。

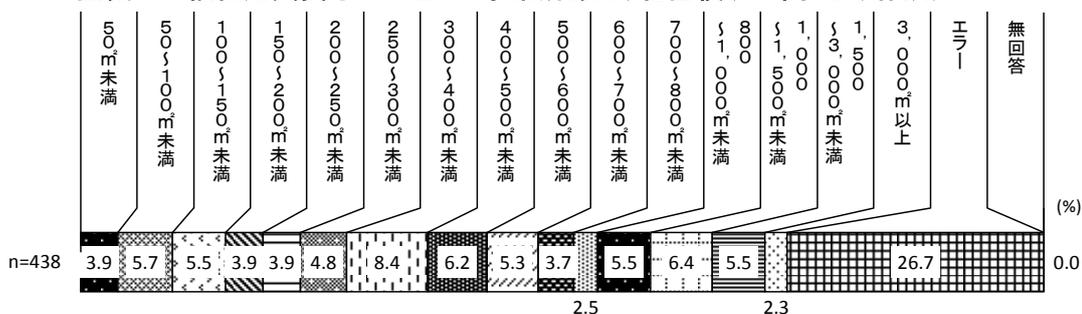
- 地域(級地区分)別に土地・建物コストをみると、1級地、2級地では賃料・減価償却費が高く、その他地域では安い。3～7級地では大きな差が見られない。一方で、延床面積の傾向をみると、各サンプルが小さいため、特定の傾向は見られない。この表の平均値ベースで賃料・減価償却費÷延床面積により㎡単価を算出してみると、賃料・減価償却費(実額)以上に明確に、都市的な級地であるほど単価が高い傾向が表れた。

図表 23 級地区別 1事業所あたり土地・建物コスト(月額)および総面積

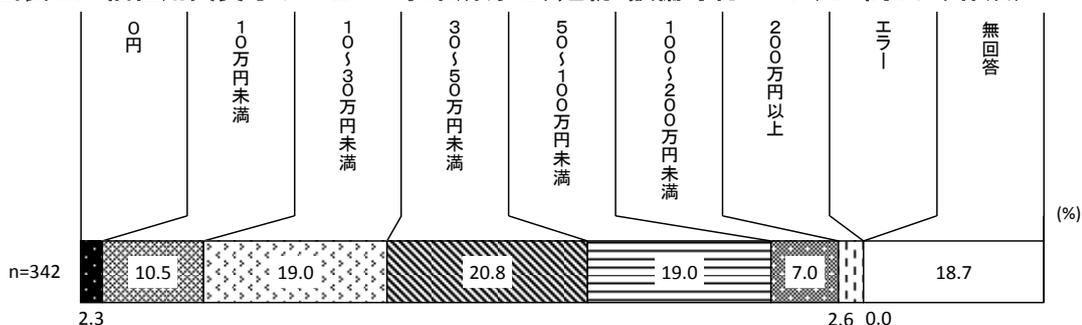
	土地・建物コスト		延床面積		㎡単価
全 体	436,240円	N= 278	566.4㎡	N= 321	770.2円
1 級 地	609,384円	N= 20	352.4㎡	N= 24	1,729.2円
2 級 地	643,054円	N= 16	716.9㎡	N= 17	897.0円
3 級 地	414,178円	N= 24	505.2㎡	N= 26	819.8円
4 級 地	465,269円	N= 24	398.3㎡	N= 24	1,168.1円
5 級 地	450,152円	N= 26	579.6㎡	N= 26	776.7円
6 級 地	445,510円	N= 37	617.7㎡	N= 47	721.2円
7 級 地	483,240円	N= 42	707.9㎡	N= 58	682.6円
そ の 他	308,878円	N= 90	479.4㎡	N= 99	644.3円

- 福祉用具貸与サービスの1事業所あたり総面積の分布をみると、「200～250㎡未満」が8.4%とやや多いが、「50㎡未満」から1,000㎡を超えるものまで、分散しているのが特徴である。
- 1事業所あたりの建物・設備等総コスト(月額)はも、面積同様、分散傾向にある。面積の違いを除いて傾向を見るため、1㎡あたりに換算しても、分散傾向が見られている。

図表 24 福祉用具貸与サービス1事業所あたり総面積 (I-問5より作成)



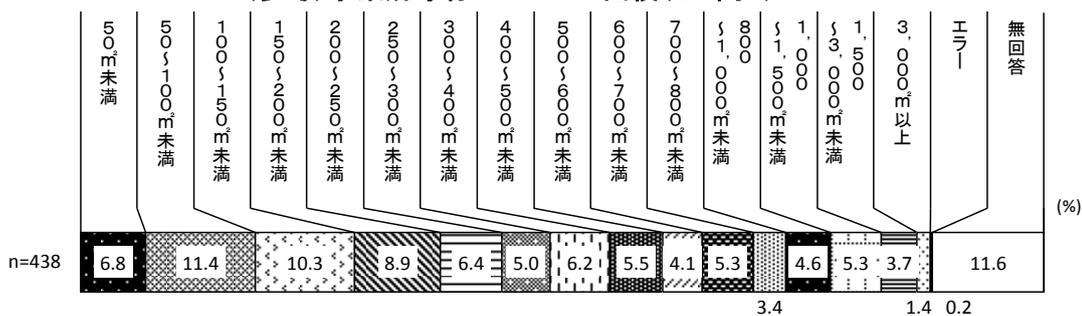
図表 25 福祉用具貸与サービス1事業所あたり建物・設備等総コスト (I-問5より作成)



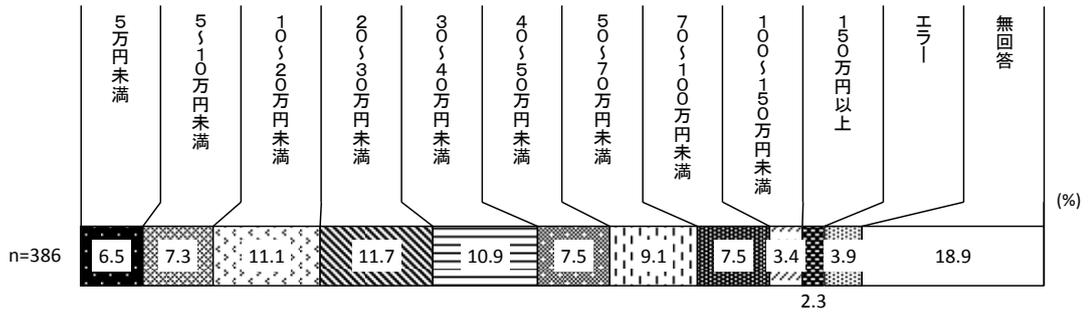
(参考) 福祉用具貸与サービス1事業所1㎡あたり建物・設備等賃料・原価償却額 (I-問5より作成)



(参考) 事業所専有スペースの面積 (I-問5)



(参考)事業所専有スペースの賃料・建物減価償却費(I-問5)



## 《参考》事業所の運営にかかる経費

- 本調査では、以下の管理・運営コストが把握されているが、以下のような点で、他の項目と重複計上となっており、正確な経営数値が把握できていないことから、以下では参考として掲載する。
  - 「その他直接経費」には、「土地・建物質料または減価償却費」や「廃棄コスト」が含まれている。
  - 事業所が直接負担する経費の「人件費」には、福祉用具相談専門員等現場職員の給与等が含まれている。
- など
- 回答された運営コスト全体を 100%とした場合、本社・本部等で発生している経費が約3割、事業所が直接負担している費用が約7割となっている。
- 本社・本部経費も、事業所経費も、人件費が約5割、直接経費が4割強となっており、委託費は全体の1割に満たない。
  - 直近に実施された平成 26 年の介護事業経営実態調査によれば、福祉用具貸与事業所の総収入に対する人件費割合は 33.1%となっており、本調査結果の方がやや高い結果となっている。
- 消毒・メンテナンスにかかる費用が運営コストに占める割合は約7%である。この費用は、本社・本部が負担する金額と事業所が直接負担する金額がおおむね半々となっている。
- 教育・研修にかかる費用が運営コストに占める割合は、1%に満たない結果となった。この費用は、本社・本部が負担している金額が約9割、事業所が直接負担する金額は約1割であった。
- 品質の維持・向上の取り組みの表れのひとつとして、認証取得にかかる費用についても回答欄を設けたが、実態としてはほとんど費用がかけられていないことが明らかとなった。

図表 26 1事業所・1ヵ月あたり事業所運営経費

	計	人件費	委託費	その他直接経費
運営コスト 計	9,593,307 N= 399	4,949,647 N= 395	397,117 N= 286	4,344,890 N= 372
うち 消毒・メンテナンス(機器の保守・管理)	643,608 N= 370	305,933 N= 309	55,492 N= 272	296,062 N= 357
うち 教育・研修	59,526 N= 291	15,816 N= 270	9,089 N= 254	32,123 N= 276
うち 認証取得にかかる費用 (シルバーマーク、ISO、消毒マーク等)	1,299 N= 276	0 N= 253	0 N= 250	890 N= 268
本社・本部等管理経費(貴事業所負担分)	3,117,207 N= 275	<b>1,550,983</b> N= 325	<b>103,247</b> N= 281	<b>1,420,248</b> N= 363
うち 消毒・メンテナンス(機器の保守・管理)	356,144 N= 315	214,959 N= 292	5,068 N= 261	119,619 N= 287
うち 教育・研修	51,381 N= 286	13,932 N= 268	9,140 N= 250	26,754 N= 269
うち 認証取得にかかる費用 (シルバーマーク、ISO、消毒マーク等)	859 N= 271	0 N= 249	0 N= 247	606 N= 259
事業所が直接負担する経費	6,984,062 N= 360	<b>3,881,814</b> N= 354	<b>249,871</b> N= 261	<b>2,727,807</b> N= 349
うち 消毒・メンテナンス(機器の保守・管理)	348,979 N= 309	87,117 N= 247	41,038 N= 242	210,103 N= 295
うち 教育・研修	5,700 N= 257	365 N= 232	0 N= 229	4,562 N= 247
うち 認証取得にかかる費用 (シルバーマーク、ISO、消毒マーク等)	33 N= 243	0 N= 233	0 N= 231	18 N= 235

注) 上記は、各セル内の数値が独立のものとして平均値を算出。  
各項目ごとに有効回答数(N)が異なるため、縦計、横計は一致しない。

   アンケートで回答頂いた項目

※分布のうち、上位・下位各5%を除外して平均値を算出

### (3) サービスコスト

#### ① 算出・分析方法

- 福祉用具を単品で新規に貸与した場合を想定し、貸与にかかるサービスプロセス毎の実施回数、1回あたりの所要時間および実施者の職種について把握を行った。

- この結果を用いて、まず、各プロセスのサービス所要時間を算出した。

**各プロセスのサービス所要時間 = 1回あたり概算所要時間〔Ⅱ問6〕 × 実施回数〔Ⅱ問6〕**

- 職種ごとの平均給与(時給換算)〔Ⅰ問6〕を用いて、職種ごとの常勤・非常勤比率を勘案し、計算用の平均時給を作成した。

**計算用時給 = 常勤給与 ÷ 176 時間<sup>\*</sup> × 常勤職員数 / 常勤・非常勤合計  
+ 非常勤時給 × 非常勤職員数 / 常勤・非常勤合計**

※月 176 時間(1 日 8 時間 × 22 日)と想定して計算。

ただし、リハビリ職員、建築士は出現率が低いため、参考値。

- 各プロセスを実施している職種の構成比に応じて、計算用時給を乗じてプロセス毎のサービスコストを算出。

**各プロセスのサービスコスト = 各プロセスの所要時間 × 実施者の構成比に応じた計算用時給**

- プロセス毎に算出されたサービスコストを、すべてのプロセス分足し挙げて 1 貸与期間あたり サービスコストを算出した。このとき、「搬入・搬出」「消毒、機器の修理・保守」のプロセスは貸与事業所側には発生しないと想定し、この2項目は、レンタル卸利用率を考慮して計算した。

- なお、サービスプロセスは貸与期間全体を通じて発生する費用であるため、収入も月額に「貸与期間」を乗じた額を算出した上で比較・分析を行った。

**1 貸与期間あたり収入 = 貸与 1 件あたり収入(月額)(P16 参照) × 貸与期間〔Ⅱ問5〕**

《参考》職種別 常勤・非常勤別 平均時給

- 調査票 I 問6の回答結果より作成した、職種別 常勤・非常勤別 平均時給は下表のとおりである。
- 平成 26 年度介護事業経営実態調査の結果では、常勤換算職員1人あたり給与費(月額) 335,037 円、福祉用具専門相談員(常勤換算)1人あたり給与費(月額) 342,583 円となっており、この結果と比較的近い水準であることから、当該設問の回答の妥当性・信頼性は一定程度確保されていると考えられる。
- 地域(級地区分)別に給与等の状況をみると、緩やかに都市部ほど人件費が高い傾向が見られる。

図表 27 職種別 常勤・非常勤別 平均時給および計算用時給

	常 勤		非常勤 時 給	計算用 時 給	常勤職員数(平均)	
	給与月額	時給換算※			常勤	非常勤
管理職	412,166	2,342	3,228	2,380	1.24	0.05
福祉用具専門相談員	315,193	1,791	932	1,750	9.65	0.52
その他職員	223,100	1,268	888	1,180	3.73	1.07
リハビリ専門職	370,688	2,106	-	2,110		
建築士	318,766	1,811	-	1,810		

※月176時間(1日8時間×22日)と想定して計算

斜字体：サンプル数が少ないため参考値

(参考)図表 級地区別みた職種別 常勤・非常勤別 平均時給

常 勤	管理職		福祉用具専門相談員		その他職員		リハビリ専門職		建築士	
	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数	平均給与月額	職員数
全 体	412,166	1.2	315,193	9.7	223,100	3.7	370,688		318,766	
1 級 地	492,739	1.0	330,960	9.8	233,200	2.6	200,500	0.1	270,000	0.1
2 級 地	503,343	1.2	367,864	13.9	285,886	4.8	—	0.0	—	0.0
3 級 地	454,949	1.1	349,801	13.3	227,524	2.4	—	0.0	—	0.1
4 級 地	397,151	1.2	317,973	12.6	227,163	3.7	452,500	0.1	296,000	0.2
5 級 地	402,337	1.2	295,310	8.6	210,841	2.6	—	0.0	—	0.2
6 級 地	441,399	1.1	343,434	10.3	219,139	3.0	—	0.0	—	0.0
7 級 地	416,333	1.3	327,978	9.7	239,174	3.2	230,000	0.1	380,194	0.2
そ の 他	379,365	1.4	272,382	7.9	204,675	1.9	250,000	0.0	266,947	0.1

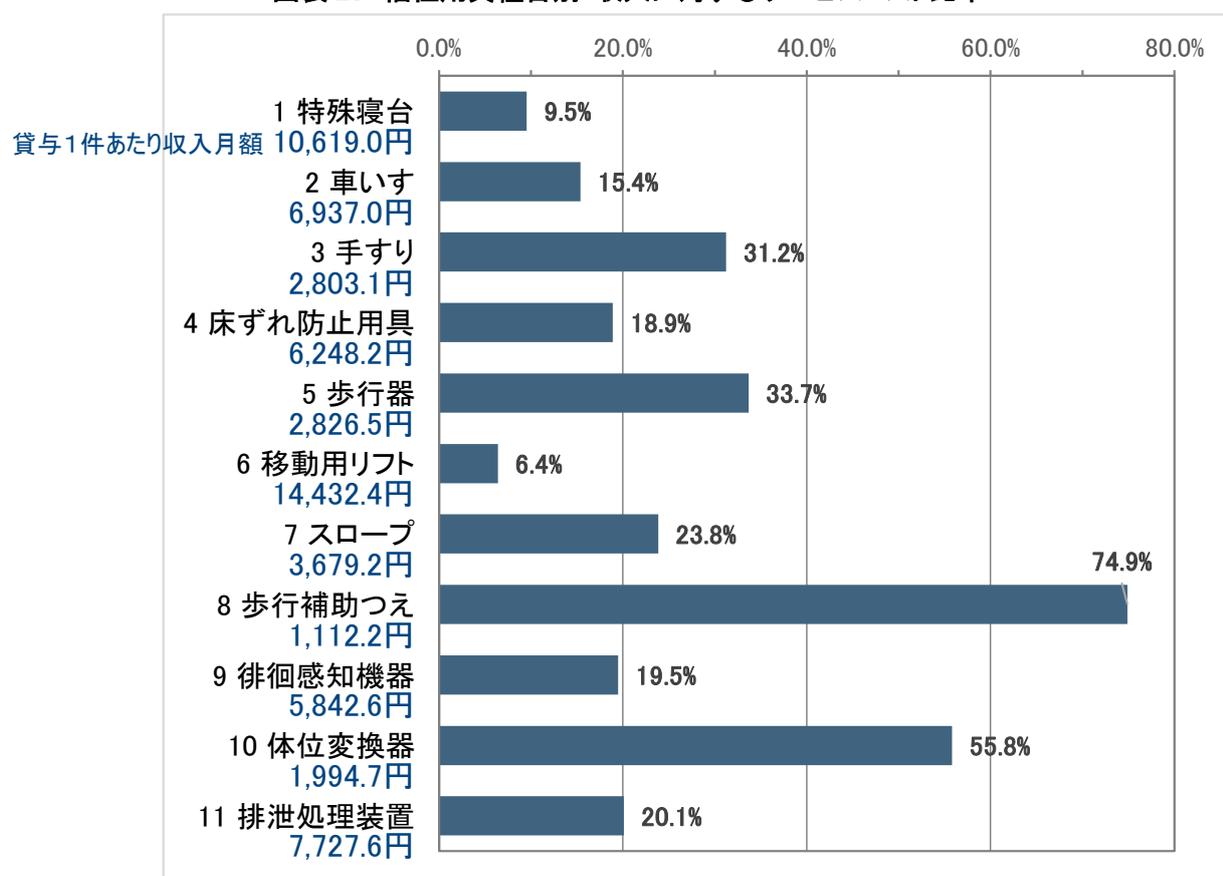
非 常 勤	管理職		福祉用具専門相談員		その他職員	
	平均時給	職員数	平均時給	職員数	平均時給	職員数
全 体	3,228	0.1	932	0.5	888	1.1
1 級 地	—	0.0	1,017	0.4	1,147	0.5
2 級 地	—	0.0	953	0.5	958	1.0
3 級 地	—	1.0	960	1.0	983	0.9
4 級 地	—	0.0	965	0.5	934	1.8
5 級 地	—	0.0	882	0.3	893	1.1
6 級 地	—	0.0	926	0.1	897	0.8
7 級 地	—	0.0	908	0.3	857	1.1
そ の 他	—	0.0	918	0.1	823	0.3

斜字体：サンプル数が少ないため参考値

## ② 福祉用具種目別にみたサービスコスト比率（分析結果）

- 収入に対するサービスコスト比率は、最小 6.4%(移動用リフト)から 最大 74.9%(歩行補助つえ)まで、福祉用具の種目によって大きな差が生じる。
- 貸与1件あたり収入が小さい種目ほど、サービスコスト比率が高く出る傾向がある。
- なお、本調査では、各福祉用具を単品で導入した場合を想定してサービスにかかる所要時間や実施回数を回答頂いているが、実態としては、複数の福祉用具を同時に導入したり、住宅改修を同時に実施したり、場合によっては他の在宅サービスの導入も合わせて検討する場合も多いことに留意が必要である。

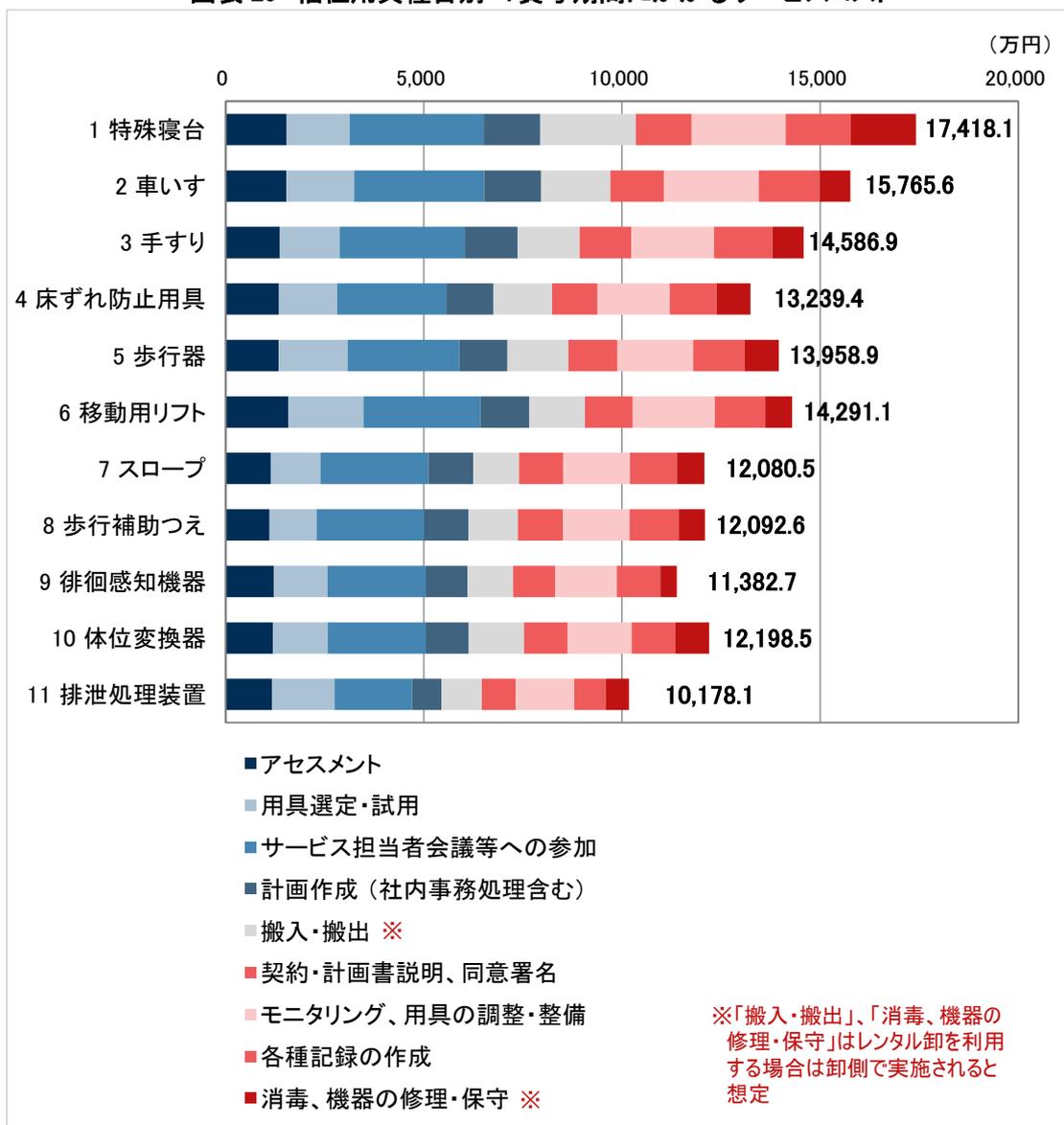
図表 28 福祉用具種目別 収入に対するサービスコスト比率



### ③ 福祉用具種目別にみたサービスコストの内訳（分析結果）

- サービスコストを金額ベースで見ると、最も低い自動排泄処理装置(10,178.1 円)から最も高い特殊寝台(17,418.1 円)までと、比率で見ると比べて差が小さい。福祉用具の収入月額や件数、貸与期間等によらず、定額型でコストが生じていることがうかがわれる。
- 貸与サービスのプロセスの中で、最もコストがかかっているのは、「サービス担当者会議等への参加」で、福祉用具の種目によって全プロセスの 19.4～22.5%が費やされている。次いで、「モニタリング」13.3～15.2%、「搬入・搬出」9.6～13.9%となっている。
- これらは、利用者の立場にたった専門的見地から福祉用具選定に情報提供・助言等するために重要なプロセスである。
- ただし、福祉用具の種目によって、各プロセスのコスト比率が異なる。
  - 「用具選定・試用」は、最もシェアが高い自動排泄処理装置 11.4%と最も低い特殊寝台 9.1%で6.6ポイントの差がある。
  - 同様に、「消毒、機器の修理・保守」も、認知症老人徘徊感知機器 3.7%から特殊寝台 9.4%まで、5.8ポイントの差が生じており、身体に接して利用される種目で高いといった特性が表れている。

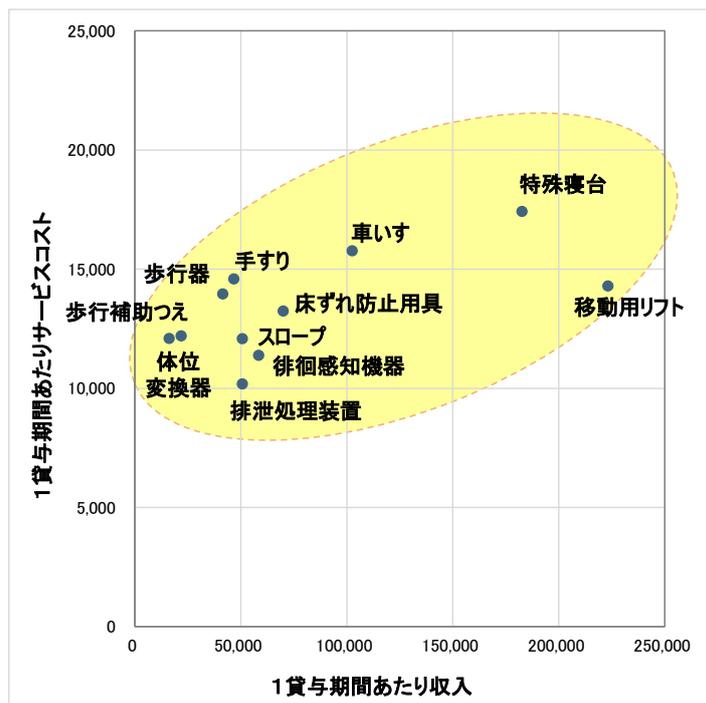
図表 29 福祉用具種目別 1貸与期間にかかるサービスコスト



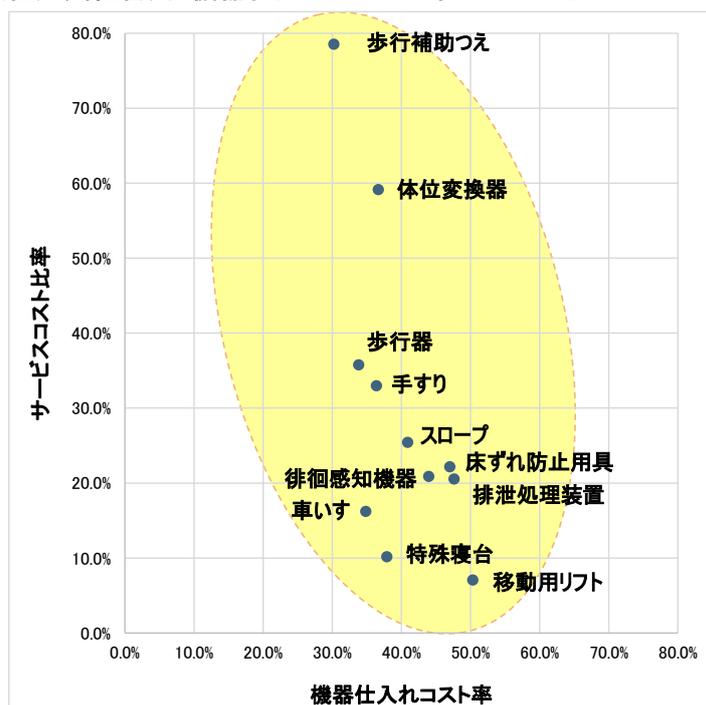
#### ④ 福祉用具種目別収入、機器仕入れコスト と サービスコスト の関係性

- 収入額が高い用具の方がサービスコストも高いという緩やかな相関が見られるが、その傾きは小さい。ここに、サービスコストの差は、収入ほどはなく、比較的安価な用具(歩行補助つえ、体位変換器など)であっても、アセスメント等のサービスを行うには一定の時間がかかっている様子が表れている。
- 収入に対する機器仕入れコスト比率とサービスコスト比率の関係を見ると、機器仕入れコスト比率が高い用具ほどサービスコスト比率が低く出やすいという逆相関の関係が見られる。ただし、仕入れコスト比率の方が分散が小さいため、急な傾きとなっている。

図表 30 福祉用具種目別 収入(1貸与期間) と サービスコスト(1貸与期間) の関係性



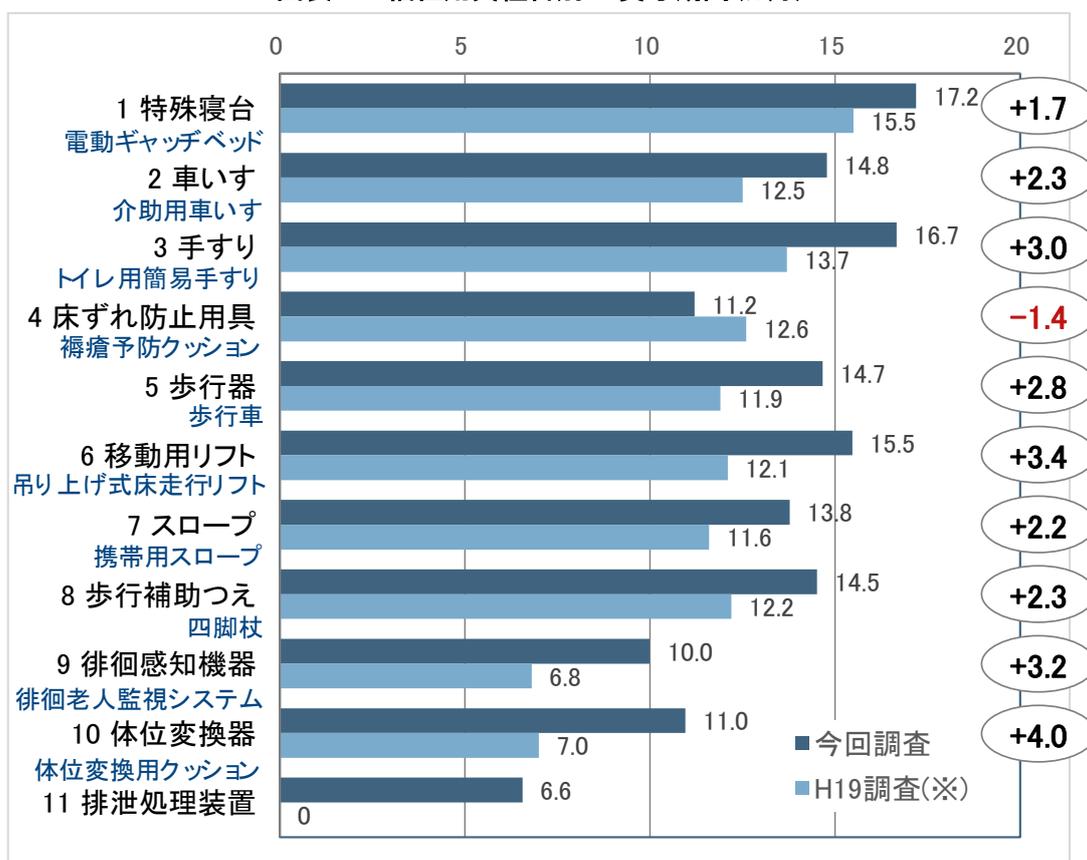
図表 31 福祉用具種目別 機器仕入れコスト比率 と サービスコスト比率 の関係性



## 《参考》1貸与期間

- 本調査で把握された福祉用具の「1貸与期間」(ひとりの高齢者が、同一の機種を利用し(貸与を)始めてから終了するまでの期間)は、種目によって6.8～17.2ヵ月となっている。
- この回答の信頼性を確認するため、過去に、貸与期間の把握を実施している平成19年度テクノエイド協会調査結果との比較分析を行ったところ、「床ずれ防止用具」を除き、本調査結果の方が1.7～4.0ヵ月ほど長いことが確認された。
- ただし、テクノエイド協会調査では、機器のタイプを詳細に特定して実施していることから、対比するには配慮が必要である。例えば、「床ずれ防止用具」は、テクノエイド協会調査では、「褥瘡予防クッション」(12.6ヵ月)と「褥瘡予防マットレス及びカバー」(10.4ヵ月)の掲載があり、前者を取上げて比較した。
- この差が生じている要因についてヒアリング調査で補足したところ、事業者の実感と比べても長めであることが確認されており、以下のような解釈ができる旨、指摘が得られている。
  - 本調査の回答では、入院期間中で売上を立てないが機器を回収していないケースや、自費による貸与など、介護保険を使って収入を得ていない期間が含まれている可能性があること。
  - 最も期間の長い「特殊寝台」は、機器の機能が高まり、中～重度まで継続して利用できるようになってきているため、調査時点の違いからその影響が含まれていると考えられること。
- また、ヒアリング調査では、利用者によっても貸与期間に大きな差が生じていることや、状態像が安定するまでは短期間で機種の変更等があること等に、考慮が必要であるとの指摘が得られている。

図表 32 福祉用具種目別 1貸与期間(ヵ月)

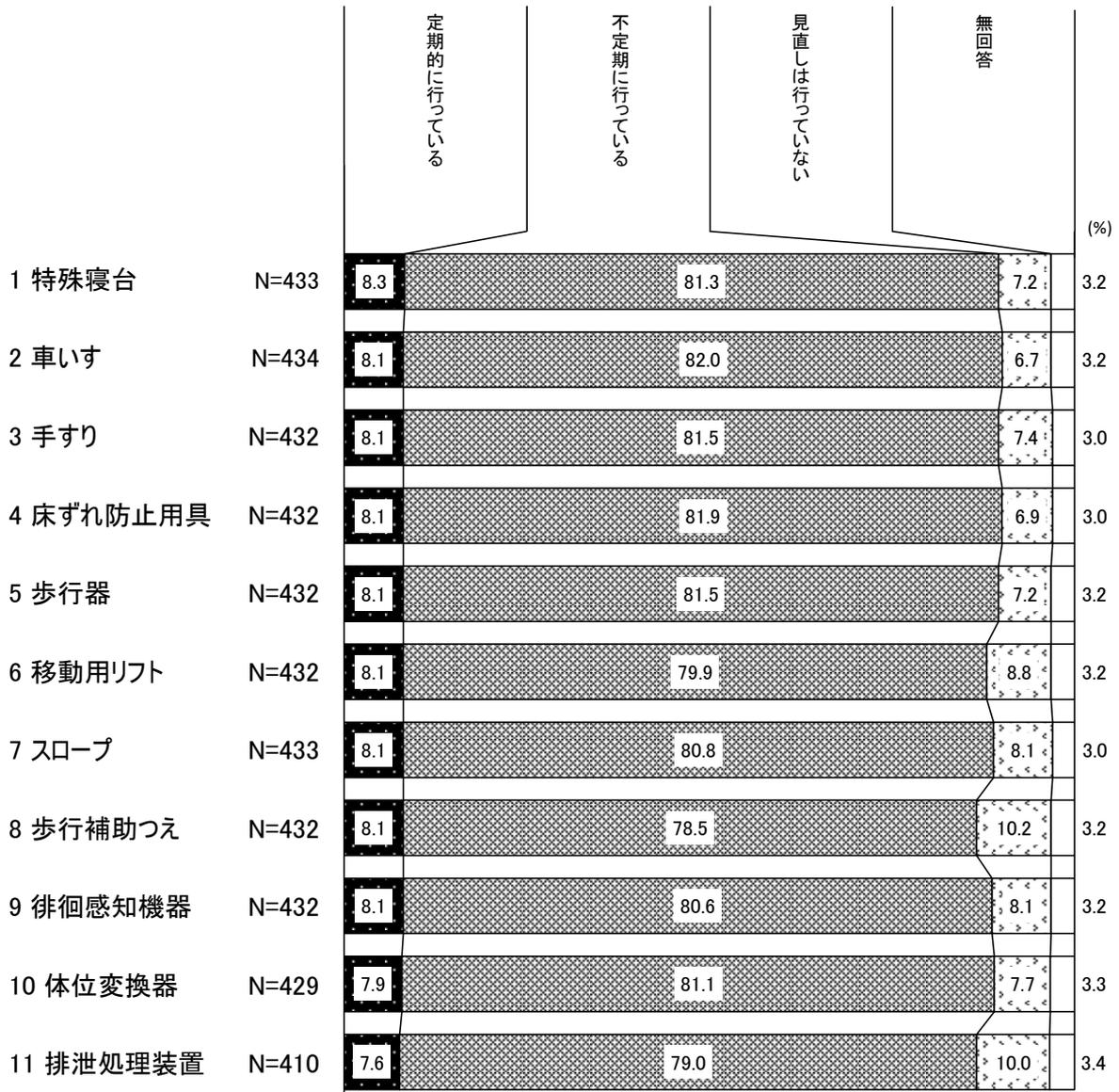


(※)H19 調査：財団法人テクノエイド協会「介護保険における福祉用具貸与の実態に関する調査研究事業 報告書」(平成20年3月)

#### 4) 利用料金の見直し状況

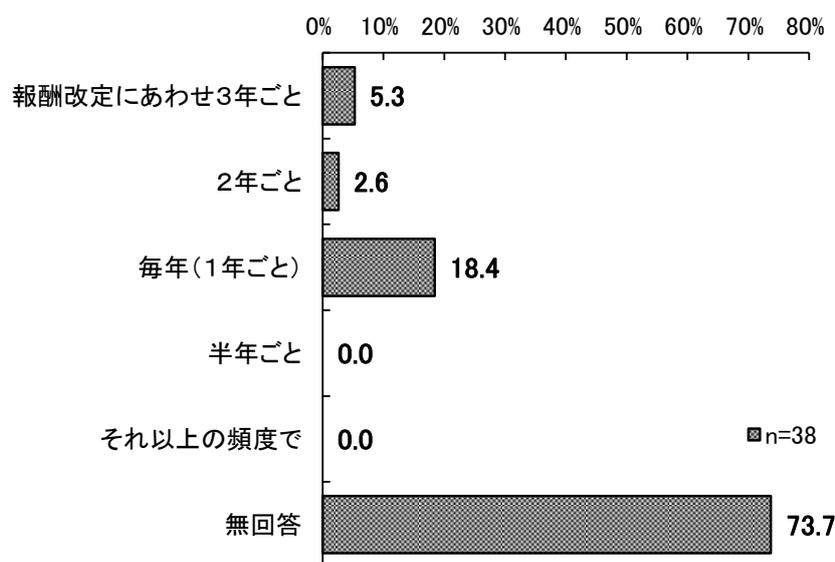
- 福祉用具の利用料金の見直しは、いずれの種目でも約8%が「定期的に行っている」、約 80%が「不定期に行っている」と回答しており、「見直しを行ってない」は約8%程度であった。

図表 33 利用料金の見直し状況

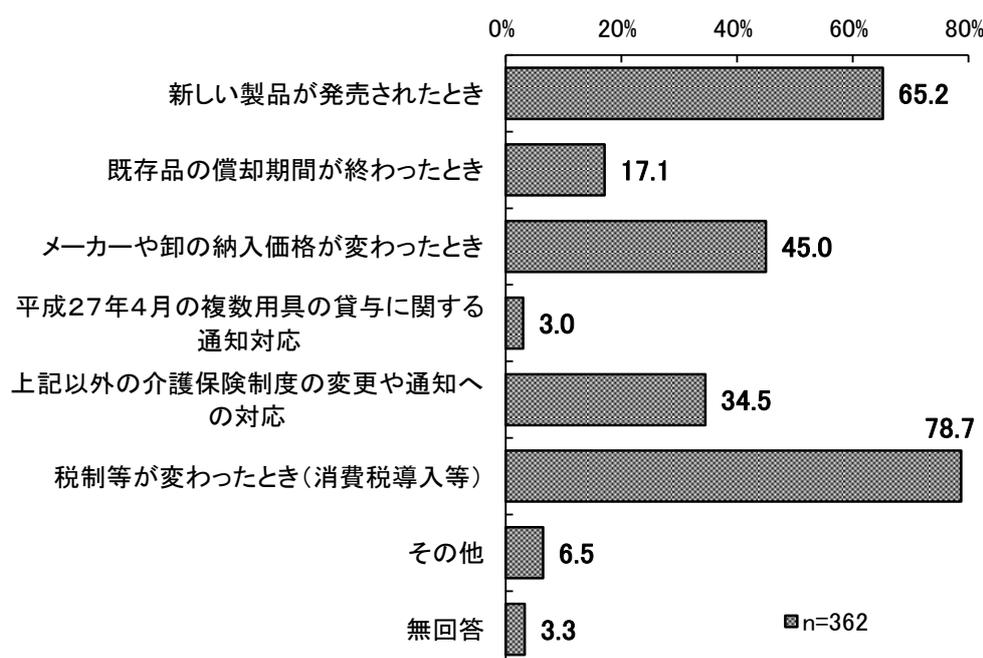


- 定期的な見直しの実施タイミングについては、無回答が多く、傾向を見出すことが難しい。
- 不定期的見直しの実施タイミングでは、「税制等が変わったとき」が 78.7%と最も高く、次いで「新しい製品が発売されたとき」65.2%、「メーカーや卸の納入価格が変わったとき」45.0%の順となっている。
- 新製品の発売タイミングは、福祉用具の種目によっても異なる。新商品の上市頻度が高い「車いす」や「歩行器」は毎月のように新製品が上市されている。
- 制度対応型の見直しよりも、市場の変化や影響を考慮した見直しが中心となっている。

図表 34 定期的な見直しの実施タイミング



図表 35 不定期的見直しの実施タイミング



### 3. 特定福祉用具販売の価格構造

- 介護保険制度では、浴室やトイレで使用するもので、直接身体に触れる福祉用具については、「特定福祉用具販売」として購入費用に対する助成が行われる。平成25年度の介護保険給付費でみると、福祉用具貸与が約2,580億円であるのに対し、特定福祉用具の購入費助成や約139億円と福祉用具貸与の約5%の規模である。
- 特定福祉用具販売の販売実績の多くが「入浴補助用具」と「腰掛便座」で、それ以外の利用はほとんどみられない。「入浴補助用具」や「腰掛便座」も、その1ヵ月・1事業所あたり利用件数は、それぞれ平均18.5件、平均6.4件と、福祉用具貸与の件数と比べて非常に少ない。
- 特定福祉用具販売における販売1件あたりの機器仕入れコスト比率（収入に対する割合）は、57.1～67.1%と、福祉用具の種目や販売実績の多寡によらず、おおむね同水準になっている。
- 特定福祉用具販売の場合では、機器仕入れコスト以外にかかるのは、土地・建物コストとその他（保管費等）程度であり、在庫コストや廃棄コスト、サービスコストは福祉用具貸与に比べかなり少ないと想定される。
- 土地・建物コストを、貸与の場合と同様、売上按分で加算すると、「入浴補助用具」の場合で収入に対する比率が68.2%、「腰掛便座」の場合で24.4%となった。

図表 36 特定福祉用具販売の価格構造

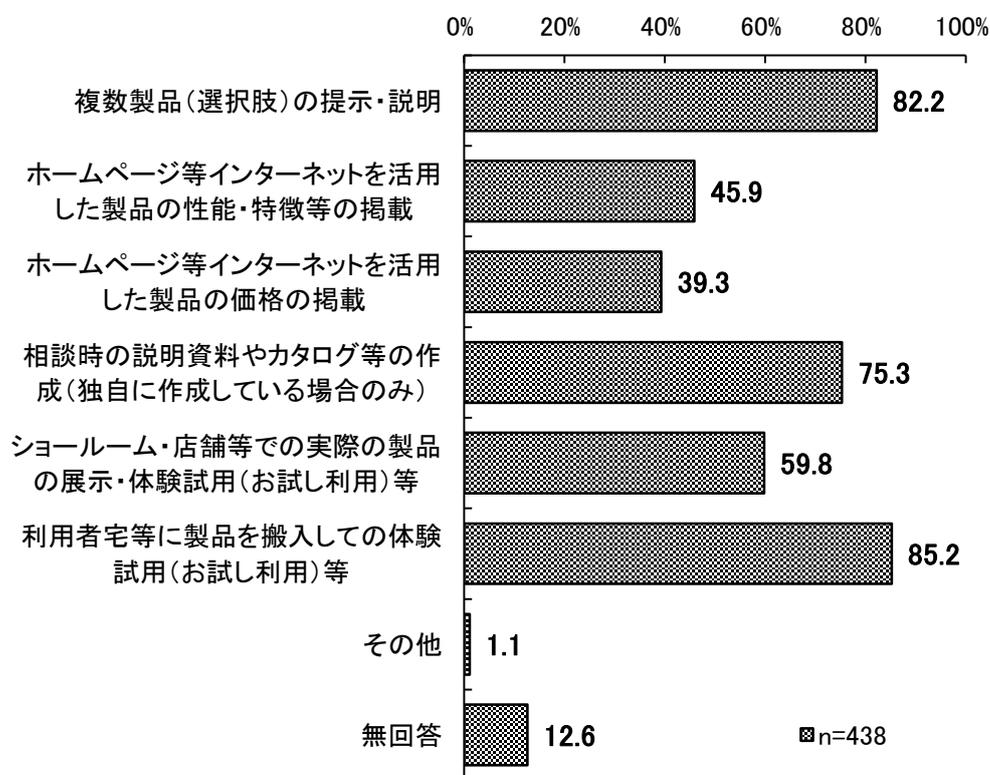
	1事業所あたり 販売実績	1件あたり収入	1件あたり 機器仕入れコスト	土地・建物コスト
腰掛便座	6.36 件	33,769.3 円	22,043.1 円	8,255.5 円
収入に対する比率	-	-	65.3%	24.4%
自動排泄処理装置の 交換可能部品	0.01 件	16,821.9 円	11,285.4 円	0.0 円
収入に対する比率	-	-	67.1%	0.0%
入浴補助用具	18.51 件	18,633.6 円	11,321.9 円	12,716.1 円
収入に対する比率	-	-	60.8%	68.2%
簡易浴槽	0.00 件	56,000.0 円	32,000.0 円	0.0 円
収入に対する比率	-	-	57.1%	0.0%
移動用リフトのつり具部分	0.02 件	35,062.3 円	23,170.1 円	0.0 円
収入に対する比率	-	-	66.1%	0.0%

#### 4. 利用者による選択・自己決定、サービスの質の維持・向上のための取り組み

##### 1) 利用者の選択・自己決定のための取り組み

- 福祉用具貸与事業所が、利用者による選択・自己決定のために行っている取り組みでは、「利用者宅に製品を搬入しての体験利用(お試し利用)等」が最も多く、85.2%を占めた。
- 次いで、「複数製品(選択肢)の提示・説明」も82.2%の事業所で行われている。
- これらは、個別ヒアリング調査で指摘された、アセスメント～用具の選定・試用の際に、複数の機器を利用者宅に持ち込んで、実際に自宅で利用できるかをチェックすること、車いすや歩行器など動かして利用するもの場合は、必要と判断された場合は、候補となる複数の機種を体験試用のために利用者宅に置いて帰り、一定の期間(1～2週間程度)、実際に利用しながら生活をして選択をすること等とも符合する結果となっている。
- また、「相談時の説明資料やカタログ等の作成」も、75.3%の事業所で行われているのに対し、「ホームページ等インターネットを活用した製品の性能・特徴等の掲載」(45.9%)や「ホームページ等インターネットを活用した価格の掲載」(39.3%)は4割前後程度でのみ行われていた。
- これは、利用者が高齢者のため、必ずしもインターネット等の利用が便利とも言えないことや、福祉用具の特性として言葉や写真で性能・特徴を説明しても伝わりにくく、実際に見たり、使ったりしながらでなければ、その人の状態や暮らしぶりに合った機種が選びにくいといったことが影響していると考えられる。

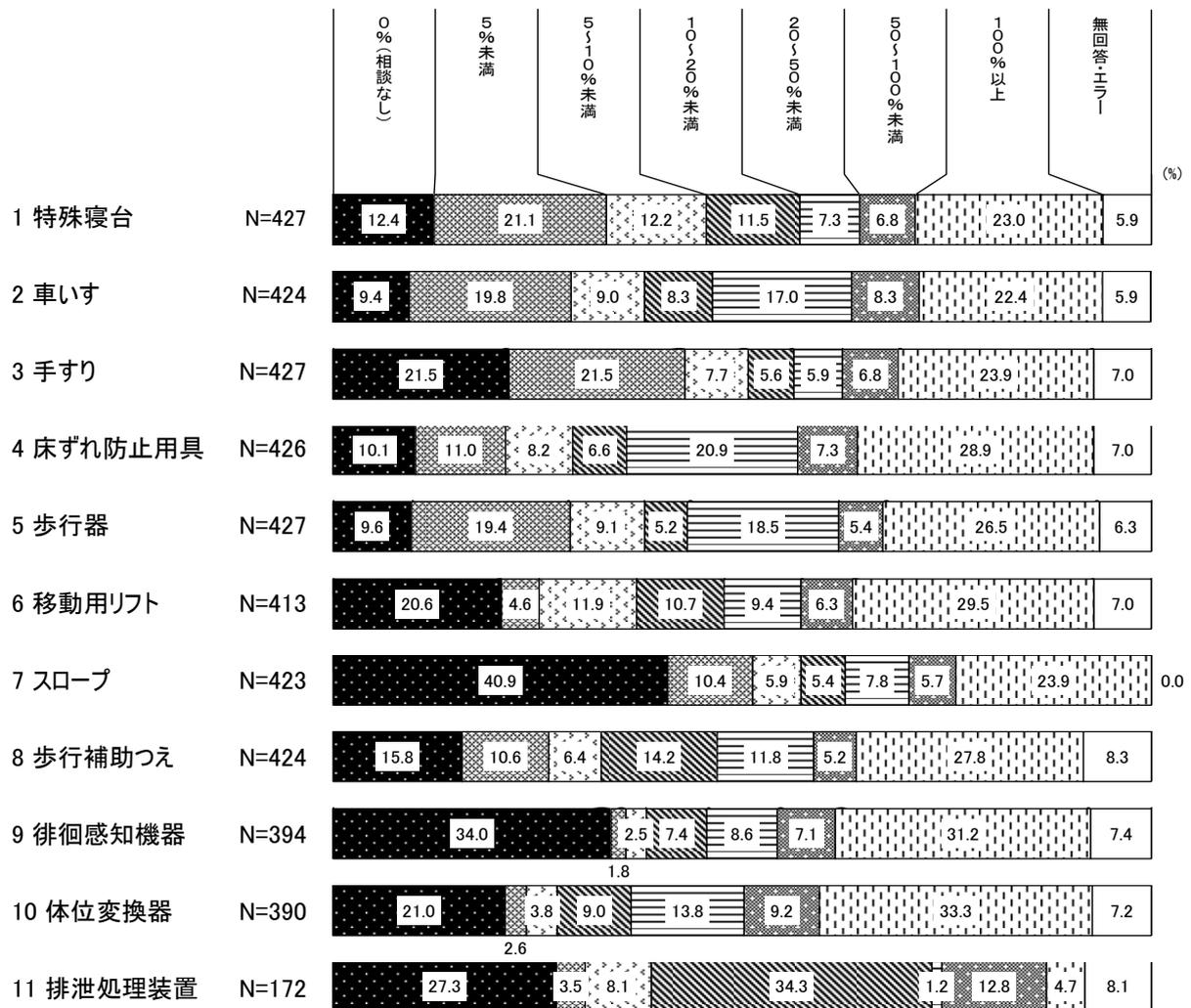
図表 37 利用者の選択・自己決定のための取り組み



## 2) 福祉用具貸与サービスの質の維持・向上のための取り組み

- 福祉用具貸与事業所以外の専門職に相談・助言を求めた割合〔Ⅱ問2〕は、福祉用具の種目によっても差があるが、貸与実績の50%以上相談している事業所が3~4割程度を占めている。

図表 38 福祉用具種目別 事業所外の専門職に相談・助言を求めた割合

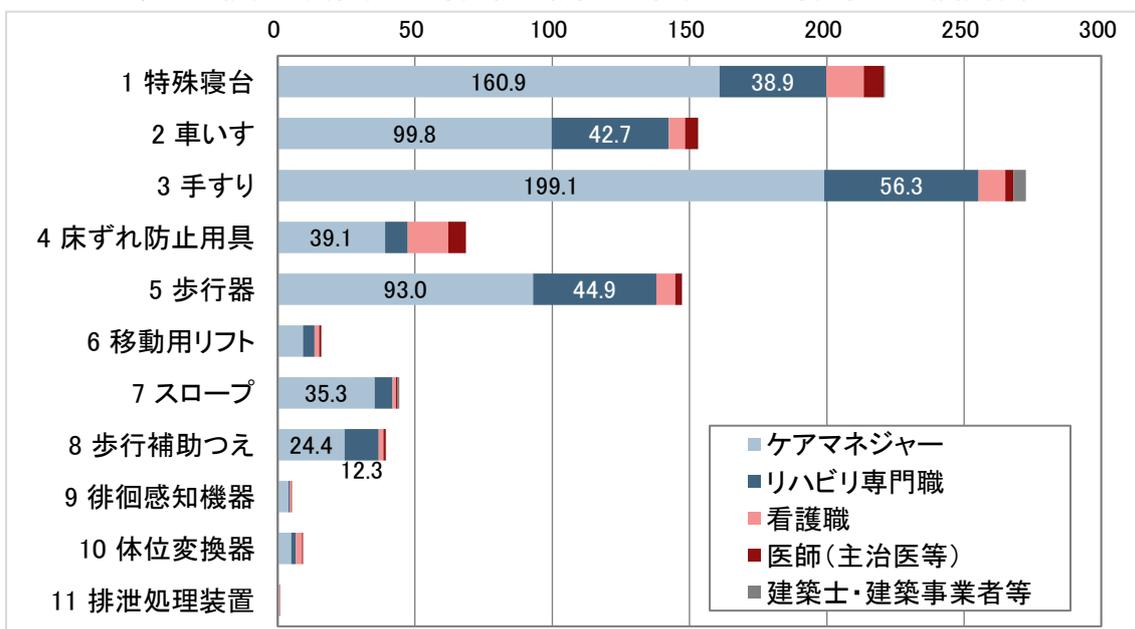


※上記は、貸与実績件数あたりの相談件数の割合として算出。

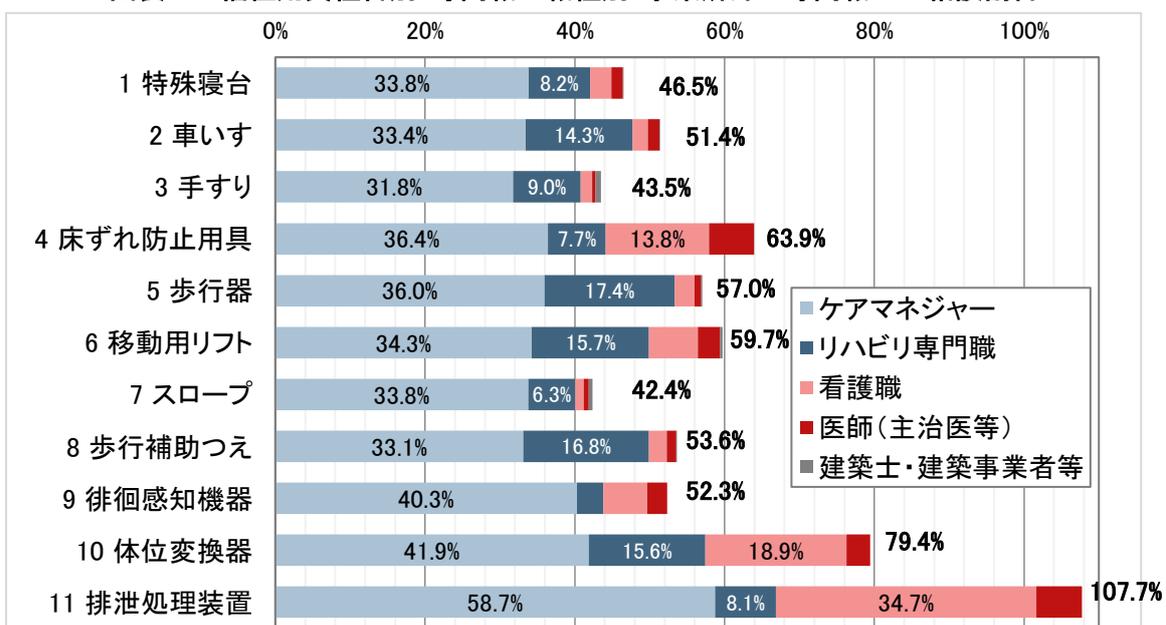
1件の貸与につき、複数の専門職に相談するケースが存在するため、100%以上となる場合があります。

- 1事業所1ヵ月あたり相談件数は、「手すり」の場合に最も多く 272.5 件、次いで「特殊寝台」221.2 件、「車いす」153.3 件、「歩行器」147.5 件の順となっている。
- これを貸与件数に対する割合に換算すると、図表 40 のようになり、いずれの種目においても4割以上で貸与事業所以外の専門職への相談が行われていることがわかる。
- 相談先の中心はケアマネジャーで、相談の約1/3を占めているが、「歩行器」、「歩行補助つえ」、「移動用リフト」、「車いす」など、移動・移乗のための機器に関しては、「リハビリ専門職」への相談が多いのが特徴で、相談の 15%程度を占めている。
- 重度の方の利用が多い「自動排泄処理装置」、「体位変換器」、「床ずれ防止用具」は、「看護職」へや「医師」への相談も多い。

図表 39 福祉用具種目別 専門職の職種別 事業所外の専門職への相談件数



図表 40 福祉用具種目別 専門職の職種別 事業所外の専門職への相談割合



※事業所外の相談割合は、貸与実績件数に対する相談件数(出現率)として算出

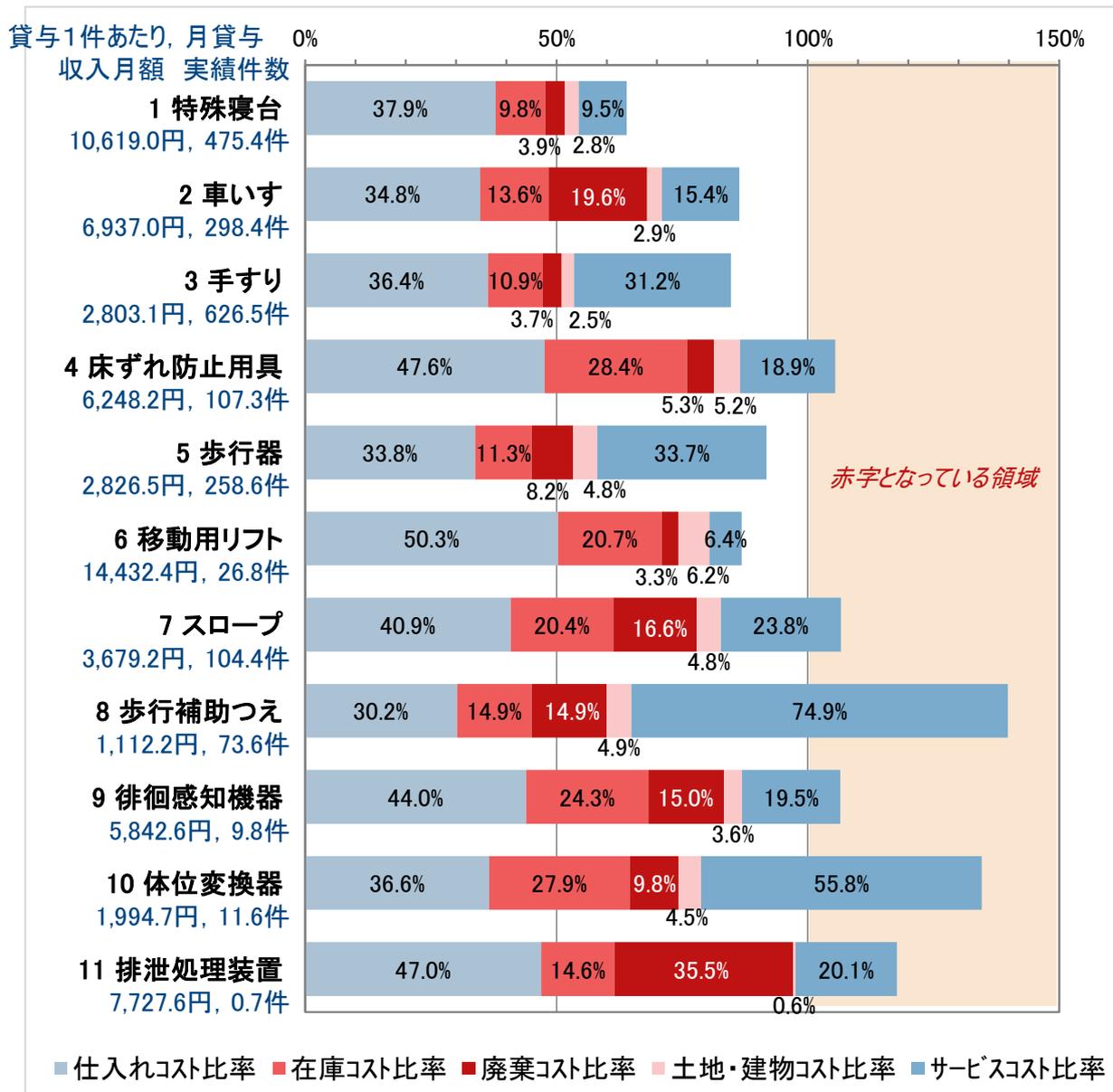
## 5. 福祉用具貸与の価格構造(まとめ)

### ○福祉用具種目別にみた収入に対する機器仕入れコスト、管理・運営コスト、サービスコストの比率

- 本調査研究では、福祉用具貸与の価格構造を、種目別に、機器仕入れコストと、それ以外にかかる管理・運営コスト、アセスメント等の付帯サービスにかかるサービスコストに分けて把握するという目的のもと、各コストの計算を行った。そこで把握・算出したコストを積み上げグラフで示すと、図表 41 のようになる。
- 介護保険給付の単位ベースでみると、上位3種目(「特殊寝台」、「車いす」、「手すり」)で7割以上、5種目(3種目のほか「床ずれ防止用具」、「歩行器」)まで含めると 87%を占めること、利用件数が少ない種目では誤差が生じやすいこと等から、本節では上位5種目に着目して考察する。
- なお、本調査で算出したコストには、管理部門の経費(販管費)や教育研修経費、広報・広告経費、輸送にかかる経費などが含まれていない点に留意が必要である。
- 機器仕入れコスト比率は 35～40%程度(図表 15)と、物販型の事業である特定福祉用具販売(機器仕入れコストは約 65%, 図表 36)と比べ、低い水準に留まっており、福祉用具貸与はサービス業としての価格構造となっている。
- 「床ずれ防止用具」は、47.6%とやや機器仕入れコスト比率が他と比べ高い結果となったが、これは、メーカー納入価格が維持されている(参考資料 I 保険給付1件あたり費用額が横ばいで推移している)ことが影響していると考えられる。
- 福祉用具種目によって貸与1件あたり26.0～76.2%の在庫を保有(図表 16)しており、そのための在庫コスト比率が 10～15%程度(図表 17)を占めている。
- 退院をきっかけとする利用等急を要する 경우가多く欠品が許容されにくいこと、利用者の状態像や生活状況に合わせた提案を行うために多様な機種を保有せざるを得ないことなど、一般的な消費財とは大きく異なる特殊性があり、在庫を抱えざるを得ない事業構造となっている。
- また、在庫には、一般に認識されている①倉庫等で保管されている機器のほか、②消毒・メンテナンス等整備中の機器、③体験利用やデモ、入院期間中等で売上の立たない形で利用者に貸与されている機器や、自治体等が行う研修・イベント等へ無償貸与されている機器等が含まれていることも、在庫保有率が高い要因となっている。特に、体験利用(お試し利用)のは 85%を超える事業所で実施されている(図表 37)。
- 「床ずれ防止用具」は、在庫コストが 28.4%と他に比べて高い結果となったが、これは、貸与件数が比較的少ないことから、計算上、在庫保有率が高く出やすいことが影響していると考えられる。
- 保有機器の3～10%程度が毎年廃棄されており(図表 18)、廃棄コスト比率は3～8%程度(図表 19)を占めている。
- 「車いす」は、1台の機器を廃棄するのにかかる金額が大きいことが影響し、廃棄コスト比率が高くなっていると考えられる。
- 土地・建物コスト比率は、3～5%程度(図表 21)を占めている。
- 貸与事業所の運営には、オフィススペースのほか、機器の展示スペースや倉庫、消毒・メンテナンスのための場所・設備等が必要(1事業所の延床面積は平均 566.4 m<sup>2</sup>、それにかかる賃料・減価償却費は月額平均 43.6 万円, 図表 22)であるが、本調査で明らかになった費用の中では低い数値に留まった。

- サービスコスト比率で見ると10～30%程度まで種目により差が生じている(図表 28)が、金額ベースで見ると1.3～1.7万円程度(図表 29)と、福祉用具の種目によらず、一定のコストが発生している。
- アセスメント等のサービスプロセスは、機器の貸与金額(収入額)や件数、貸与期間等によらず、一定の時間を要するため、サービスコスト(金額ベース)も一定の金額で発生する傾向がある。
- プロセスの中では、「サービス担当者会議等への参加」に17.3～21.4%、「搬入・搬出」に12.8～16.7%、「モニタリング」に12.5～14.4%が費やされている(図表 29)。
- 福祉用具の種目別にみると、コスト比率が高いもの(利益が出にくいもの)と低いもの(利益を出しやすいもの)とが存在することが明らかであるが、貸与事業者は、ケアマネジャーから選ばれるために、利益の出しやすさによらず幅広い商品ラインナップを持つ必要があるため、事業全体で収益が確保できるよう事業者努力・工夫を重ねていると考えられる。

図表 41 福祉用具種目別 収入に対するコスト比率



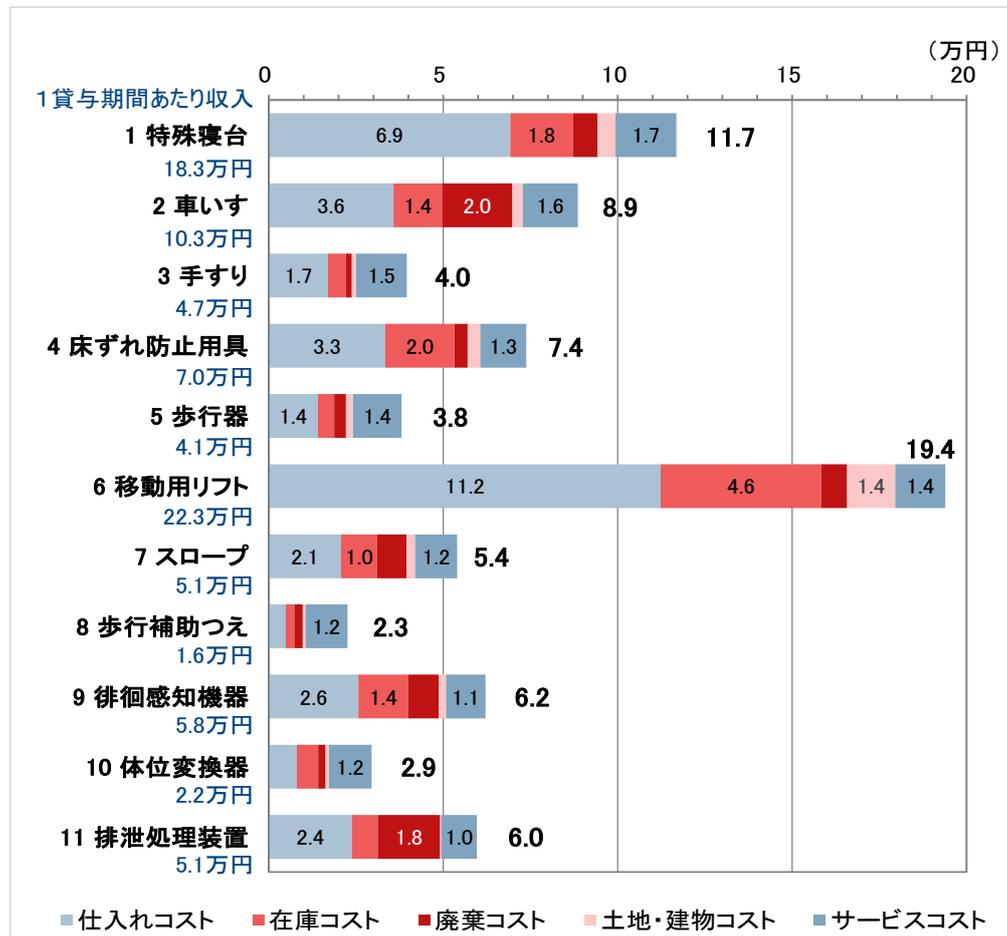
○福祉用具種目別にみた1貸与期間あたりコスト(金額ベース)

- 図表 41 を1貸与期間あたりのコスト(金額ベース)に換算すると、図表 42 のようになる。
- 1 件あたり収入(月額)が高い、または、貸与期間が長い用具ほど、全体としてコストもかかっている。例えば、「移動用リフト」は、1 件あたり収入が 14,432.4 円(図表 13)と高く、貸与期間も 15.5 カ月(図表 32)と長いことから、図表 42 では突出して高い数値となっている。
- 収入との差分で**プラスが大きいのは、「特殊寝台」(+6.6 万円)、「移動用リフト」(+2.9 万円)、「車いす」(+1.4 万円)**であり、逆に、マイナスなのは**「自動排泄処理装置」(△0.9 万円)、「体位変換器」(△0.8 万円)等**である。ただし、前述のとおり、今回算出したコストに含まれないコストが存在することに留意が必要である。
- サービスコストは、収入月額や件数、貸与期間等の影響が少なく、どの福祉用具種目においても、1貸与期間で1.0～1.7 万円がかかっている。**
- なお、本調査では、各福祉用具を単品で導入した場合を想定して回答頂いているが、実態としては、複数の福祉用具を同時に導入したり、住宅改修を同時に実施したり、場合によっては他の在宅サービスの導入も合わせて検討する場合も多いことに留意が必要である。

※サービスコストは、1貸与期間に生じるコスト、それ以外は月額ベースで把握したものに貸与期間を乗じて得た数値。このため、前述のとおり、本調査では、貸与期間が過去の調査や事業者の実感に比べ長めに出ていることが確認されており、その影響を考慮する必要がある。

※本調査では、各福祉用具を単品で導入した場合を想定してサービスにかかる所要時間や実施回数を回答頂いているが、実態としては、複数の福祉用具を同時に導入したり、住宅改修を同時に実施したり、他の在宅サービスの導入も合わせて検討する場合も多いことに留意が必要である。

図表 42 福祉用具種目別 1貸与期間あたりコスト



## ○福祉用具の料金見直しと市場環境について

(※はヒアリング調査において把握された情報)

- 福祉用具の利用料金を定期的に見直している事業所は 8%程度にすぎず、8割の事業所では不定期に見直しが行われている(図表 33 参照)。
- 見直しが行われるタイミングとしては、「税制等が変わったとき(消費税導入等)」(78.7%)、「新しい製品が発売されたとき」(65.2%)、「メーカーや卸の納入価格が変わったとき」(45.0%)が、「平成 27 年 4 月の複数用具の貸与に関する通知対応」(3.0%)や「上記以外の介護保険制度の変更や通知への対応」(34.5%)よりも高い割合を占めており、制度対応型の見直しよりも市場の変化や影響を考慮した見直しを中心となっている(図表 35)。
- 介護給付費実態調査でも、多くの種目では1件あたり費用額が低下している実態が明らかになっている(参考資料 I 参照)ほか、ヒアリング調査では、ケアマネジャーが競争促進の役割を果たし、貸与事業者が価格競争、非価格競争ともに「激化している」と感じている(※)ことが把握されている。

### <価格競争>

- ケアマネジャーは区分支給限度額の範囲で利用するサービスを選定しているため、他サービスとの併用を考慮して予算額を提示される、他社より高いと選ばれにくい等の声が聞かれた(※)。
- 従来製品より機能の高い新製品が出ても、価格が上がらない状況にある、との指摘があった(※)。

### <非価格競争>

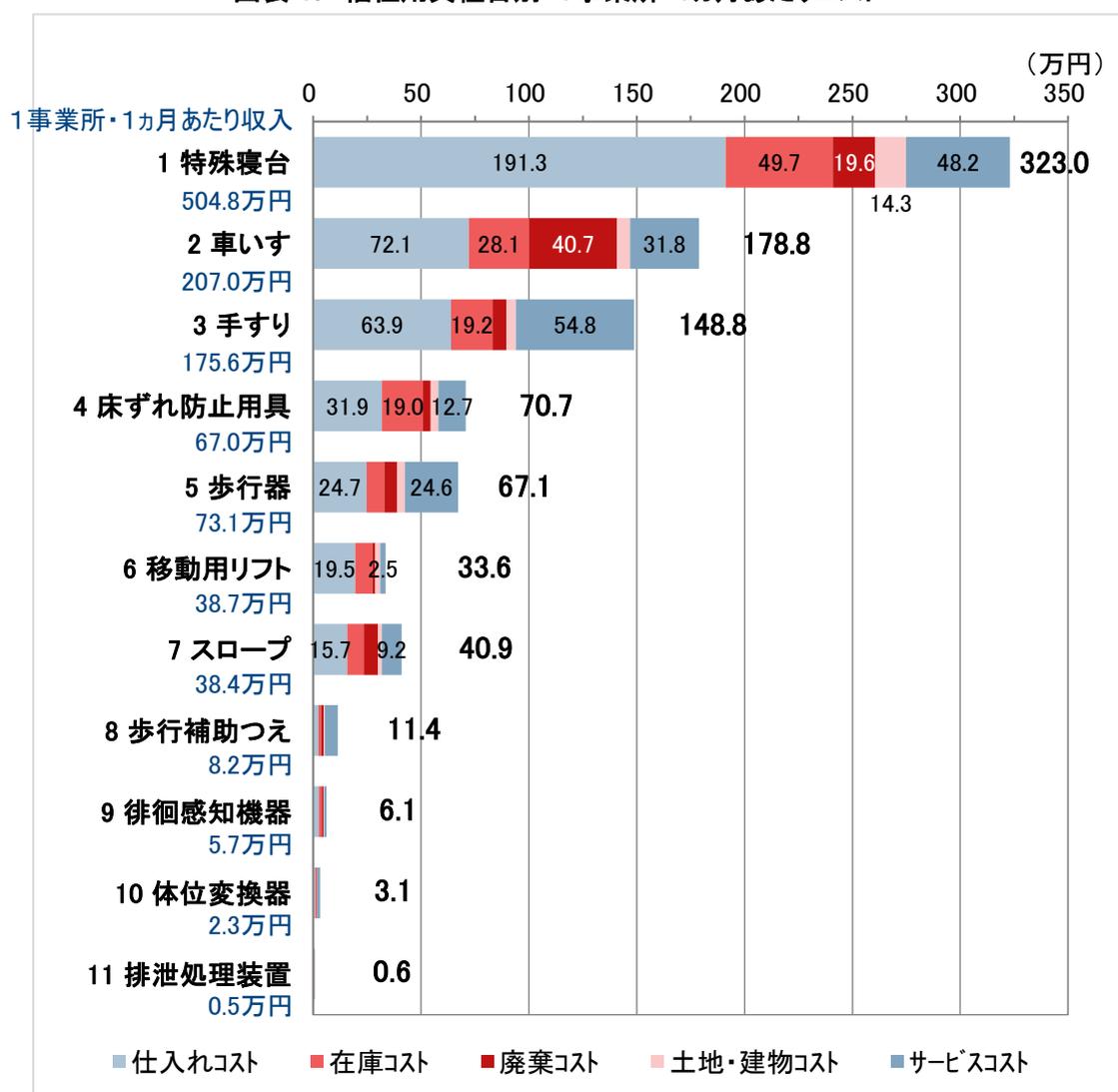
- 非価格競争では、①商品の品揃え・強み(新製品の導入)、②急な依頼への迅速な対応(退院時等)、③対応の丁寧さ に対するケアマネジャーの要請が強まり、貸与事業者側にはその期待に答えないと選ばれないという危機感が強くある(※)。
- ②急な依頼への迅速な対応は、医療・介護政策で進められている「退院促進」や「地域移行・在宅重視」の流れに沿うものであり、政策に沿った対応をしている事業所が選ばれる傾向にあると言える。
- ③対応の丁寧さは、アンケート調査の以下の結果にも表れていることとも符合している。
  - 利用者の選択・自己決定のための取り組みとして、「利用社宅等に製品を搬入しての体験試用(お試し利用)等」や「複数製品(選択肢)の提示・説明」などが8割以上の事業所で行われている(図表 37 参照)。
  - サービスプロセスの中で「サービス担当者会議等への参加」が最も多くの時間を要している(図表 29 参照)。
  - 福祉用具の選定等において貸与事業所以外の専門職への相談が多くなされている(図表 40 参照)。

## 《参考》福祉用具種目別にみた1事業所・1ヵ月あたりコスト

- 参考として、1事業所・1ヵ月あたりの収支構造をみるため、図表 41 に貸与件数を加味し、1事業所・1ヵ月あたりコストに換算したものが図表 43 である。
- 図表 41 で赤字であることが判明している「床ずれ防止用具」、「スロープ」、「歩行補助つえ」、「認知症老人徘徊感知機器」、「体位変換器」、「排泄処理装置」は、1事業所あたりでみるとコストが小さい種目であることや、これらの赤字が「特殊寝台」、「車いす」、「手すり」等の黒字で賄われていることが確認できる。このように、種目間の赤字・黒字を補って事業所単位で収支を合わせていることによって、利用頻度が低くて貸与事業者にとって赤字の種目であっても、重度者を含む在宅要介護者にとって必要な福祉用具の提供が可能となっていると考えられる。

※サービスコストは、1貸与期間に生じるコストを把握しているため、貸与期間で除した数値を採用。このため、ここでも、貸与期間が長めに出ていることの影響を考慮する必要がある。

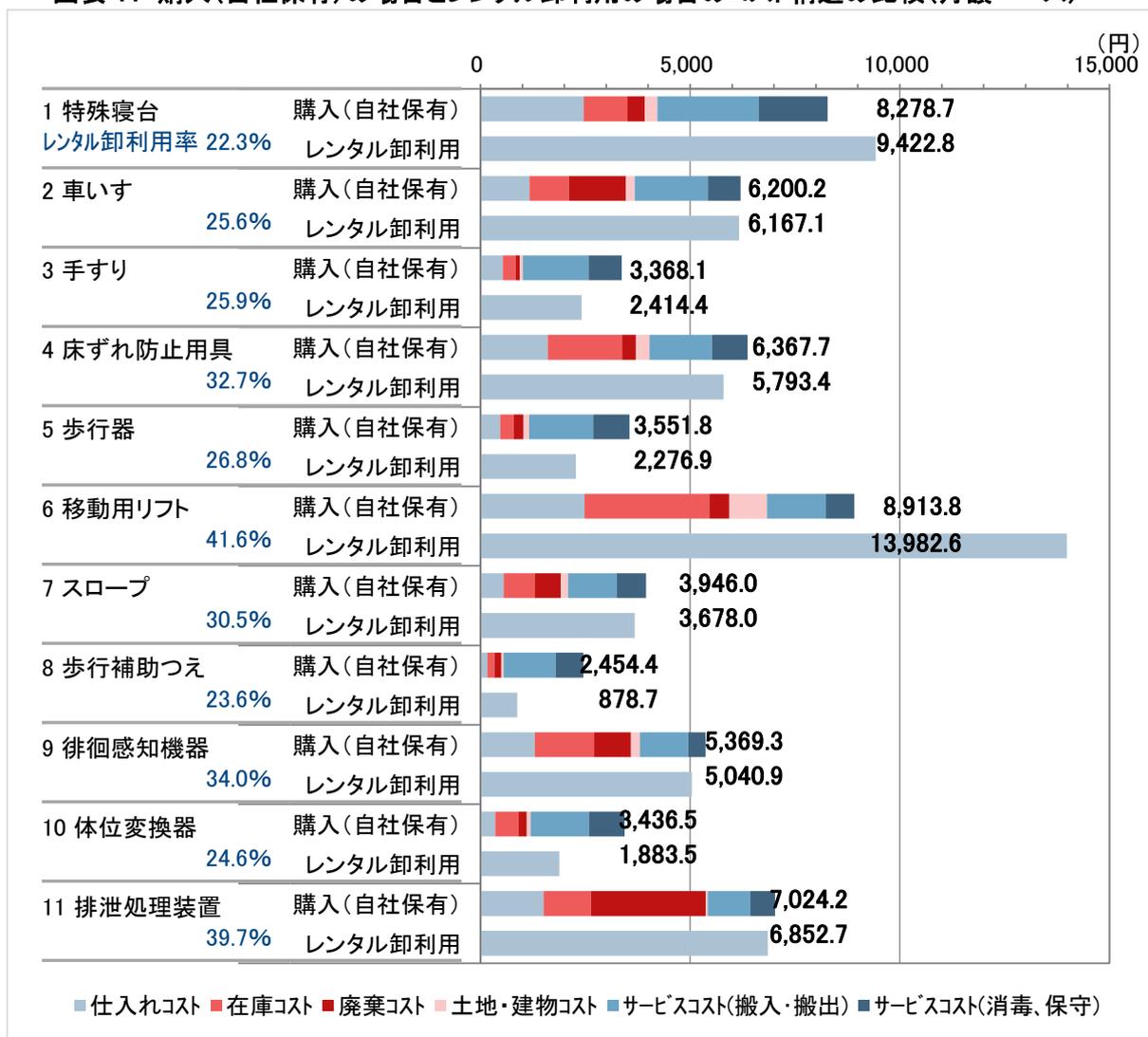
図表 43 福祉用具種目別 1事業所・1ヵ月あたりコスト



## 《参考》購入(自社保有)の場合とレンタル卸利用の場合のコスト構造の比較

- 福祉用具を購入(自社保有)して貸与する場合と、レンタル卸を利用して貸与する場合のコスト構造を比較するため、両者に共通するコストを除いてグラフに示すと、下図のようになる。
- 介護保険給付において、貸与事業所は、給付対象種目を提供できなければならないため、多くの機種を保有する必要性が生じている。その中で、利用者の出現頻度の低い種目・機種や、在庫が不足している場合の急な利用ニーズが生じたときなどを中心に、レンタル卸を利用した調達が普及・定着し、常態化しつつある。中小法人によって運営される事業所も多いことから、事業リスクを下げる観点でもレンタル卸事業者は必要不可欠な存在となっている。
- レンタル卸を利用する場合、商品の陳腐化リスク、劣化リスク、不稼働リスク等をレンタル卸事業者が負うため、その分がコストに転嫁されることが考え得る。そのため、レンタル卸を利用する場合の方が自社保有の場合と比べコストが高くなると想定していたが、今回の調査結果では、「特殊寝台」と「移動用リフト」以外では、購入(自社保有)の場合の方がコストが高い結果となった。

図表 44 購入(自社保有)の場合とレンタル卸利用の場合のコスト構造の比較(月額ベース)



※上記はサービスコストのうち、アセスメント等共通してかかる費用を除いて作成したグラフ

### III. 住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査について

#### 1. 調査の概要

##### 1) 調査対象

各都道府県・指定都市・中核市の介護保険主管課(室)

##### 2) 調査方法

厚生労働省老健局高齢者支援課よりメール配信にて依頼し、回答のあったものについて事務局にて集計

##### 3) 実施期間

平成 28 年2月 10 日～平成 28 年2月 19 日

##### 4) 主な調査項目

- ・ 住宅改修の優良事例等をホームページ上に掲載するなど、いわゆる「見える化」に向けた取組の状況について。
- ・ 上記「見える化」に向けた取組を行っている自治体については、その具体的内容について。

##### 5) 回答状況

78 の介護保険主管課から回答あり。

※そのうち市区町村単位で何らかの取り組みがあるところは 48 市区町村

#### 2. 市区町村における住宅改修の「見える化」の現状について

- ・ 取り組んでいる内容については各市区町村にバラツキがあることが分かった。
- ・ 特に、住宅改修施工例等の情報を積極的に公表しているような市区町村の存在は見られなかった。
  - ・ 利用者目線としては何を根拠に住宅改修業者を選んでよいのかが分かりづらく、市区町村側でも整理されていないことが想定される。
- ・ 取り組んでいる内容として良く見られたものは以下のとおりである。
  - ・ 住宅改修費受領委任払制度取扱い登録事業者一覧についてHP等で公開
  - ・ 広報誌やHPにて住宅改修事業について周知
  - ・ 住宅改修についての説明会を開催
  - ・ 業者向け住宅改修の手引きを作成
  - ・ 業者向け研修会を開催
  - ・ 住宅改修の制度についての説明や、Q&AについてHPで公開

### 3. 優良事例の情報の共有化のための手法について

#### 1) 住宅改修事例について公表されている情報項目に関する調査

- 市町村への調査の結果を受け、事務局では、住宅改修事例に関する情報の公開の事例として、住宅改修事業者のHP等にアップされている事例に記載されている情報項目、住宅改修の事例を掲載した書籍（雑誌含む）の情報項目について調査を行った。
- また、介護保険の下での住宅改修を年間当たり相当数行っており、社内で優良事例のコンテストを行っている事業者の協力を得て、このエントリーの際の情報項目について調査を行った。
- さらに、複数の事業者にヒアリングを実施した。

#### 2) 概ね公表されている情報項目の抽出

- 前述の調査結果を基に、共通に公表されている情報項目については以下のとおりであった。
- なお、利用者に関する情報や、工事写真については、個人情報保護に係る項目であるため、掲載承諾書を使用したりなどするとともに、取扱い方法は十分な検討が必要である。

カテゴリー	公表されている項目	
住宅改修の概要	主な改修内容	
	工事写真(改修前・改修後)	
利用者に関する情報	性別	
	年齢	
	居住地(寒冷地などのような地域特性)	
	居住形態	
	疾病名	
	身体状況(要介護度・障害の内容等)	
介護情報	介護保険利用目的	
	介護保険の利用内容(住宅改修以外)	福祉用具貸与
		福祉用具購入 その他
	主たる介護者	
建築情報	所有形式	
	構造	
	築年数	
工事情報	現調日	
	完工日	
	設計期間(初回現場調査～受注)	
	工事期間(着工～完工)	
	工事規模	
	工事部位	
	介護以外のリフォームジャンル	
	費用総額	
	費用内訳	
	費用内訳	うち介護保険
	うち行政助成金	
	うち日常生活用具給付	
	うちその他	
	うち自己費用	

### 3) 情報の共有の仕組みについて

#### ○ 算出・分析方法

- 共有する媒体としては、市区町村の担当者、住宅拐取事業者、利用者等がWebサイト上で共有できるようなシステムが望ましいと考える。
- 建設省（現国土交通省）の要請を受けて開始された、コリンズ（工事实績情報システム）とテクリス（業務実績情報システム）のように、事業者側から事例を登録するような仕組みが望ましい（コリンズ・テクリスの概要については附属資料参照）

### 4. 住宅改修優良事例の情報共有化について(まとめ)

- 住宅改修は、他の給付対象サービスのように事業者指定制となっていないことから、指定基準等の事業者への指導根拠がなく、住宅改修事業者の管理や、提供されるサービスの質の確保が課題となっている。
- また、介護保険の担当部署に住宅改修に対する専門職が配置されていないなどの理由もあって、事業者に対する指導が難しいことが指摘されている。
- 各市区町村における住宅改修の実態に関する資料や、事例等についても全国的なデータが不足しているのが現状であり、実際に住宅改修の事例を積極的に公開しているような市区町村の存在は見られない。
- このため、「住宅改修の概要」「利用者に関する情報」「介護情報」「建築情報」「工事情報」などの項目を市区町村の担当者、住宅改修事業者、利用者等が閲覧できるように公開することが望ましい。
  - 項目については個人情報保護などの観点から精査が必要。
- 公開方法についてはWebサイト上で、事業者から情報登録の上での公開が望ましい。

# 附属資料

- I. 介護保険における福祉用具・住宅改修の現状（厚生労働省 参考資料）
- II. 福祉用具貸与事業所の貸与価格の実態調査関連資料
  - 1. アンケート調査票
  - 2. 福祉用具の種目別にみた貸与1件あたり収入、機器仕入コスト
  - 3. プロセス毎の所要時間とコスト
  - 4. 平成26年介護事業経営実態調査（福祉用具部分）
  - 5. 障害者向け補装具費支給制度における補装具種目別購入基準額・実耐用期間
  - 6. ヒアリング調査結果
- III. 住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査関連資料  
コリンズ・テクリスについて

# 介護保険における 福祉用具・住宅改修の現状

厚生労働省老健局高齢者支援課

# 介護保険制度における福祉用具サービス

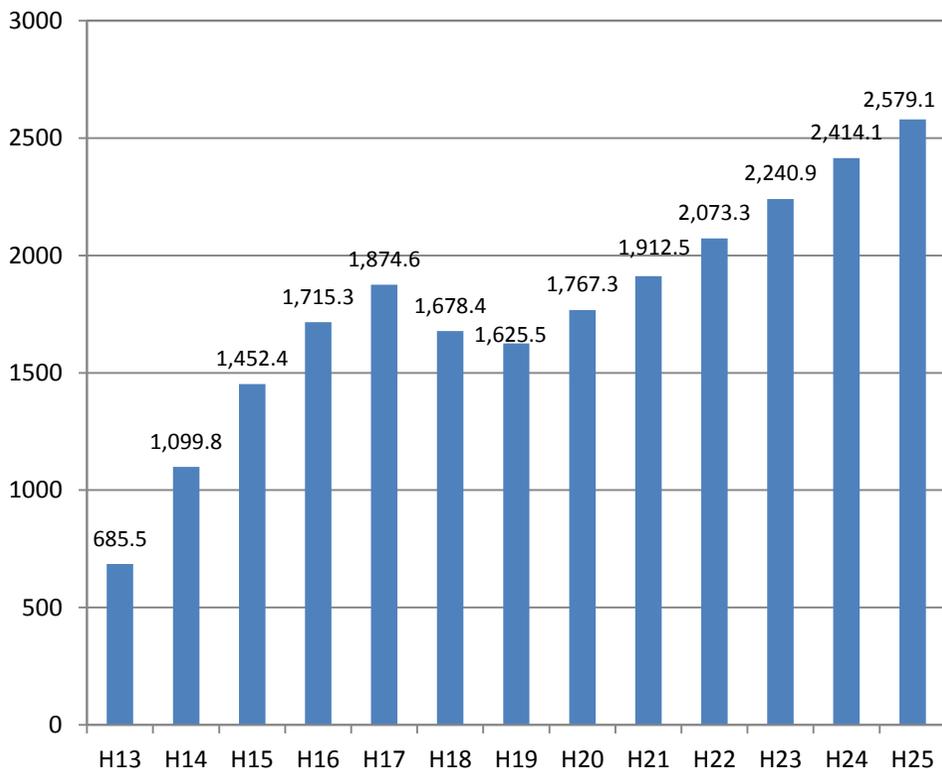
	福祉用具貸与	特定福祉用具販売
事業概要	福祉用具を指定事業者から貸与	入浴や排せつ等に用いる福祉用具(特定福祉用具)の購入(償還払い)
対象種目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす(付属品含む)</li> <li>・特殊寝台(付属品含む)</li> <li>・床ずれ防止用具</li> <li>・体位変換器</li> <li>・手すり</li> <li>・スロープ</li> <li>・歩行器</li> <li>・歩行補助つえ</li> <li>・認知症老人徘徊感知機器</li> <li>・移動用リフト(つり具の部分を除く)</li> <li>・自動排泄処理装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> <li>・自動排泄処理装置の交換可能部品</li> <li>・入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、入浴用介助ベルト)</li> <li>・簡易浴槽</li> <li>・移動用リフトのつり具の部分</li> </ul>
支給限度基準額	要支援、要介護度別の支給限度基準額の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	<p>10万円</p> <p>※要支援、要介護区分にかかわらず定額</p> <p>※同一支給限度額管理期間内(4/1~3/31の1年間)は、用途及び機能が著しく異なる場合、並びに破損や要介護状態の変化等の特別の事情がある場合を除き、同一種目につき1回のみ支給</p>
給付割合	サービス利用料の9割	購入費の9割
給付額	現に要した費用(実勢価格)	現に要した費用(実勢価格)

# 福祉用具貸与の保険給付の状況（1）

- 平成25年度の福祉用具貸与費は約2,580億円(対前年比約7%増)である
- 貸与事業所数及び1事業所あたりの平均額は、近年、対前年度約3%増である

## 福祉用具貸与の費用額の推移(介護予防を含む)

(単位:億円)

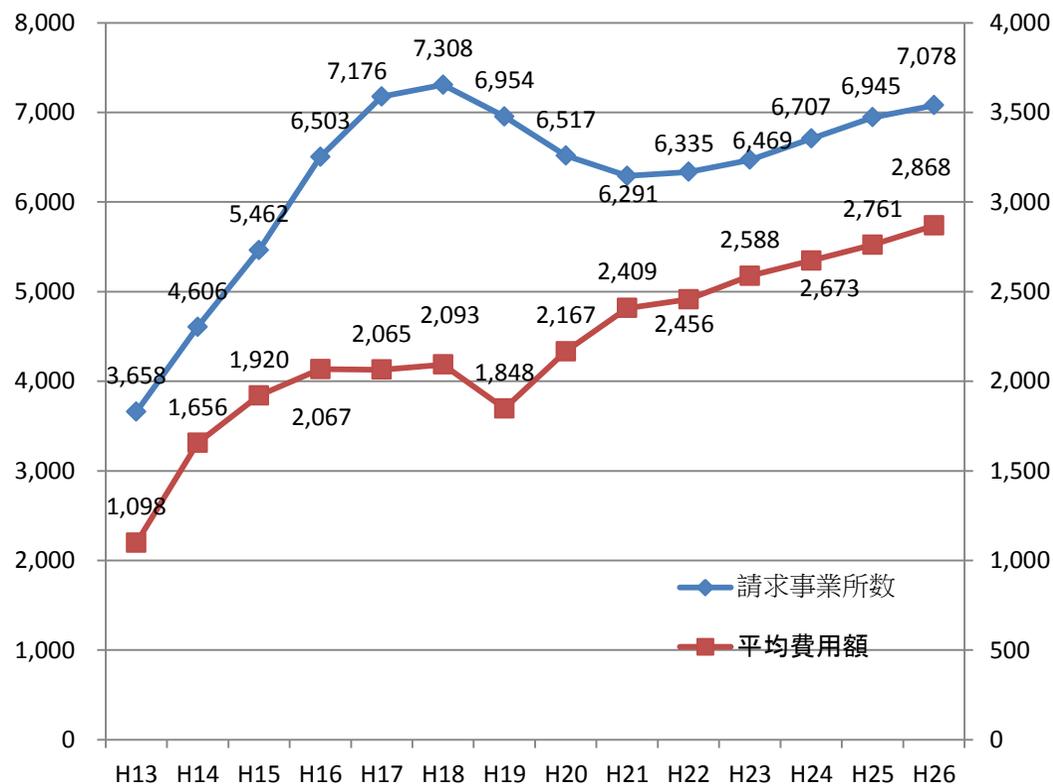


出典:平成25年度 介護給付費実態調査の概況

## 福祉用具貸与事業所数及び1事業所あたり平均額の推移

(単位:か所)

(単位:千円)

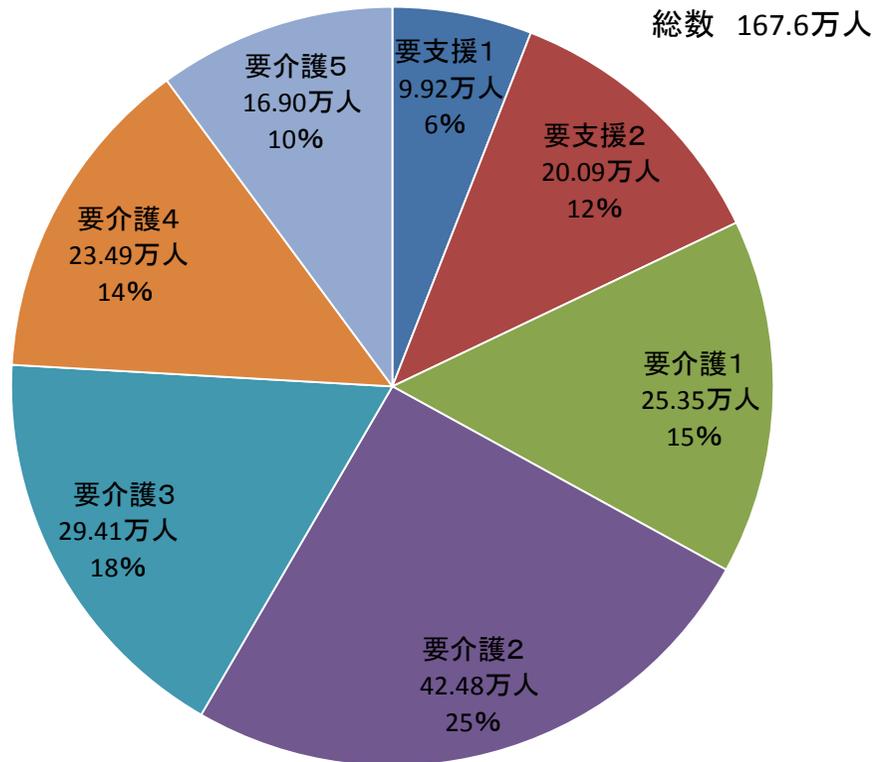


出典:介護給付費実態調査月報(各年4月現在)

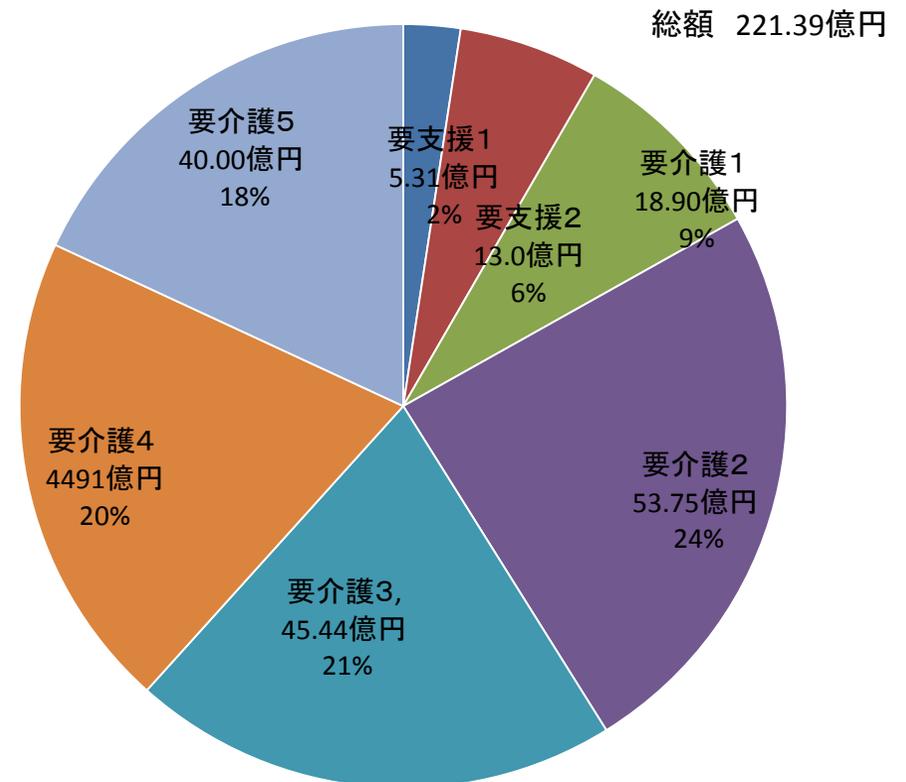
## 福祉用具貸与の保険給付の状況（2）

- 福祉用具貸与費の受給者数は、全体で167.6万人である。（H26.4サービス提供分）
- 福祉用具貸与費の費用額は、全体で約221.39億円である（同）

### 福祉用具貸与の要介護度別受給者数



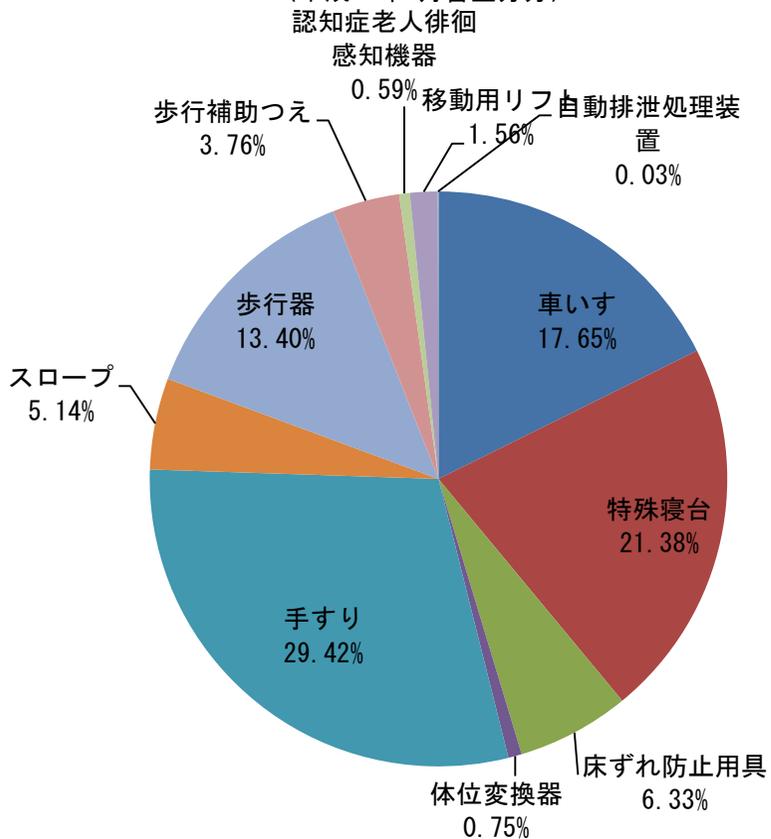
### 福祉用具貸与の要介護度別費用額



## 福祉用具貸与の保険給付の状況（3）

○ 福祉用具貸与の種目別の利用割合(件数)は、手すり(29.42%)、特殊寝台(22.38%)、車いす(17.65%)の順に多く、全体の約7割を占める。

福祉用具貸与費種目別（車いす付属品及び特殊寝台付属品を除く）  
（平成26年8月審査分）



出典：介護給付費実態調査(平成26年8月審査分)

## 福祉用具貸与費の要介護度別・種目別の利用割合(件数)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
総数	4.0%	9.3%	13.0%	24.6%	19.2%	16.9%	13.1%	100%
車いす	1.3%	3.9%	7.0%	22.1%	22.5%	24.3%	18.9%	100%
特殊寝台	0.7%	2.6%	5.6%	29.4%	23.7%	21.3%	16.9%	100%
床ずれ防止用具	0.1%	0.6%	2.0%	10.3%	14.1%	28.4%	44.5%	100%
体位変換器	0.0%	0.4%	0.7%	4.3%	6.8%	22.7%	65.1%	100%
手すり	7.0%	14.9%	21.6%	26.5%	17.1%	9.8%	3.1%	100%
スロープ	1.6%	4.9%	7.6%	16.0%	20.2%	26.9%	22.9%	100%
歩行器	9.1%	20.0%	21.5%	26.5%	14.2%	6.9%	1.8%	100%
歩行補助つえ	6.4%	17.4%	18.9%	28.7%	17.5%	9.0%	2.2%	100%
認知症高齢者徘徊感知機器	0.0%	0.0%	3.7%	15.1%	33.3%	34.7%	13.7%	100%
移動用リフト	0.7%	3.5%	5.6%	23.7%	23.0%	22.3%	21.3%	100%
自動排泄処理装置	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	25.0%	33.3%	92%

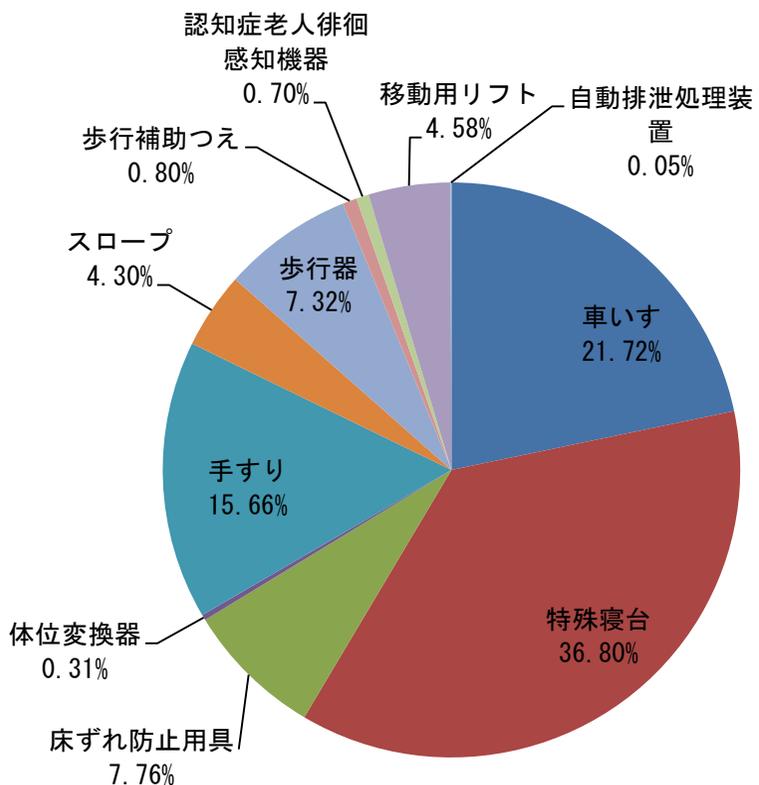
注：自動排泄処理装置については、給付件数が少数であり、統計数値が千件単位であることから、要介護度別利用割合に誤差が含まれる。

出典：介護給付費実態調査(平成26年8月審査分)

## 福祉用具貸与の保険給付の状況（４）

○ 福祉用具貸与の種目別の利用割合(単位数)は、特殊寝台(36.80%)、車いす(21.72%)、手すり(15.66%)の順に多く、全体の約7.5割を占める。

福祉用具貸与費種目別(車いす付属品及び特殊寝台付属品を除く)  
(平成26年8月審査分)



出典：介護給付費実態調査(平成26年8月審査分)

福祉用具貸与費の要介護度別・種目別の利用割合(単位数)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	総数
総数	2.8%	6.7%	9.3%	23.8%	19.8%	19.6%	18.0%	100%
車いす	3.3%	7.4%	8.0%	21.9%	19.7%	21.0%	18.8%	100%
特殊寝台	0.7%	2.5%	5.4%	28.4%	23.2%	21.6%	18.2%	100%
床ずれ防止用具	0.1%	0.5%	1.7%	8.6%	12.3%	27.4%	49.4%	100%
体位変換器	0.1%	0.4%	0.9%	4.6%	6.6%	22.0%	65.3%	100%
手すり	7.0%	14.8%	21.5%	26.8%	17.2%	9.7%	3.0%	100%
スロープ	0.4%	1.5%	3.5%	11.7%	20.4%	32.3%	30.2%	100%
歩行器	9.1%	20.2%	21.6%	26.5%	14.1%	6.8%	1.8%	100%
歩行補助つえ	6.4%	17.5%	19.0%	28.7%	17.4%	8.9%	2.2%	100%
認知症高齢者徘徊感知機器	0.0%	0.0%	3.5%	14.9%	33.3%	34.5%	13.8%	100%
移動用リフト	0.5%	2.8%	4.6%	20.3%	21.7%	24.3%	25.8%	100%
自動排泄処理装置	0.3%	0.8%	3.9%	14.9%	18.2%	28.9%	32.9%	100%

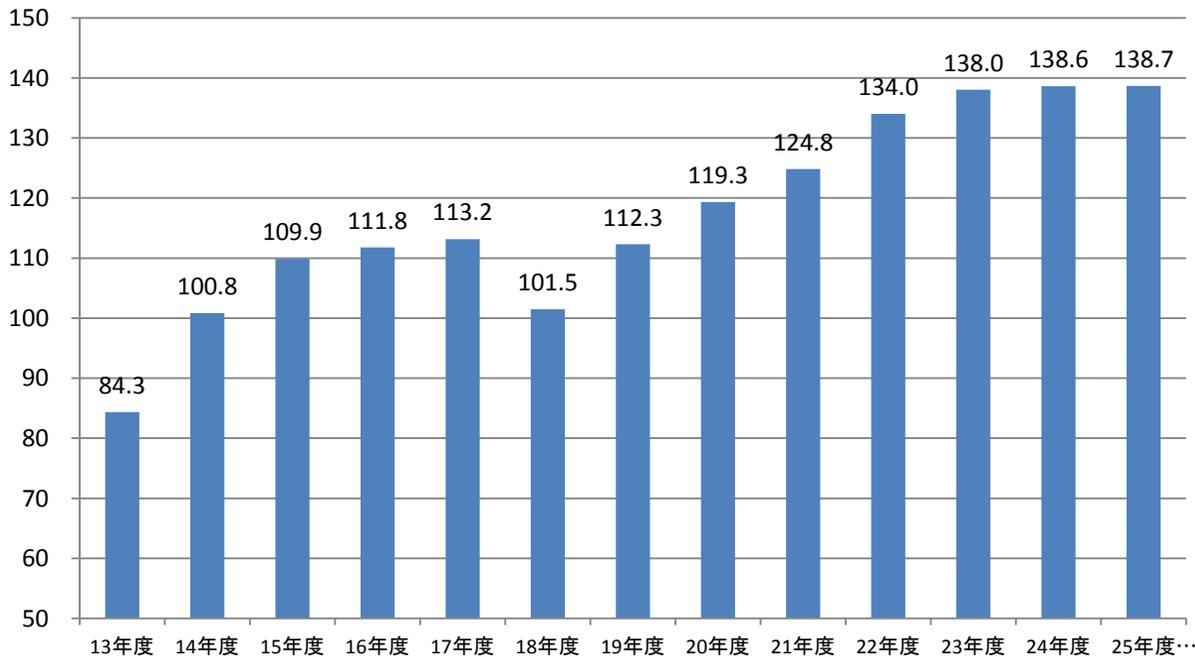
出典：介護給付費実態調査(平成26年8月審査分)

## (参考) 特定福祉用具購入費の状況

- 特定福祉用具購入に係る給付費は、年間約139億円である(平成25年度暫定)
- 要介護度別では、要介護度2以下の者が給付費の6割以上を占めている。

特定福祉用具販売の給付費(介護予防を含む)

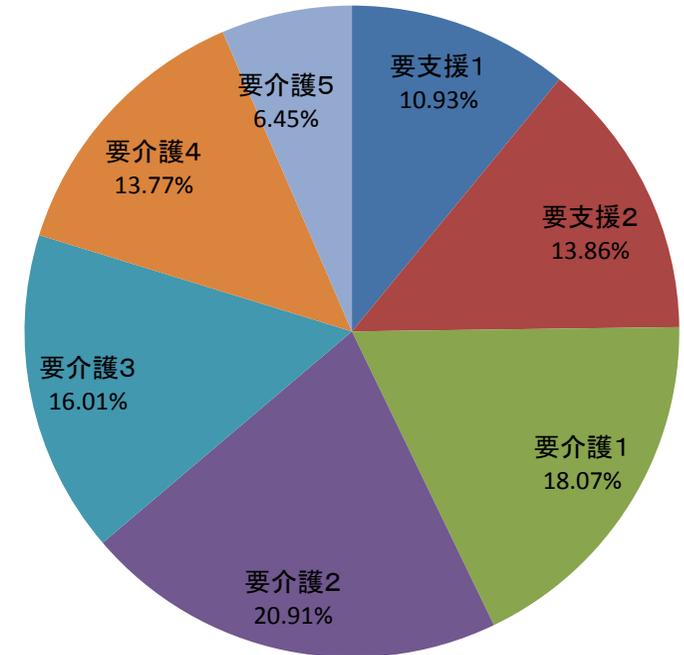
(億円)



出典: 介護保険事業状況報告 平成24年度年報  
平成25年度は25年4月から26年3月暫定版の積算

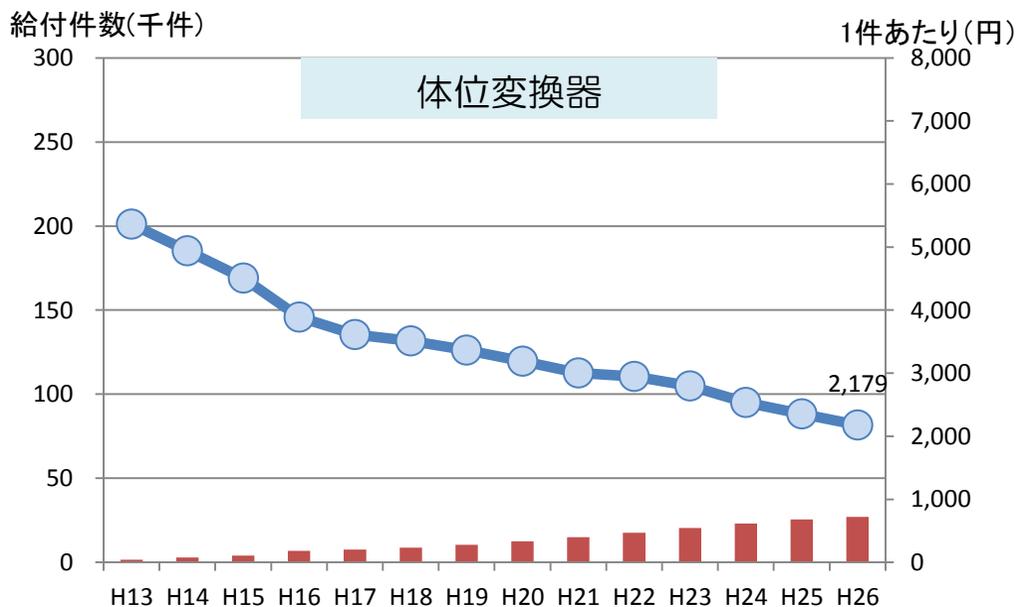
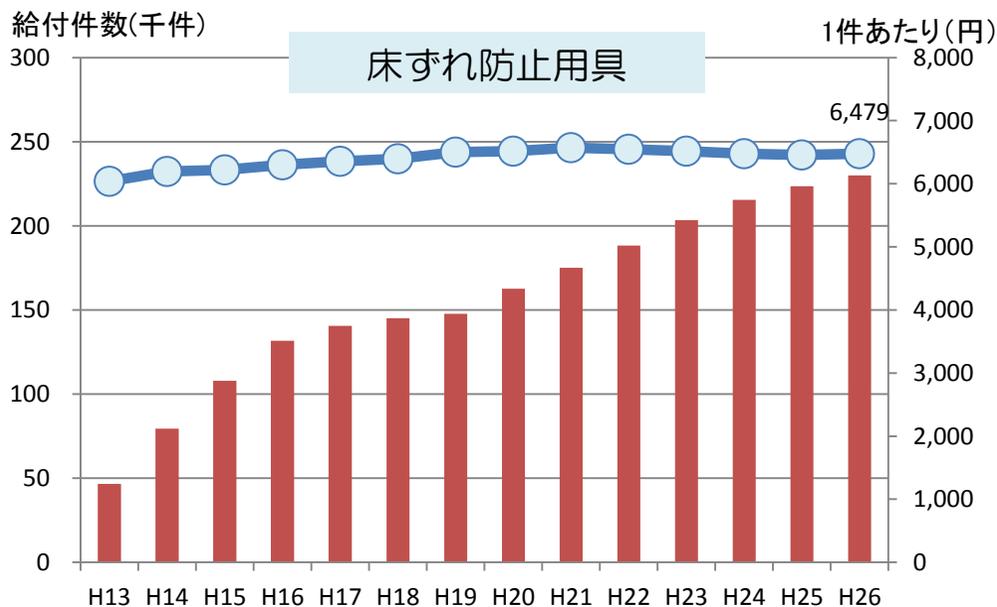
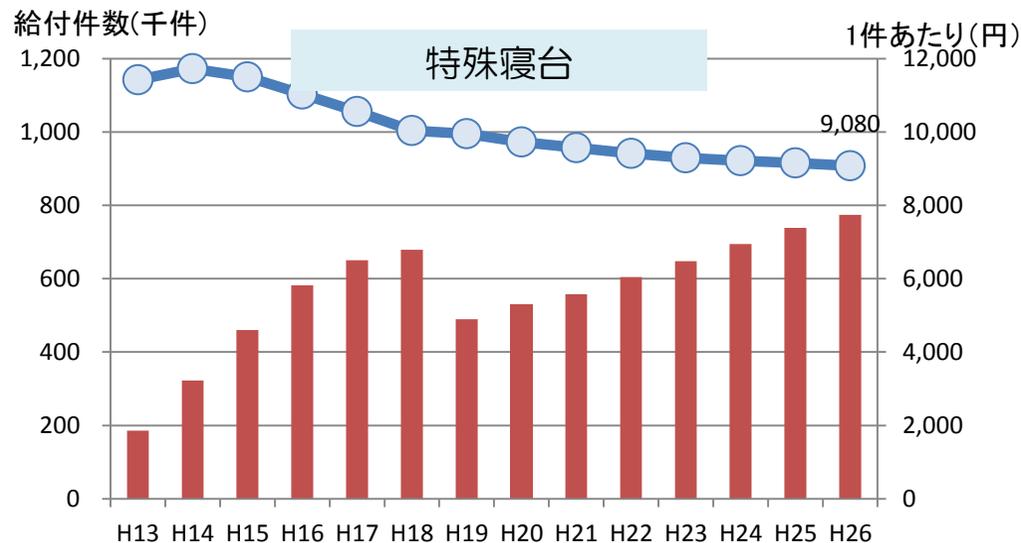
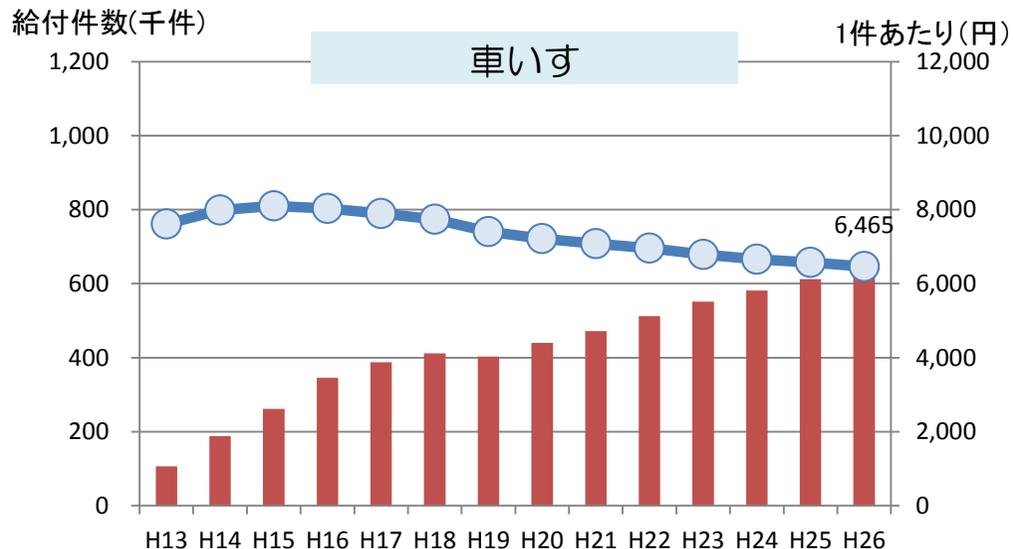
※ 給付費=自己負担分を除く。

特定福祉用具販売の給付費  
(平成26年8月支出決定分)

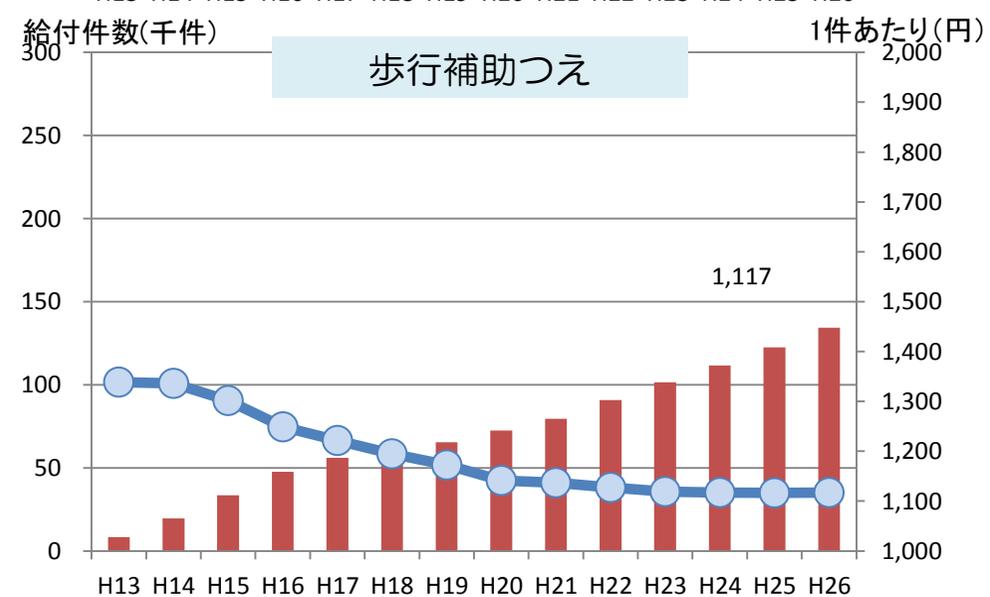
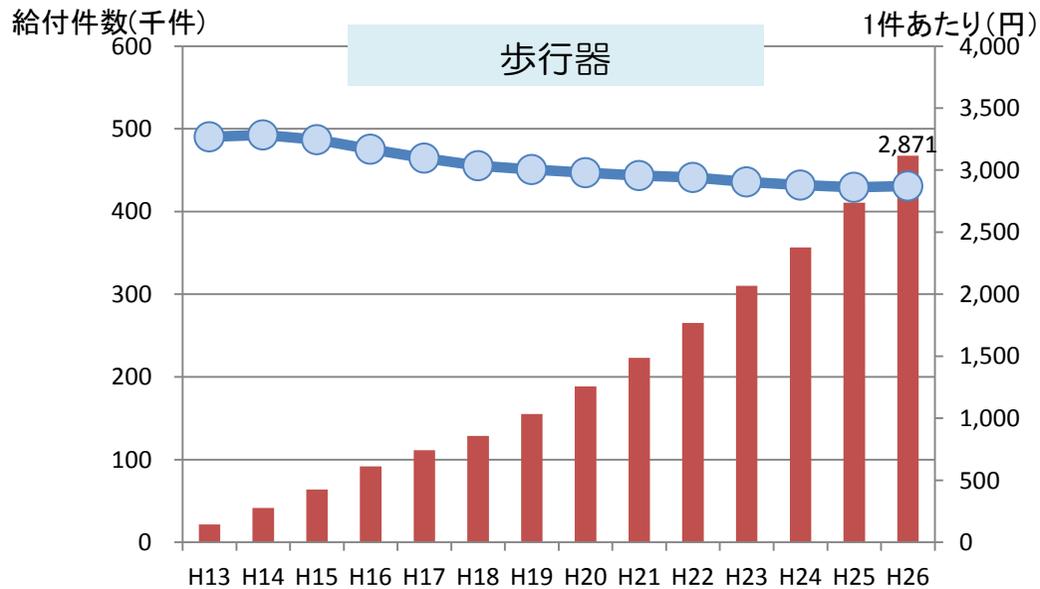
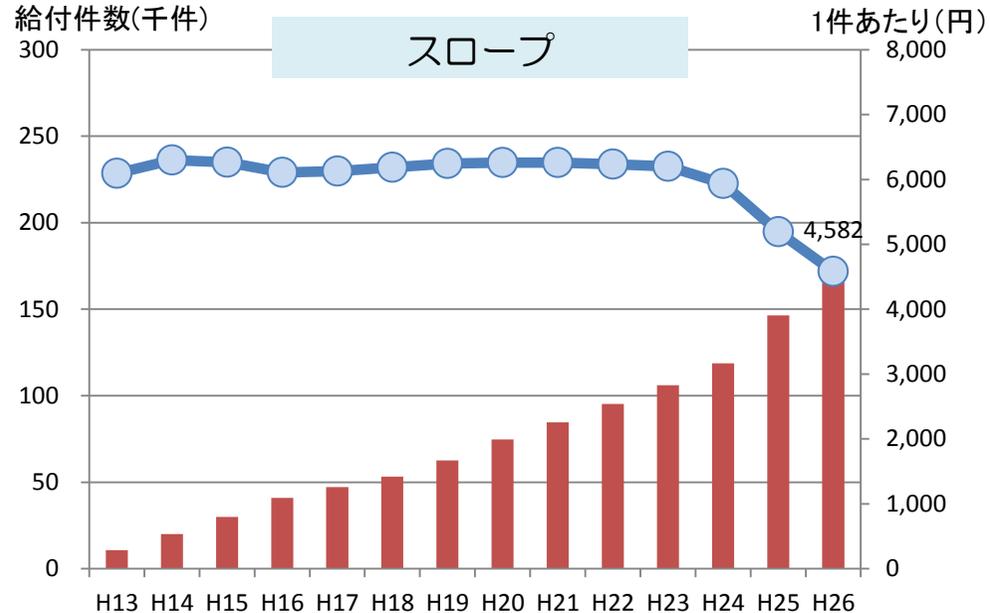
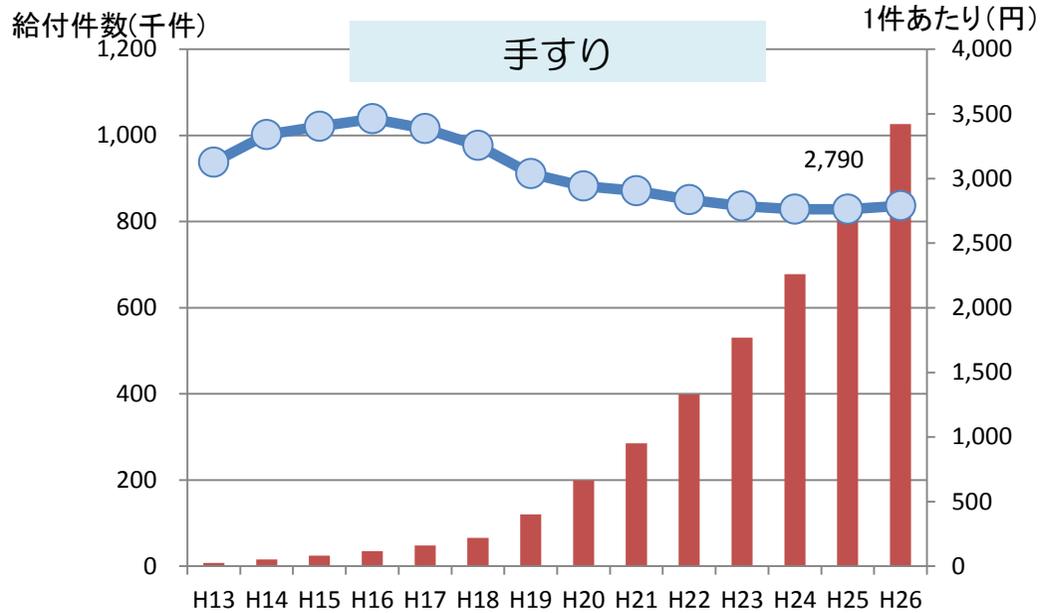


出典: 介護保健事業状況報告月報(暫定版)  
平成26年8月

# 福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移 ①



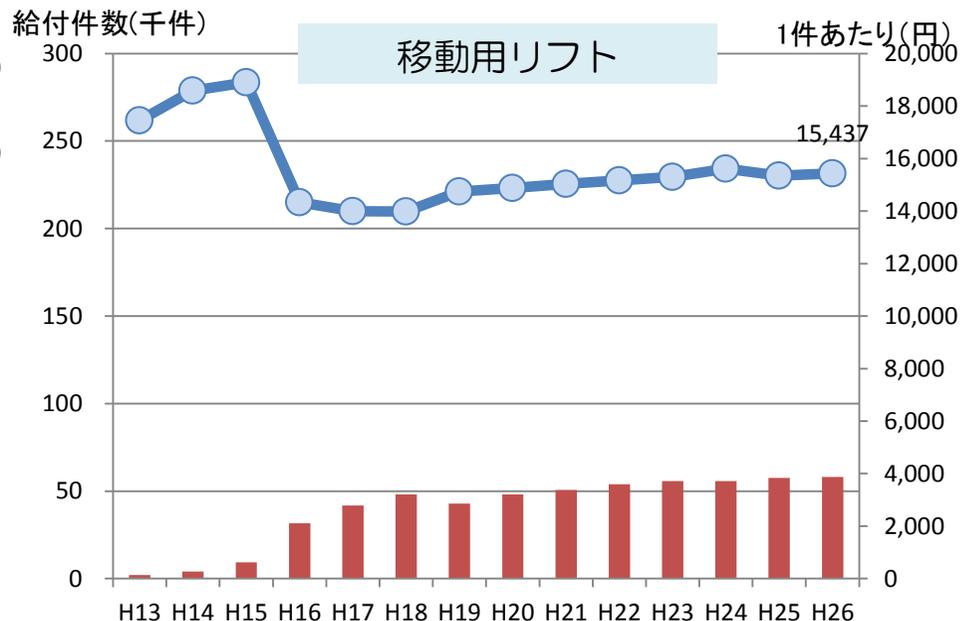
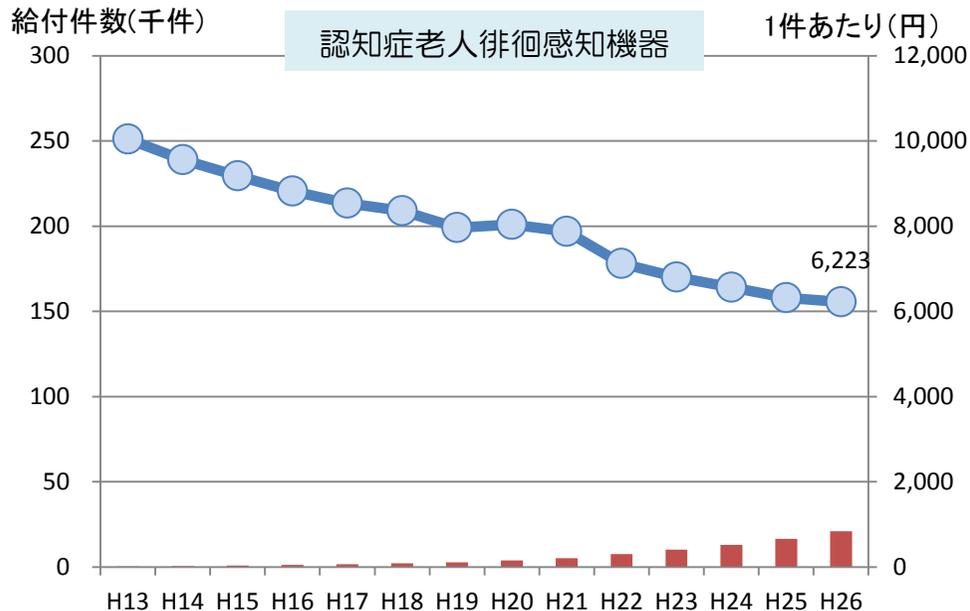
# 福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移 ②



出典:介護給付費実態調査月報(各年4月サービス提供分)

■ 給付件数(単位:千件/月)    ● 1件あたり費用額(単位:円/月)

# 福祉用具貸与の給付件数と1件あたり費用額の推移 ③



# 介護保険における住宅改修

## 1 住宅改修の概要

要介護者等が、自宅に手すりを取付ける等の住宅改修を行おうとするとき(\*)は、必要な書類(住宅改修が必要な理由書等)を添えて、申請書を提出し、工事完成後、領収書等の費用発生の実情がわかる書類等を提出することにより、実際の住宅改修費の9割相当額が償還払いで支給される。

なお、支給額は、支給限度基準額(20万円)の9割(18万円)が上限となる。

(\*)やむを得ない事情がある場合には、工事完成後に申請することができる。

## 2 住宅改修の種類

- (1)手すりの取付け
- (2)段差の解消
- (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(\*)
- (4)引き戸等への扉の取替え
- (5)洋式便器等への便器の取替え
- (6)その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

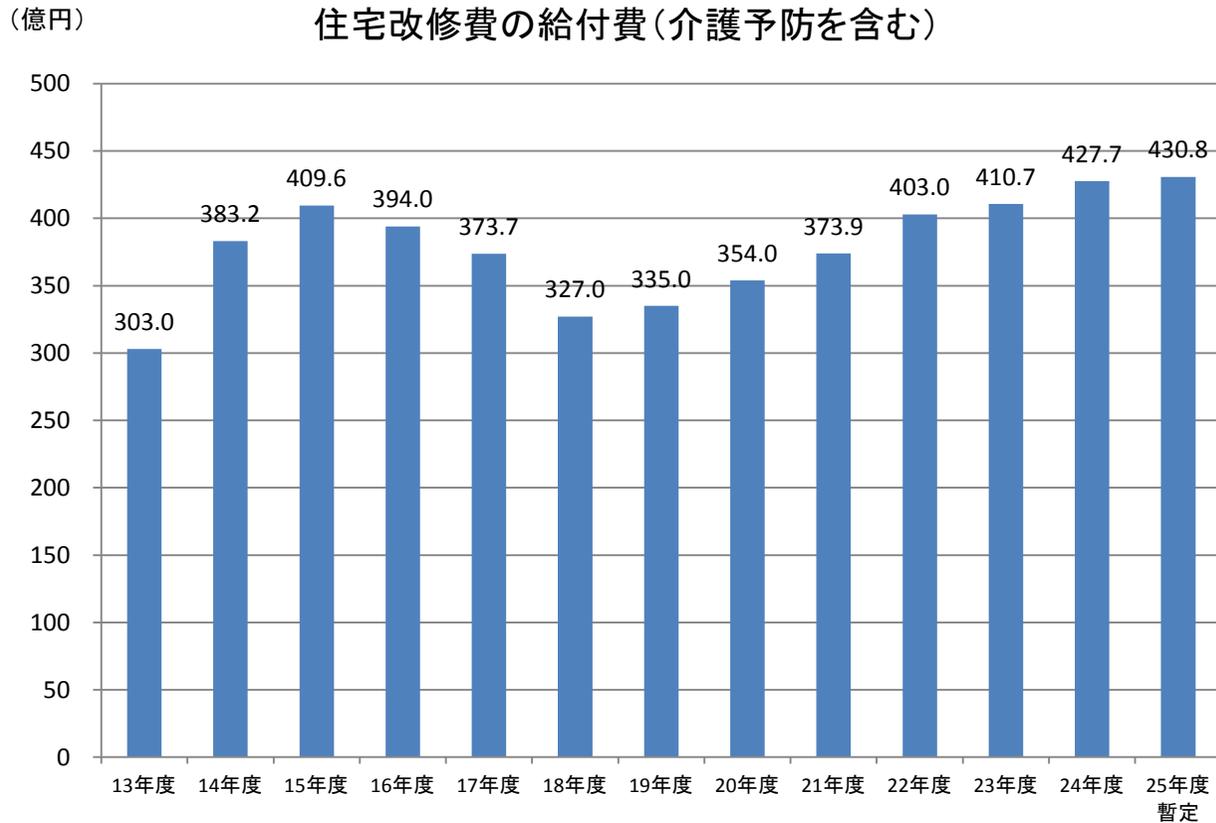
## 3 支給限度基準額

20万円

- ・ 要支援、要介護区分にかかわらず定額
- ・ ひとり生涯20万円までの支給限度基準額だが、要介護状態区分が重くなったとき(3段階上昇時)、また、転居した場合は再度20万円までの支給限度基準額が設定される。

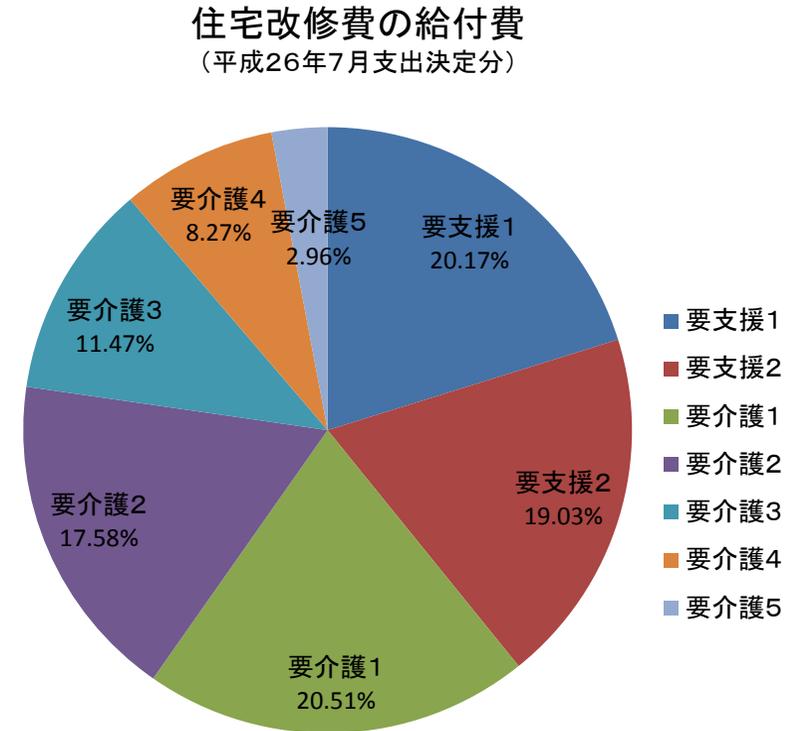
# 介護保険制度における住宅改修費の状況

- 住宅改修に係る給付費は、年間430.8億円である(平成25年度暫定)。
- 要介護度別では、要介護度2以下の者が給付費の約4分の3である。



出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報  
平成25年度は25年4月から26年3月暫定版の積算

※ 給付費=自己負担分を除く。



出典:介護保健事業状況報告月報(暫定版)平成26年8月分

## 福祉用具の種類別にみた貸与1件あたり収入、機器仕入コスト

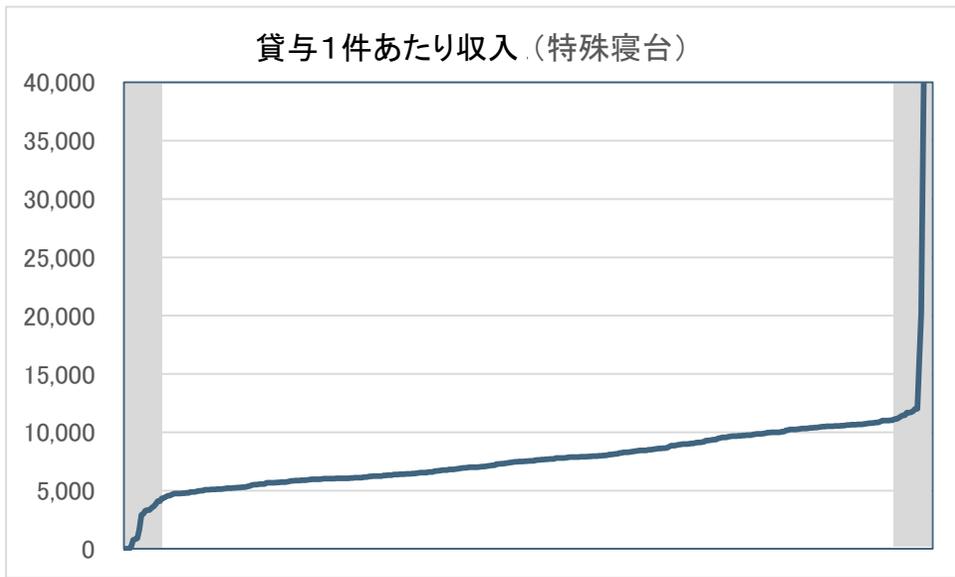
---

## ◆グラフ・数値の見方

- 各設問に解答した事業所の回答を、数値の小さいものから順に左から並べてグラフを作成。
- 最小値、最大値の付近は、はずれ値が生じるため、有効回答のうち、上下5%に含まれる回答をエラー値とみなし、集計対象から除外して平均値、中央値を算出。
- グラフは、この除外された部分をグレーに表記し、その処理が適正であることを確認するために作成。
- 上下5%を除外した補正後の平均値が、中央値と近いほど、回答に偏りがないと見なすことができる。
- また、グラフの形状が寝ているほど、事業所による回答数値に差が少ないことを、グラフが立っているほど回答数値に差があることを示す。
- 本分析では、このような形でデータクリーニング及び補正を行った後の「平均値(補正後)」を用いて各種目別の1件・1月あたりの金額に換算して、価格構造の分析を行う。

## (1)特殊寝台・特殊寝台付属品

### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 475.4件

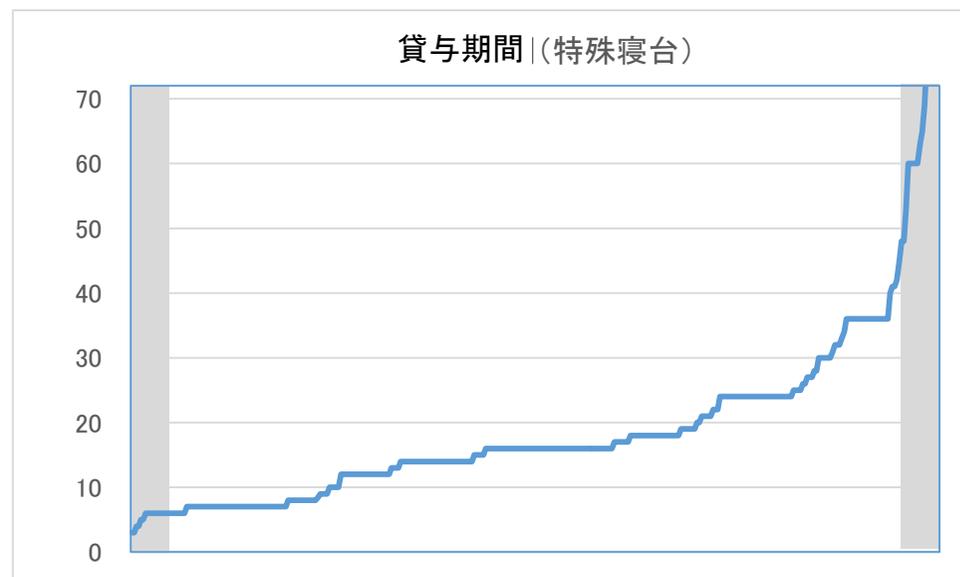
最大 78,744.6  
(補正後) 11,021.8

最小 0.0  
(補正後) 4,474.7

平均値 8,244.3  
(補正後) 7,667.1

中央値 7,533.5

### 貸与期間(月)



最大 138  
(補正後) 42

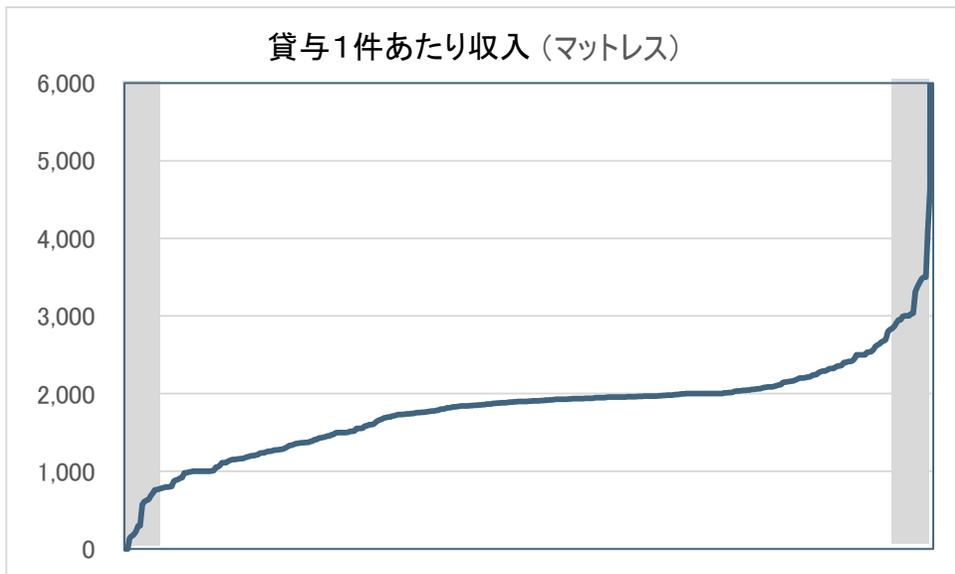
最小 3  
(補正後) 6

平均値 19.4  
(補正後) 17.2

中央値 16

## (1)特殊寝台・特殊寝台付属品

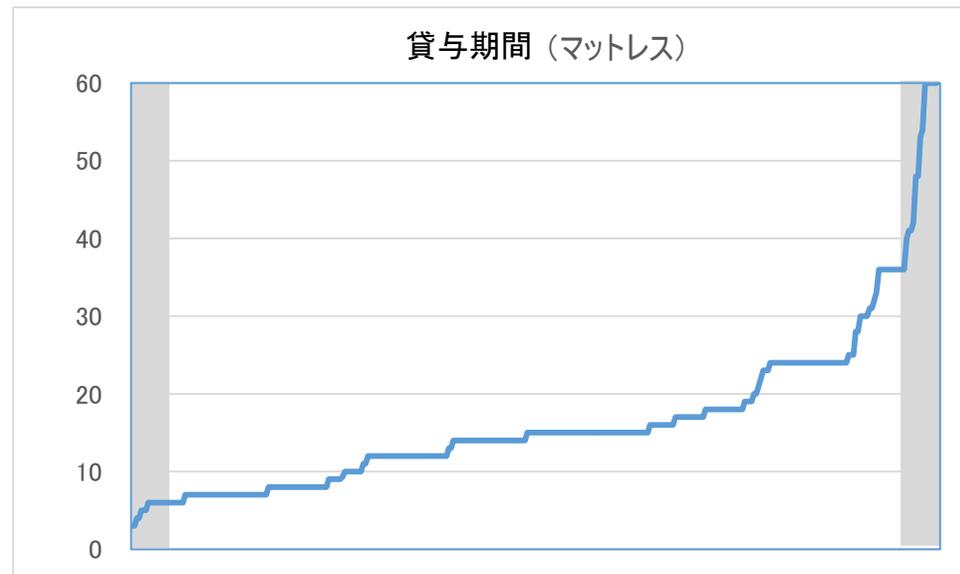
### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 351.3件(特殊寝台に対し73.9%)

最大	45,187.1
(補正後)	2,865.4
最小	1.5
(補正後)	796.1
平均値	1,912.2
(補正後)	<b>1,795.1</b>
中央値	1,902.0

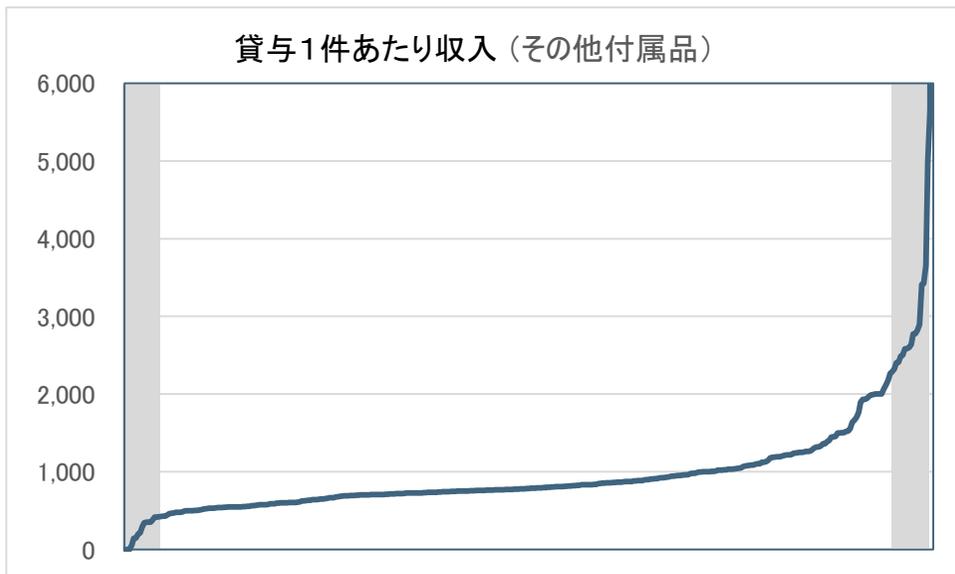
### 貸与期間(月)



最大	63
(補正後)	36
最小	3
(補正後)	6
平均値	16.5
(補正後)	<b>15.3</b>
中央値	15

## (1)特殊寝台・特殊寝台付属品

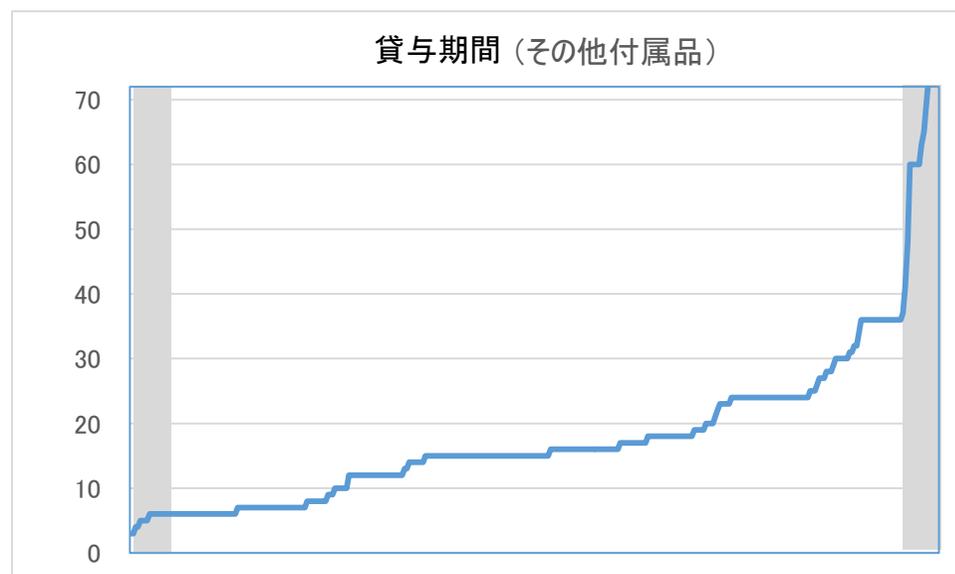
### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 863.6件 (特殊寝台に対し181.7%)

最大	28,163.1
(補正後)	2,285.7
最小	0.2
(補正後)	430.0
平均値	1,035.0
(補正後)	<b>894.6</b>
中央値	789.6

### 貸与期間(月)



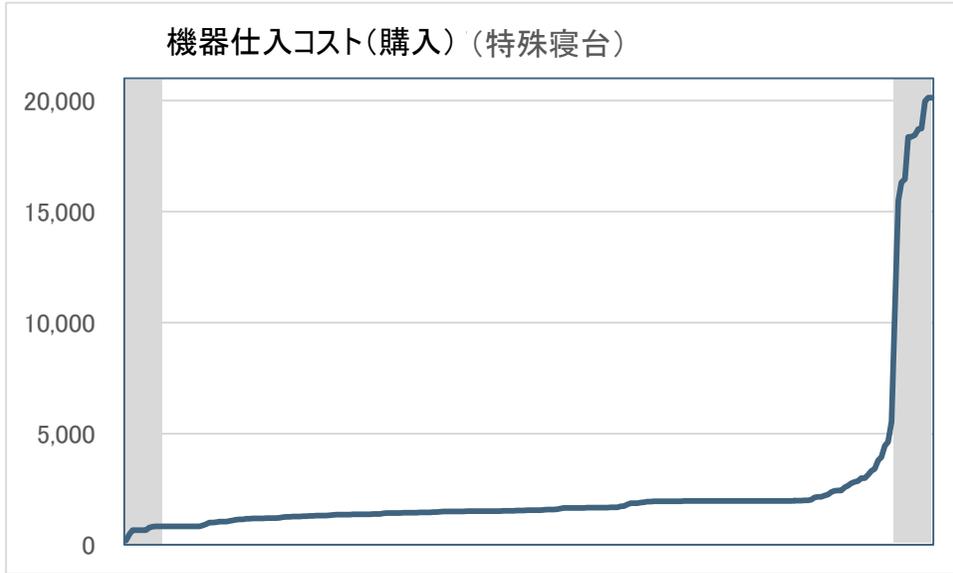
最大	104
(補正後)	36
最小	3
(補正後)	6
平均値	18.3
(補正後)	<b>16.5</b>
中央値	15

(1)特殊寝台・特殊寝台付属品

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



1事業所あたり 475.4件

最大 20,139.3  
(補正後) 5,555.6

最小 196.7  
(補正後) 833.3

平均値 2,446.3  
(補正後) 1,708.2

中央値 1,559.5

参考; 機器単価

平均値 117,321.1  
(補正後) 117,016.4

中央値 114,137.5

1事業所あたり 475.4件

最大 40,209  
(補正後) 12,200

最小 520  
(補正後) 3,208

平均値 7,238.8  
(補正後) 7,012.2

中央値 7,000.0

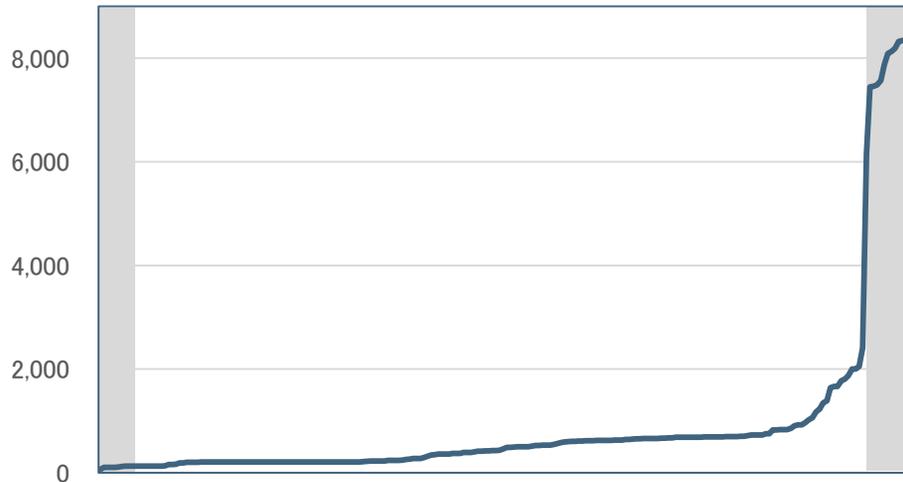
(1)特殊寝台・特殊寝台付属品

機器仕入コスト(自社保有の場合)

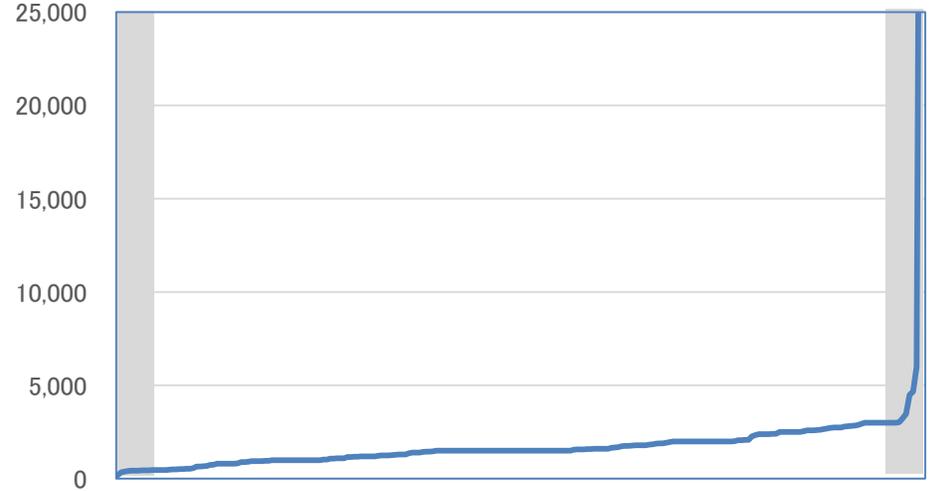
= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)

機器仕入コスト(購入) (マットレス)



機器仕入コスト(レンタル卸利用) (マットレス)



1事業所あたり 351.3件 (特殊寝台に対し73.9%)

最大 8,342.8  
(補正後) 6,152.4

最小 69.4  
(補正後) 125.0

平均値 895.3  
(補正後) **556.6**

中央値 458.3

参考; 機器単価

平均値 15,510.0  
(補正後) 14,834.8

中央値 15,140.7

1事業所あたり 351.3件 (特殊寝台に対し73.9%)

最大 84,789  
(補正後) 3,000

最小 200  
(補正後) 467

平均値 2,068.9  
(補正後) **1,601.3**

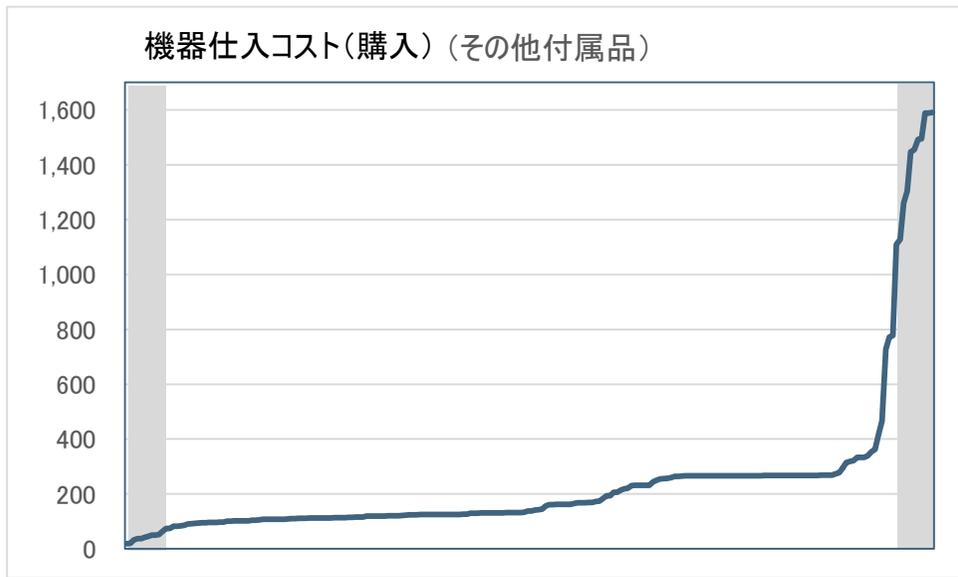
中央値 1,500.0

(1)特殊寝台・特殊寝台付属品

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



1事業所あたり 863.6件 (特殊寝台に対し181.7%)

最大 (補正後)	1,590.7 777.8
最小 (補正後)	19.4 74.4
平均値 (補正後)	180.7 <b>188.2</b>
中央値	131.7

参考; 機器単価

平均値	10,413.2
(補正後)	10,195.8
中央値	10,000.0

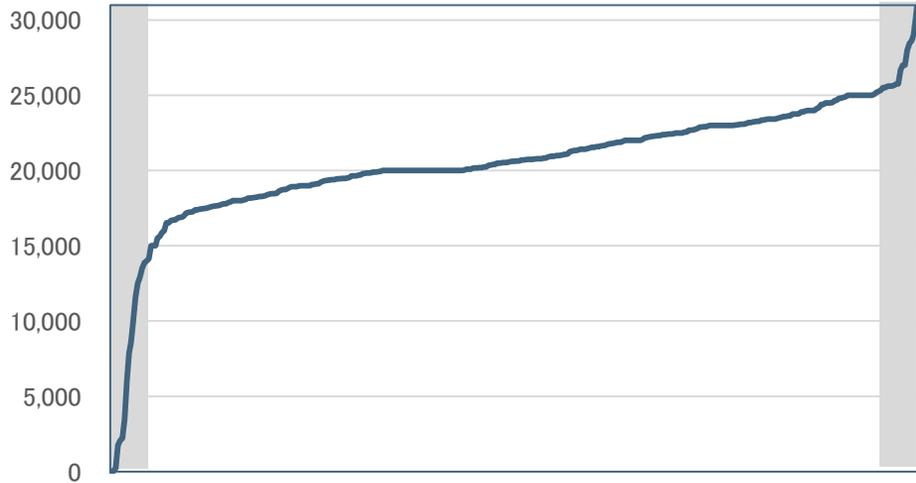
1事業所あたり 863.6件 (特殊寝台に対し181.7%)

最大 (補正後)	4,445 1,700
最小 (補正後)	50 200
平均値 (補正後)	746.3 <b>671.3</b>
中央値	540.0

## (2)車いす・車いす付属品

### 貸与1件あたり収入(円)

貸与1件あたり収入(電動車いす)



1事業所あたり 15.6件

最大 31,625.0  
(補正後) 25,250.0

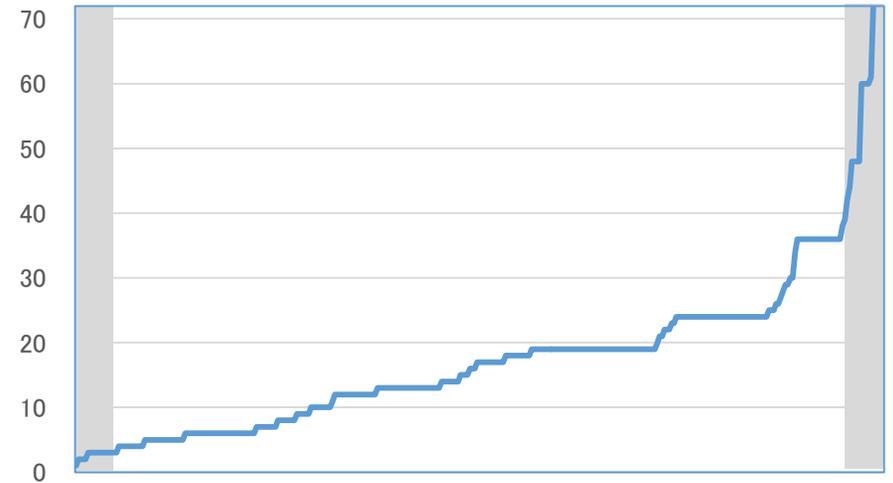
最小 22.2  
(補正後) 15,000.0

平均値 20,501.5  
(補正後) 20,853.2

中央値 20,625.0

### 貸与期間(月)

貸与期間(電動車いす)



最大 139  
(補正後) 38

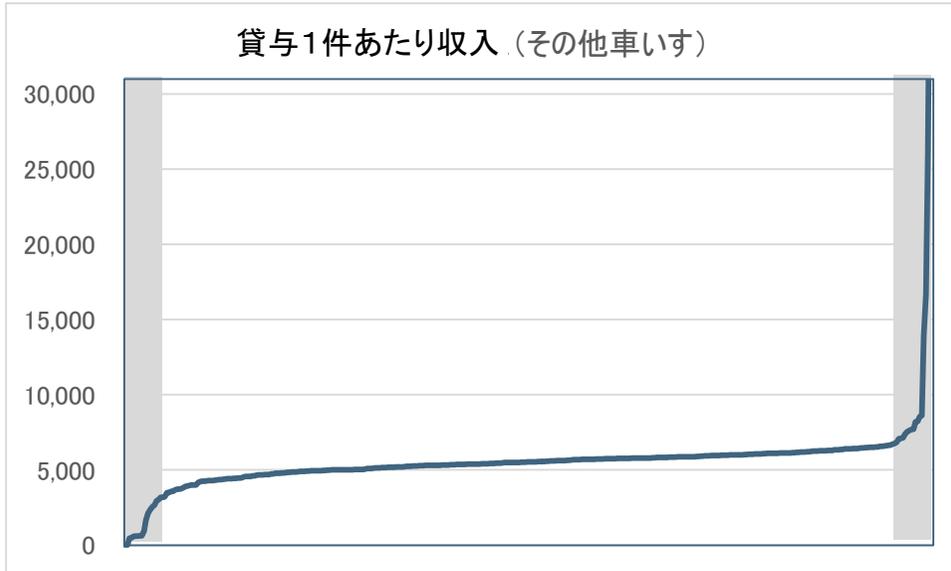
最小 1  
(補正後) 3

平均値 17.9  
(補正後) 16.1

中央値 17.0

## (2)車いす・車いす付属品

### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 282.8件

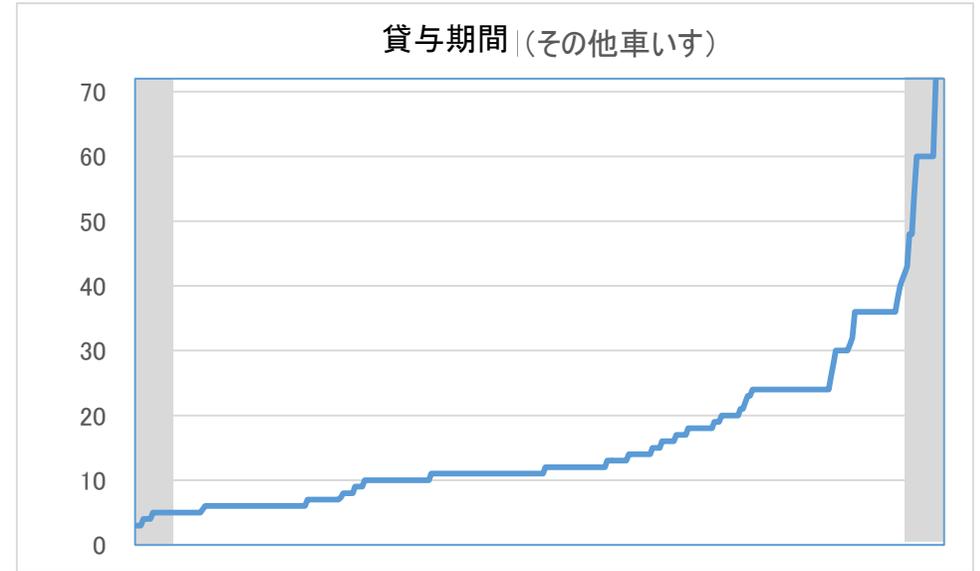
最大 47,558.6  
(補正後) 6,714.1

最小 5.9  
(補正後) 3,225.8

平均値 5,636.5  
(補正後) 5,447.2

中央値 5,536.5

### 貸与期間(月)



最大 132  
(補正後) 41

最小 3  
(補正後) 5

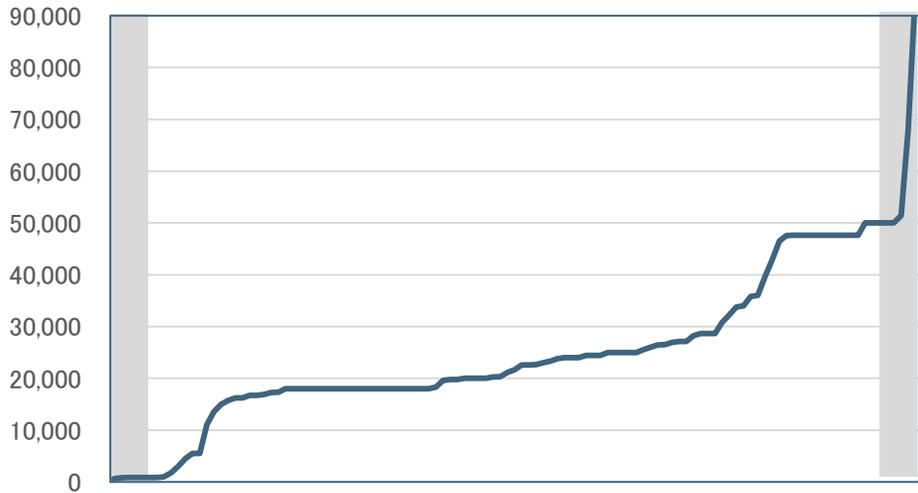
平均値 16.9  
(補正後) 14.7

中央値 11

## (2)車いす・車いす付属品

### 貸与1件あたり収入(円)

貸与1件あたり収入(電動補助装置)

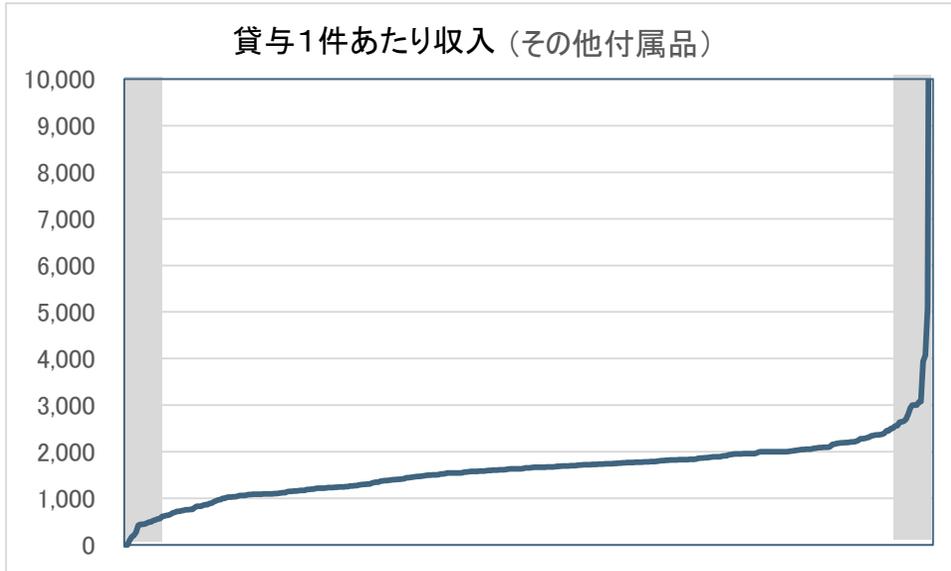


1事業所あたり 0.8件 ※出現率が極めて低いことから、以降では計算に含めない

最大	95,000.0
(補正後)	50,000.0
最小	585.0
(補正後)	860.0
平均値	25,189.9
(補正後)	<b><u>24,526.7</u></b>
中央値	21,666.7

## (2)車いす・車いす付属品

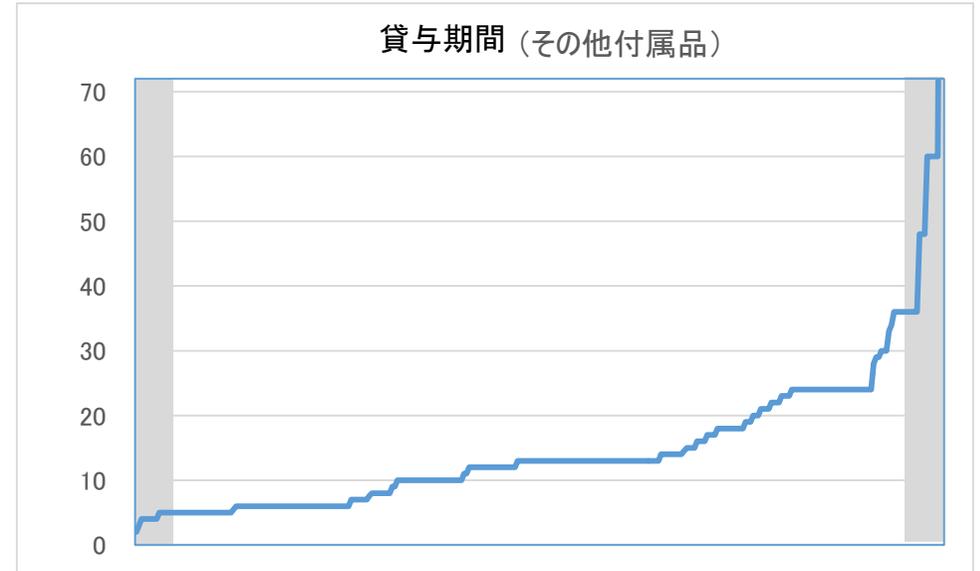
### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 0.8件

最大	95,000.0
(補正後)	50,000.0
最小	585.0
(補正後)	860.0
平均値	25,189.9
(補正後)	<u>24,526.7</u>
中央値	21,666.7

### 貸与期間(月)



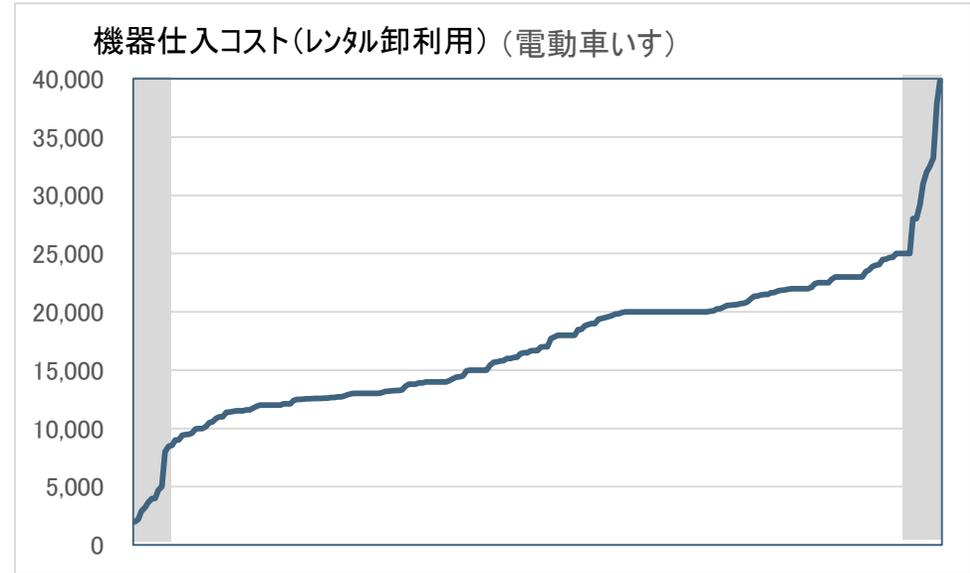
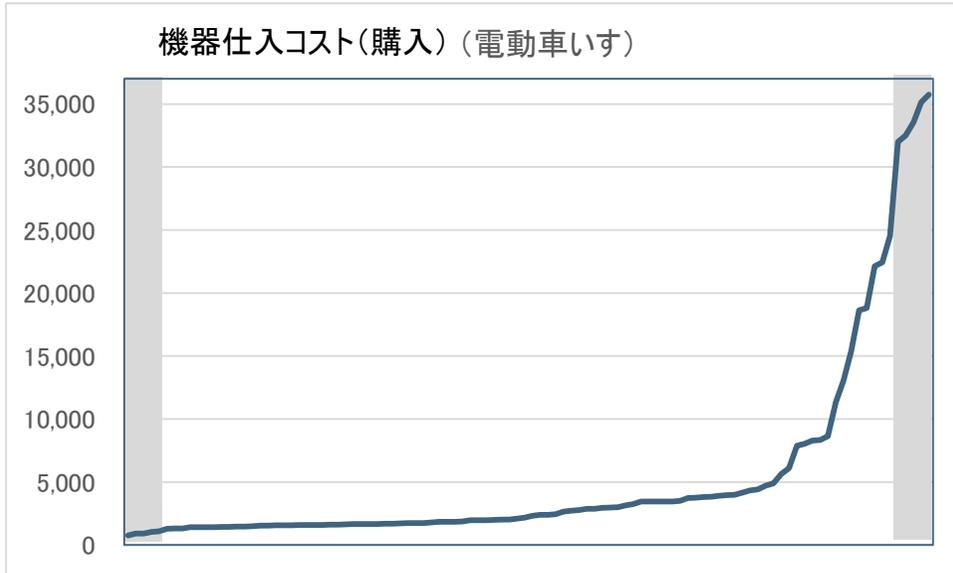
最大	120
(補正後)	36
最小	2
(補正後)	5
平均値	15.2
(補正後)	<u>13.5</u>
中央値	13

(2)車いす・車いす付属品

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



1事業所あたり 15.6件

最大 35,742.6  
(補正後) 24,513.5

最小 7627  
(補正後) 1,292.8

平均値 5,587.7  
(補正後) **4,113.3**

中央値 2,242.9

参考; 機器単価

平均値 164,566.8  
(補正後) 156,625.2

中央値 121,252.6

1事業所あたり 15.6件

最大 39,875  
(補正後) 25,000

最小 2,000  
(補正後) 9,000

平均値 17,009.2  
(補正後) **16,938.9**

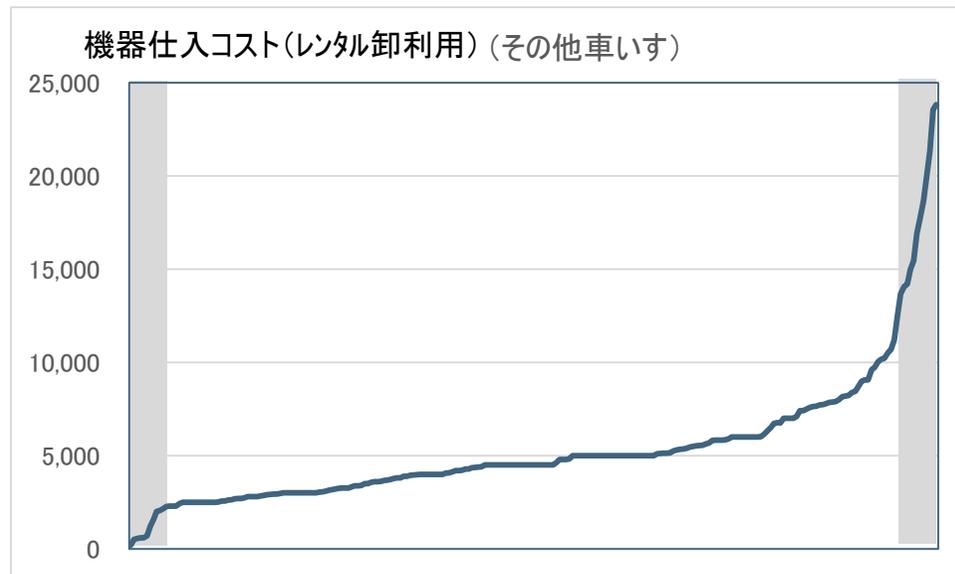
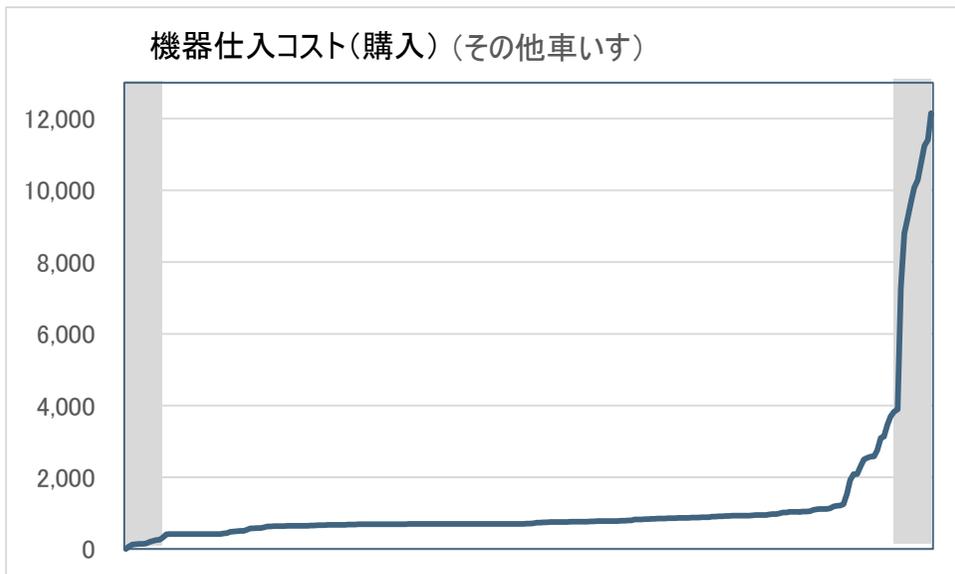
中央値 16,682.0

## (2)車いす・車いす付属品

### 機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

### 機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



1事業所あたり 282.8件

最大 12,147.7  
(補正後) 3,698.4

最小 19.4  
(補正後) 74.4

平均値 1,240.3  
(補正後) **866.1**

中央値 708.1

#### 参考; 機器単価

平均値 42,806.1  
(補正後) 42,472.7

中央値 40,364.4

1事業所あたり 282.8件

最大 23,821  
(補正後) 12,474

最小 199  
(補正後) 2,300

平均値 5,346.0  
(補正後) **4,899.0**

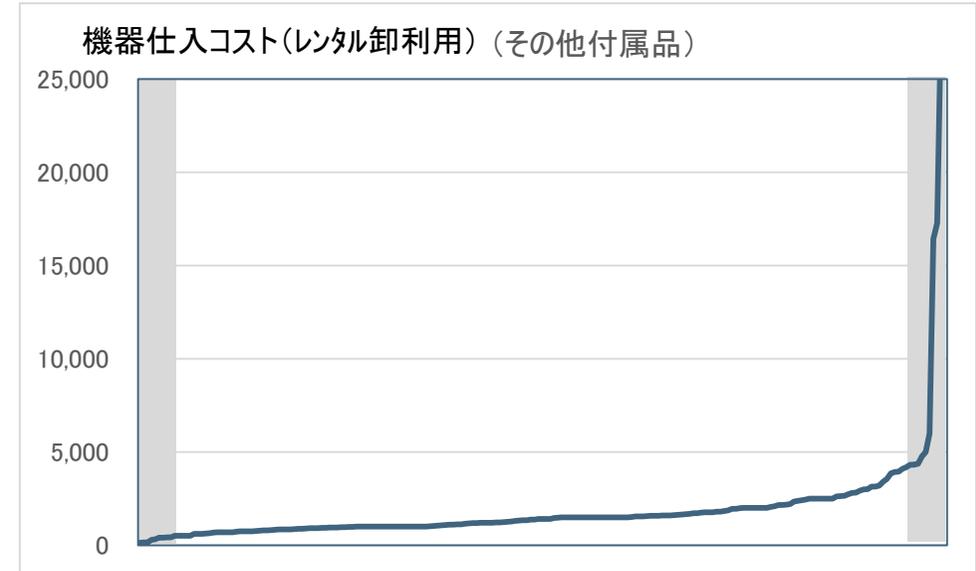
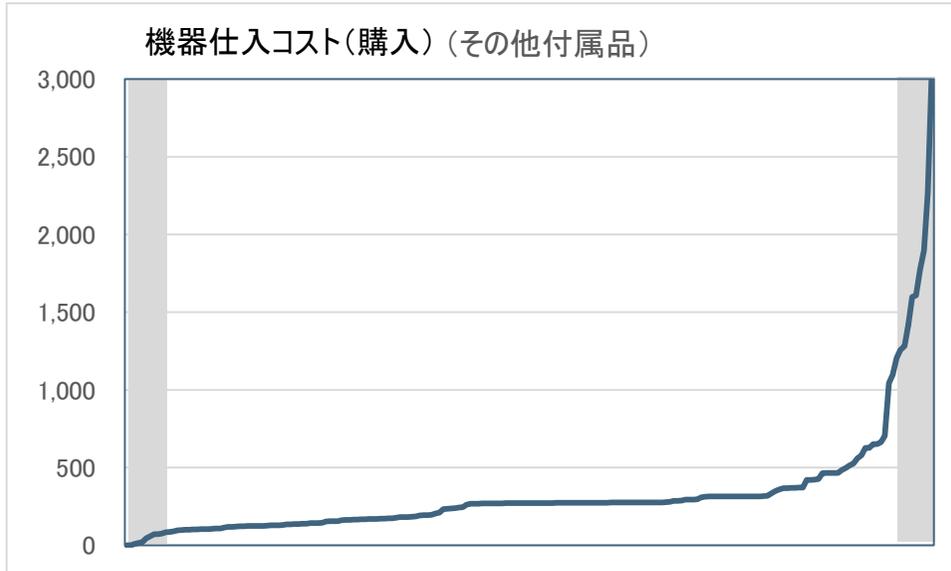
中央値 4,500.0

## (2)車いす・車いす付属品

### 機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

### 機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



1事業所あたり 111.4件 (その他車椅子に対し39.4%)

最大	3,024.0
(補正後)	1,097.5
最小	0.0
(補正後)	82.0
平均値	327.2
(補正後)	<b>267.6</b>
中央値	270.9

#### 参考; 機器単価

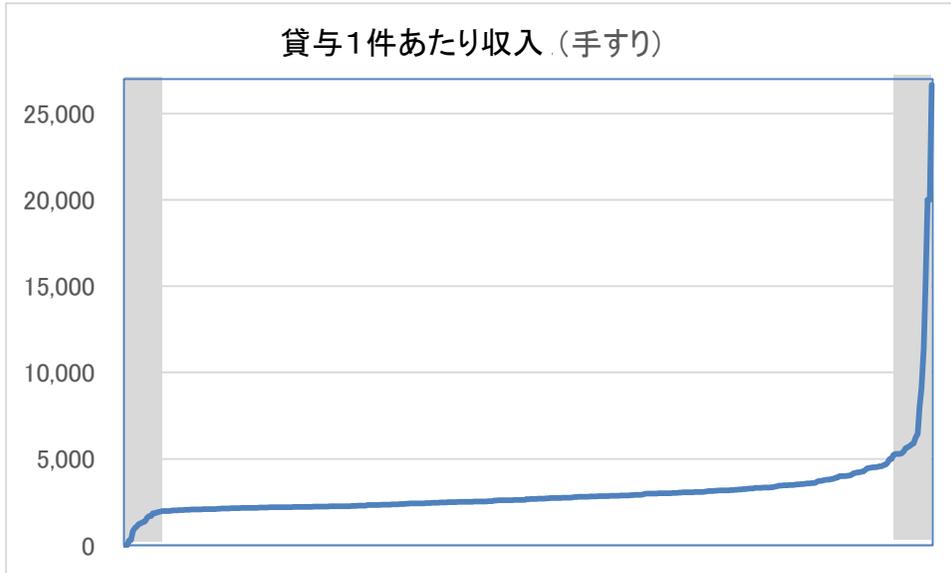
平均値	10,272.6
(補正後)	9,698.3
中央値	9,949.6

1事業所あたり 111.4件 (その他車椅子に対し39.4%)

最大	61,297
(補正後)	4,172
最小	125
(補正後)	500
平均値	2,123.0
(補正後)	<b>1,527.0</b>
中央値	1,400.0

### (3)手すり

#### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 626.5件

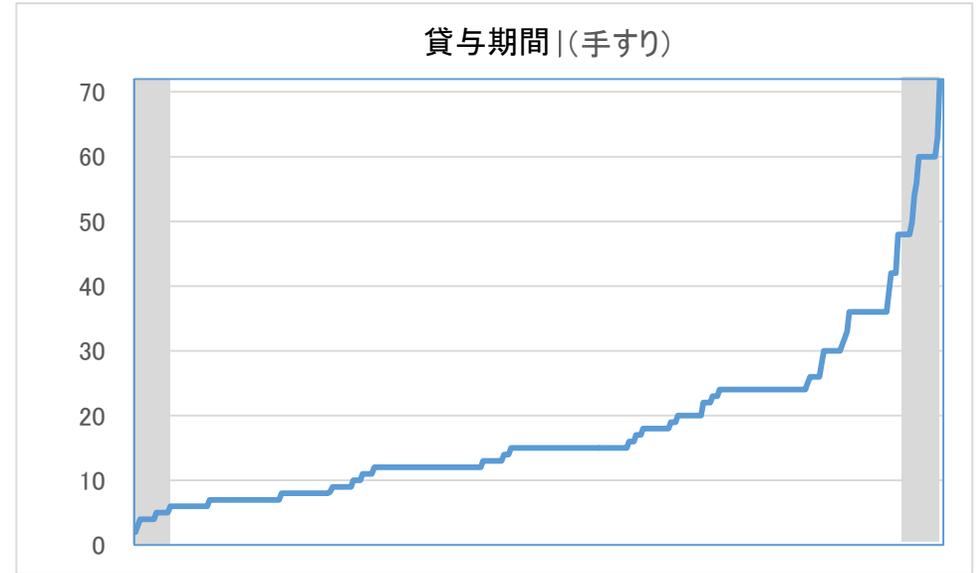
最大 26,666.7  
(補正後) 5,000.0

最小 3.1  
(補正後) 1,983.9

平均値 3,043.7  
(補正後) 2,803.1

中央値 2,668.2

#### 貸与期間(月)



最大 334  
(補正後) 48

最小 2  
(補正後) 6

平均値 18.8  
(補正後) 16.7

中央値 15

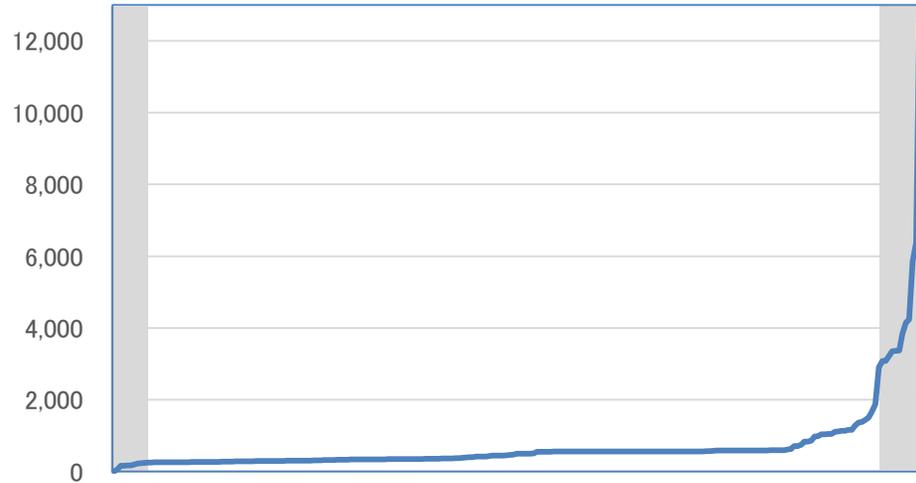
### (3)手すり

#### 機器仕入コスト(自社保有の場合)

$$= \text{前期購入費用} \div \text{前期購入台数} \div \text{実耐用期間(月)}$$

#### 機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)

機器仕入コスト(購入)(手すり)

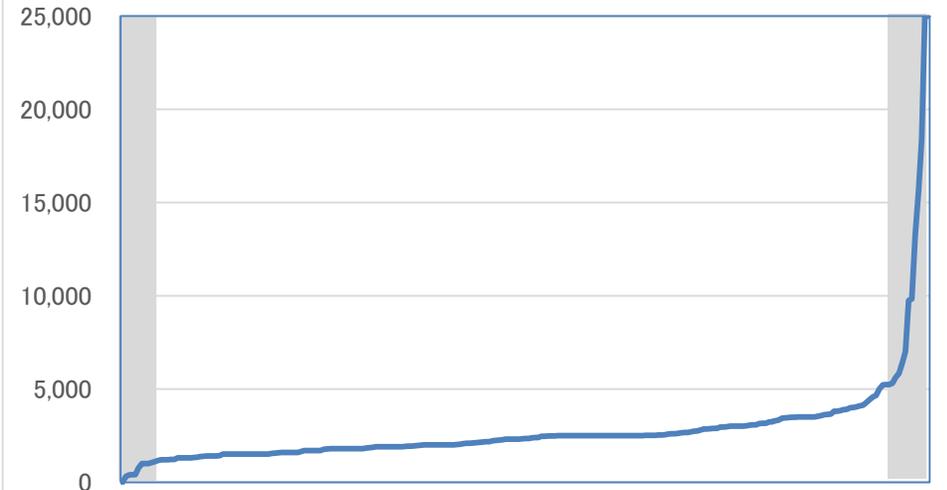


最大 (補正後)	12,500.0 2,902.7
最小 (補正後)	4.2 253.3
平均値 (補正後)	713.2 <b>520.7</b>
中央値	496.7

#### 参考; 機器単価

平均値	25,784.4
(補正後)	24,058.8
中央値	22,000.0

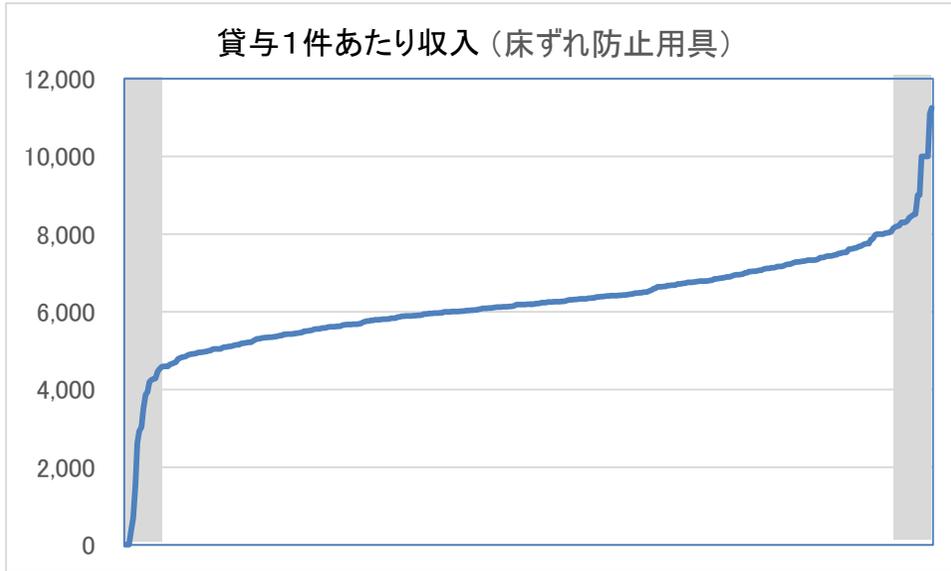
機器仕入コスト(レンタル卸利用)(手すり)



最大 (補正後)	25,000.0 5,232.0
最小 (補正後)	0.0 1,200.0
平均値 (補正後)	2,806.3 <b>2,414.4</b>
中央値	2,337.0

## (4)床ずれ防止用具

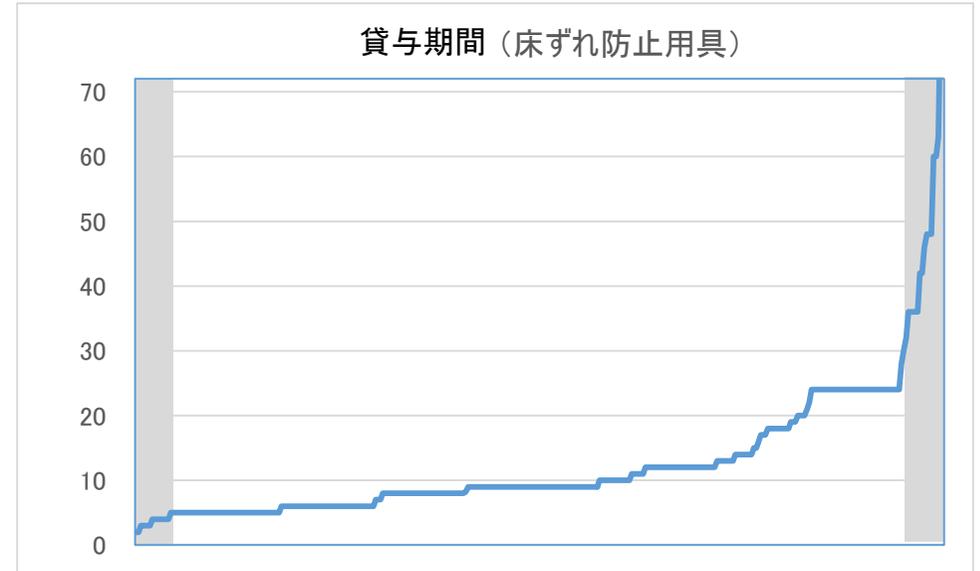
### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 107.3件

最大	11,250.0
(補正後)	8,066.7
最小	6.5
(補正後)	4,596.1
平均値	6,217.5
(補正後)	<u>6,248.2</u>
中央値	6,192.3

### 貸与期間(月)



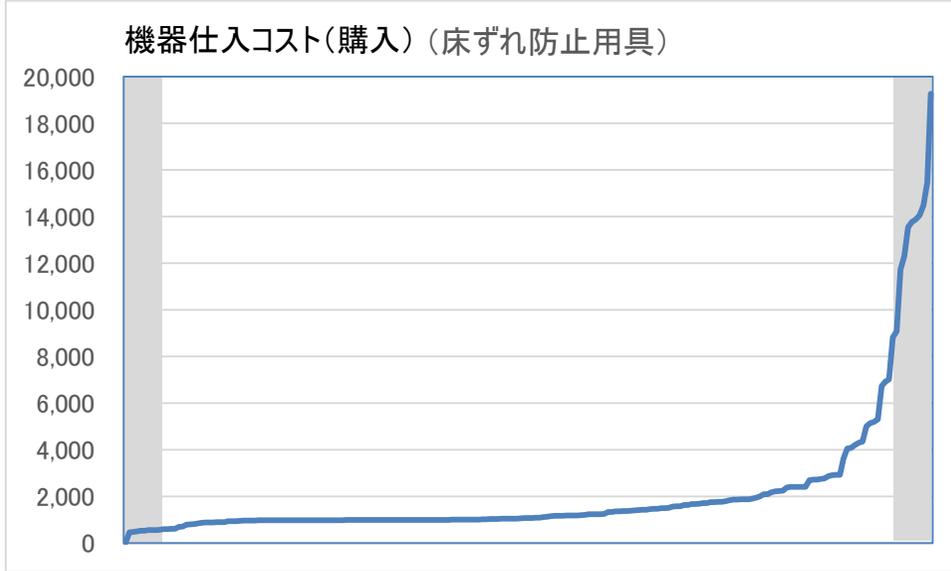
最大	96
(補正後)	28
最小	2
(補正後)	5
平均値	12.7
(補正後)	<u>11.2</u>
中央値	9

#### (4)床ずれ防止用具

#### 機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

#### 機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大 (補正後)	19,225.3 7,014.7
最小 (補正後)	6.4 597.8
平均値 (補正後)	2,119.8 <u>1,570.1</u>
中央値	1,075.6

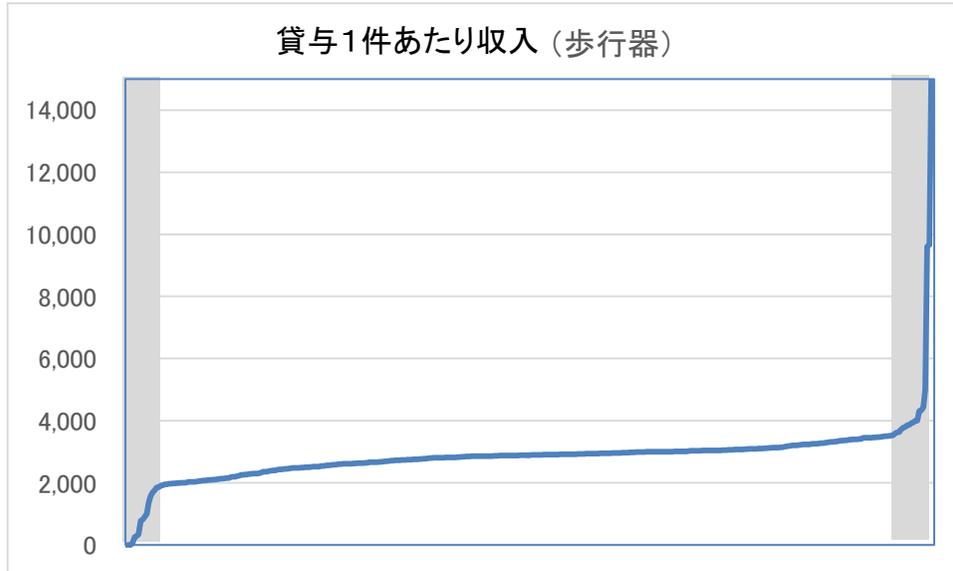
#### 参考; 機器単価

平均値	54,133.2
(補正後)	52,545.6
中央値	50,075.3

最大 (補正後)	73,484.0 9,017.0
最小 (補正後)	680.0 2,368.0
平均値 (補正後)	6,234.9 <u>5,793.4</u>
中央値	6,000.0

## (5)歩行器

### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 258.6件

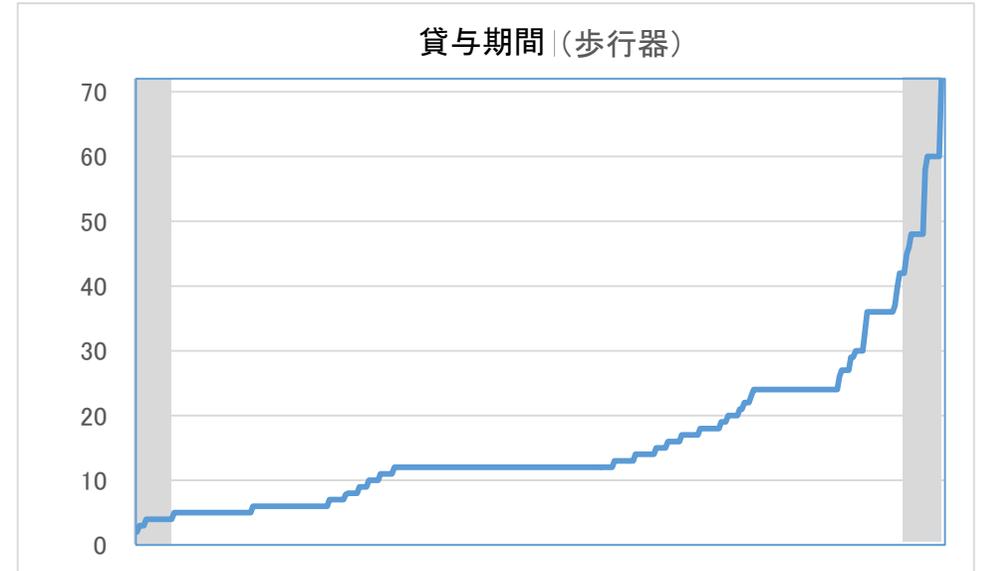
最大 36,363.6  
(補正後) 3,532.5

最小 2.6  
(補正後) 1,956.2

平均値 2,930.5  
(補正後) **2,826.5**

中央値 2,897.3

### 貸与期間(月)



最大 334  
(補正後) 42

最小 2  
(補正後) 5

平均値 16.9  
(補正後) **14.7**

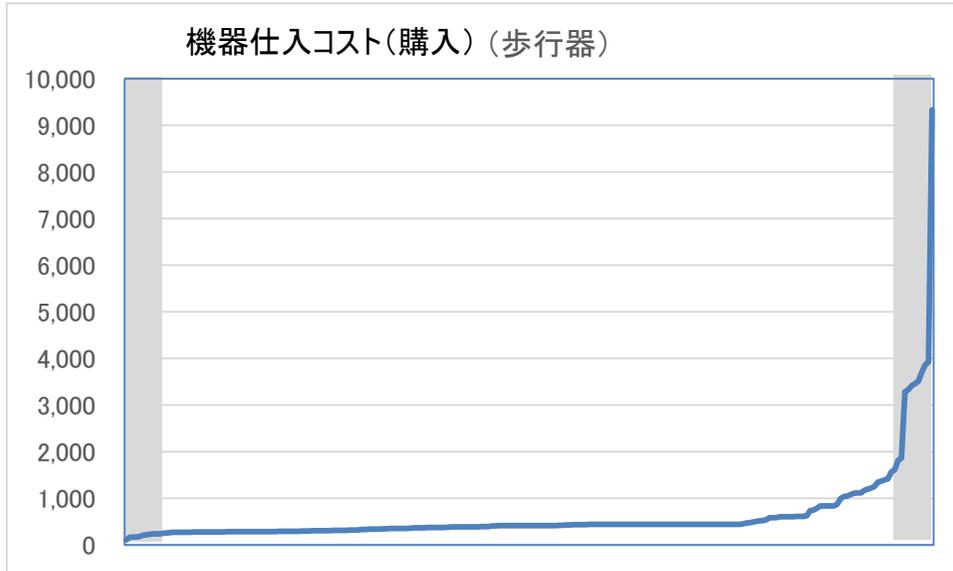
中央値 12

## (5) 歩行器

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

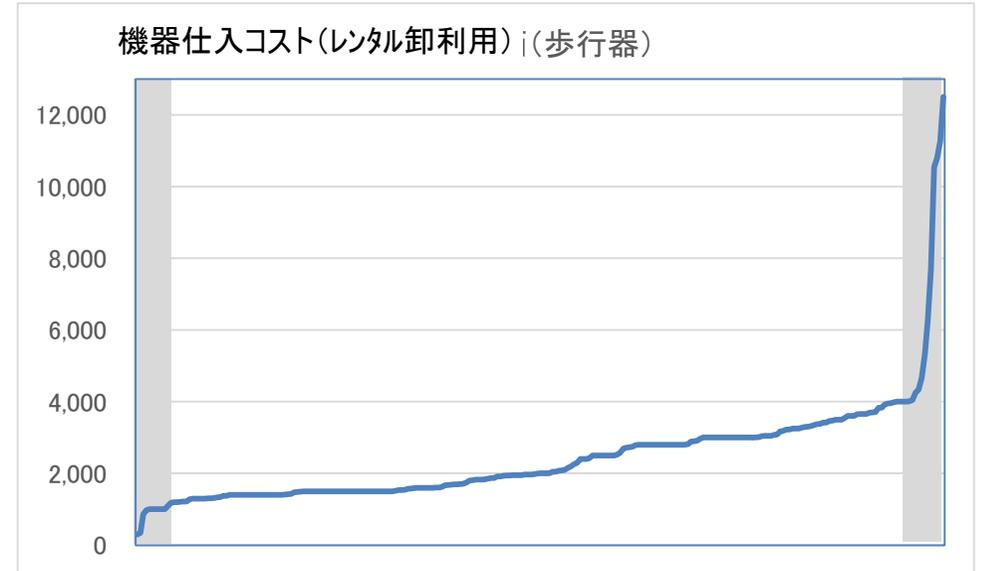
機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大 (補正後)	9,333.3 1,565.9
最小 (補正後)	110.3 254.6
平均値 (補正後)	612.0 <b>468.6</b>
中央値	416.7

### 参考; 機器単価

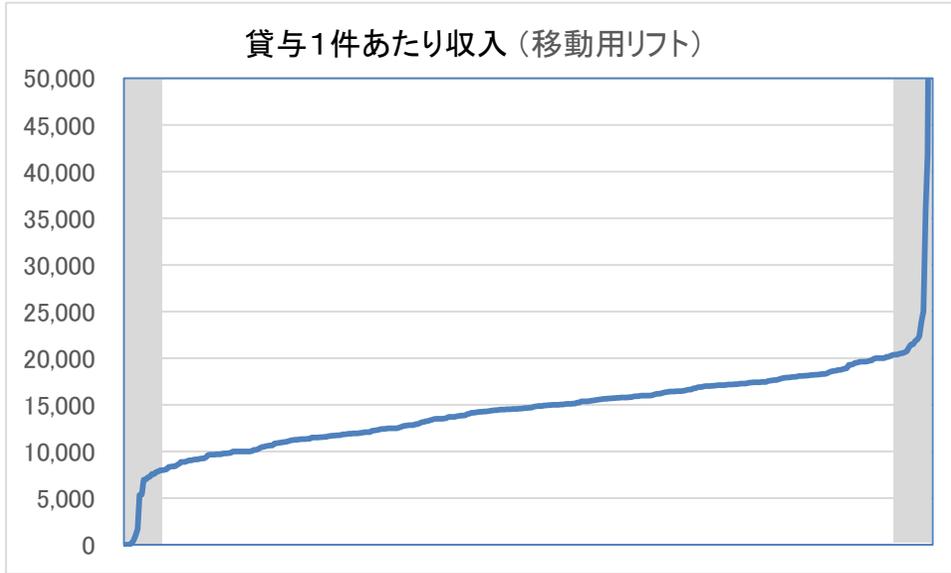
平均値	19,307.8
(補正後)	19,138.6
中央値	19,941.8



最大 (補正後)	12,500.0 4,000.0
最小 (補正後)	300.0 1,200.0
平均値 (補正後)	2,438.4 <b>2,276.9</b>
中央値	2,000.0

## (6)移動用リフト

### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 26.8件

最大 97,500.0

(補正後) 20,240.0

最小 15.6

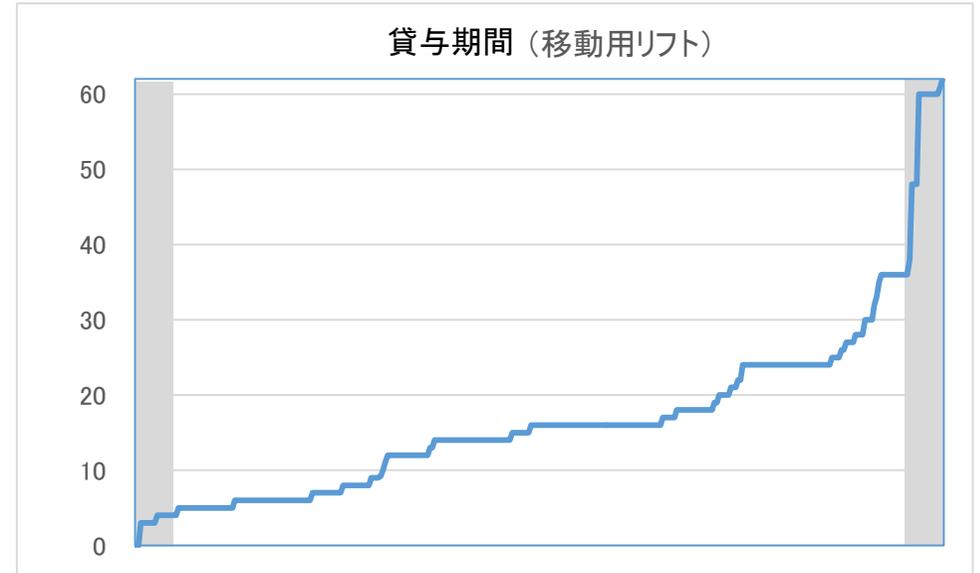
(補正後) 8,033.9

平均値 14,725.3

(補正後) 14,432.4

中央値 14,675.5

### 貸与期間(月)



最大 62

(補正後) 36

最小 0

(補正後) 4

平均値 16.8

(補正後) 15.5

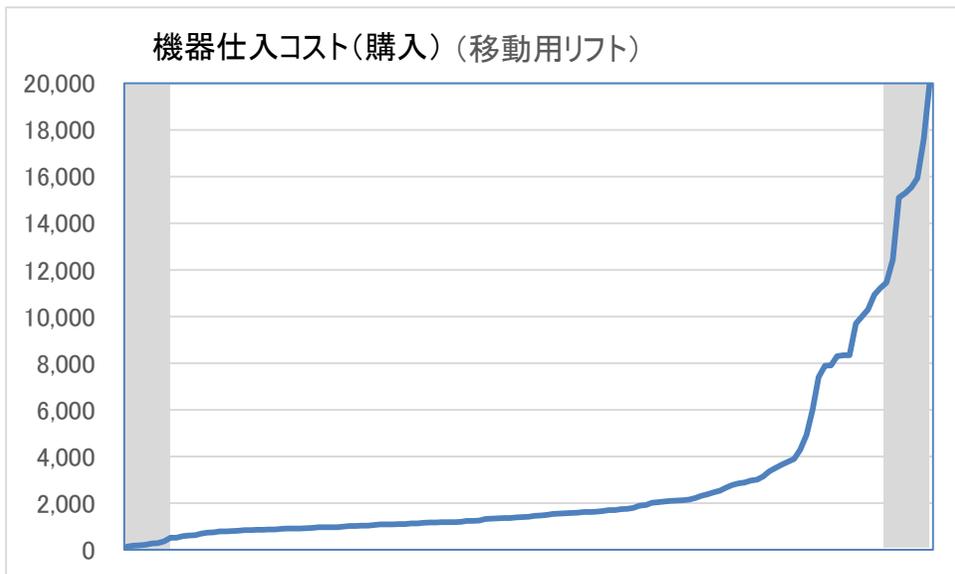
中央値 16

## (6)移動用リフト

### 機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

### 機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大 (補正後)	20,072.5 11,447.4
最小 (補正後)	133.1 510.8
平均値 (補正後)	3,021.7 <b>2,412.5</b>
中央値	1,415.7

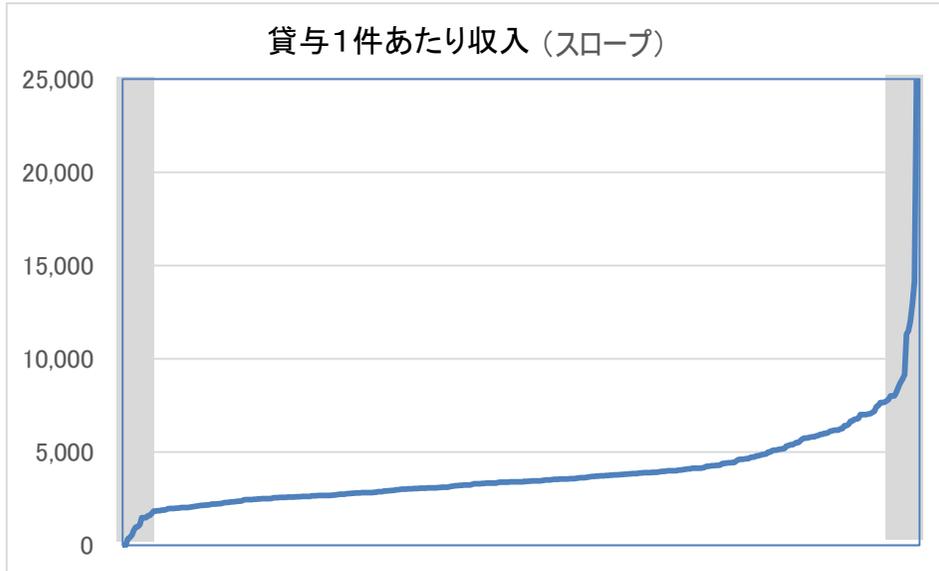
#### 参考; 機器単価

平均値	123,372.0
(補正後)	114,758.4
中央値	82,200.0

最大 (補正後)	153,484.0 26,534.0
最小 (補正後)	1,250.0 5,500.0
平均値 (補正後)	15,056.3 <b>13,982.6</b>
中央値	13,722.0

## (7)スロープ

### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 104.1件

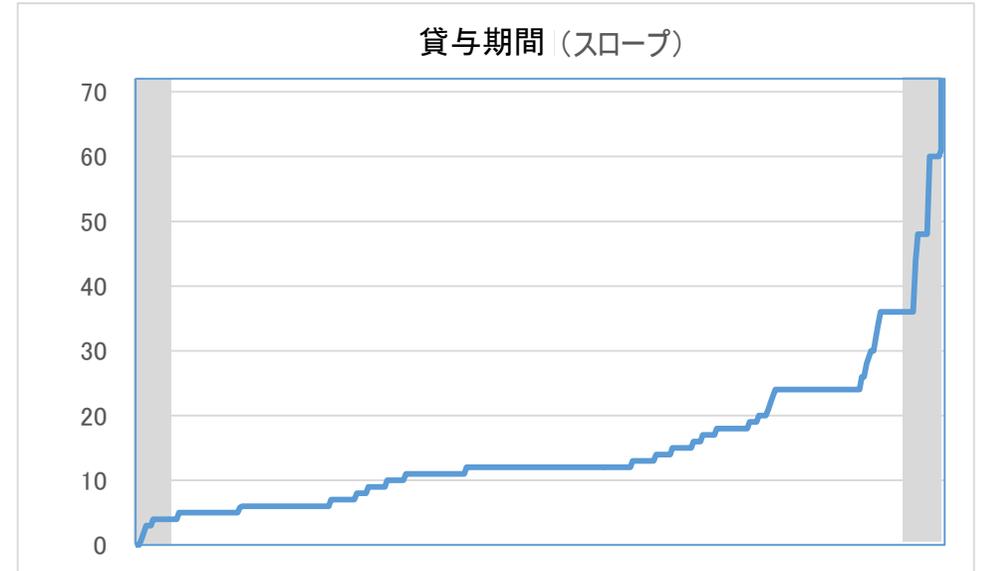
最大 44,947.4  
(補正後) 7,500.0

最小 3.1  
(補正後) 1,887.0

平均値 3,969.0  
(補正後) 3,679.2

中央値 3,403.2

### 貸与期間(月)



最大 334  
(補正後) 36

最小 0  
(補正後) 4

平均値 15.8  
(補正後) 13.8

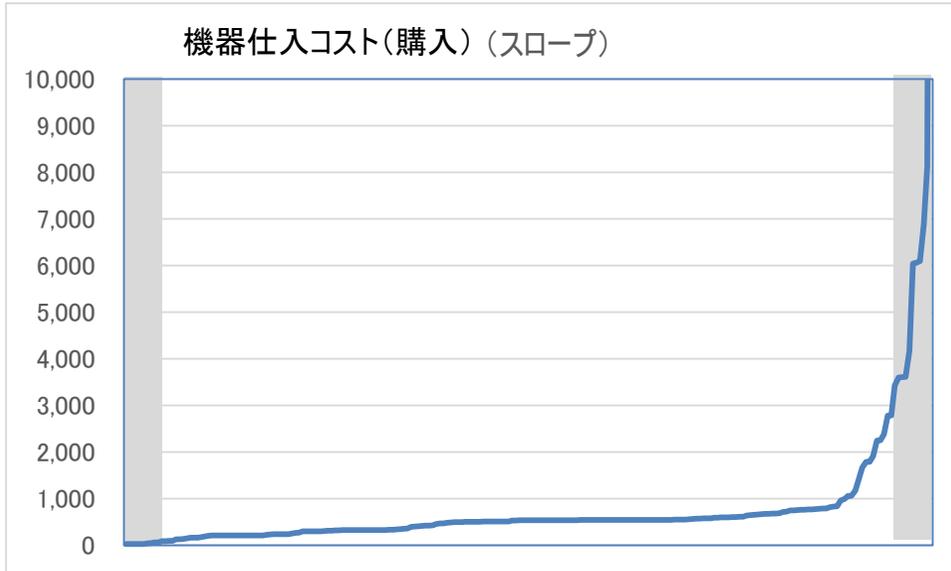
中央値 12

## (7)スロープ

### 機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

### 機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大 (補正後)	30,000.0 2,777.8
最小 (補正後)	24.8 89.1
平均値 (補正後)	866.6 <b>550.8</b>
中央値	533.3

#### 参考; 機器単価

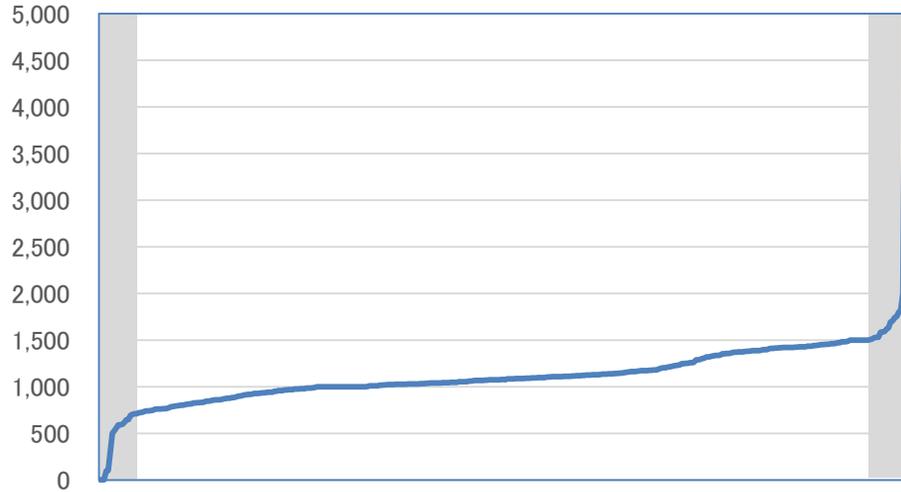
平均値	21,602.1
(補正後)	19,846.8
中央値	20,613.8

最大 (補正後)	40,000.0 8,000.0
最小 (補正後)	0.0 1,200.0
平均値 (補正後)	4,063.2 <b>3,666.2</b>
中央値	3,500.0

## (8) 歩行補助つえ

### 貸与1件あたり収入(円)

貸与1件あたり収入 (歩行補助つえ)



1事業所あたり 73.6件

最大 43,605.3  
(補正後) 1,500.0

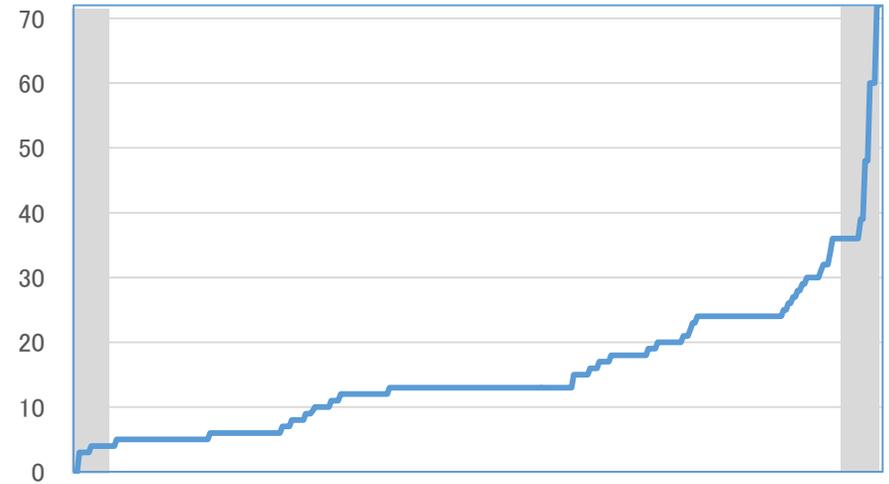
最小 1.1  
(補正後) 722.2

平均値 1,218.3  
(補正後) 1,112.2

中央値 1,077.4

### 貸与期間(月)

貸与期間 (歩行補助つえ)



最大 334  
(補正後) 36

最小 0  
(補正後) 4

平均値 16.4  
(補正後) 14.5

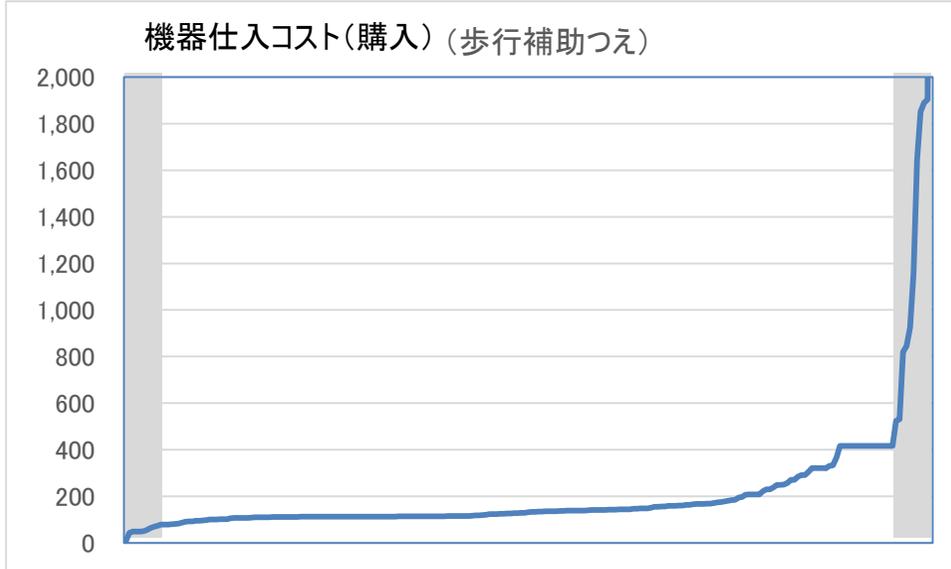
中央値 13

(8) 歩行補助つえ

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大 (補正後)	6,000.0 416.7
最小 (補正後)	9.4 80.1
平均値 (補正後)	232.7 <b>167.0</b>
中央値	133.0

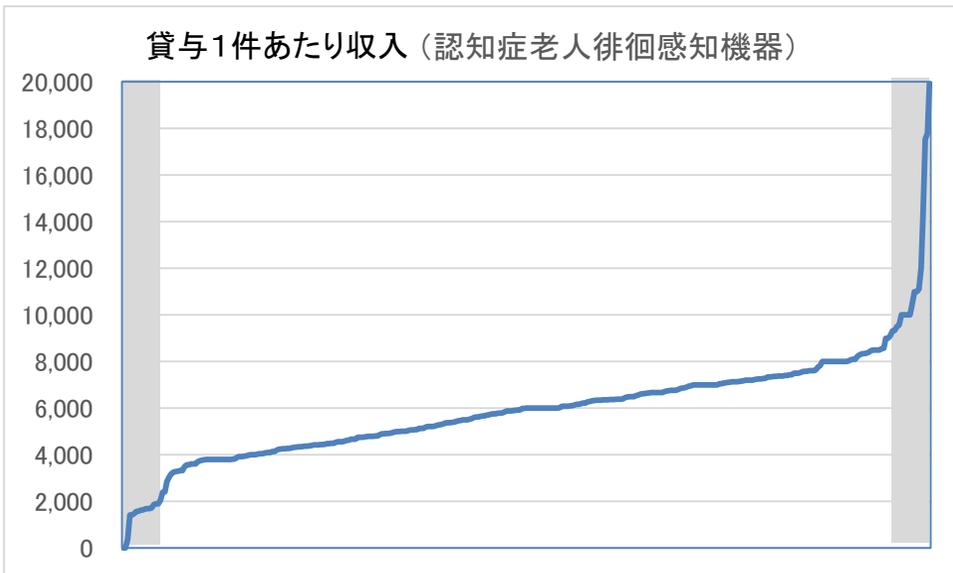
参考; 機器単価

平均値	5,567.5
(補正後)	5,492.2
中央値	5,555.4

最大 (補正後)	3,200.0 1,750.0
最小 (補正後)	0.0 400.0
平均値 (補正後)	908.6 <b>878.7</b>
中央値	800.0

## (9)認知症老人徘徊感知機器

### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 9.8件

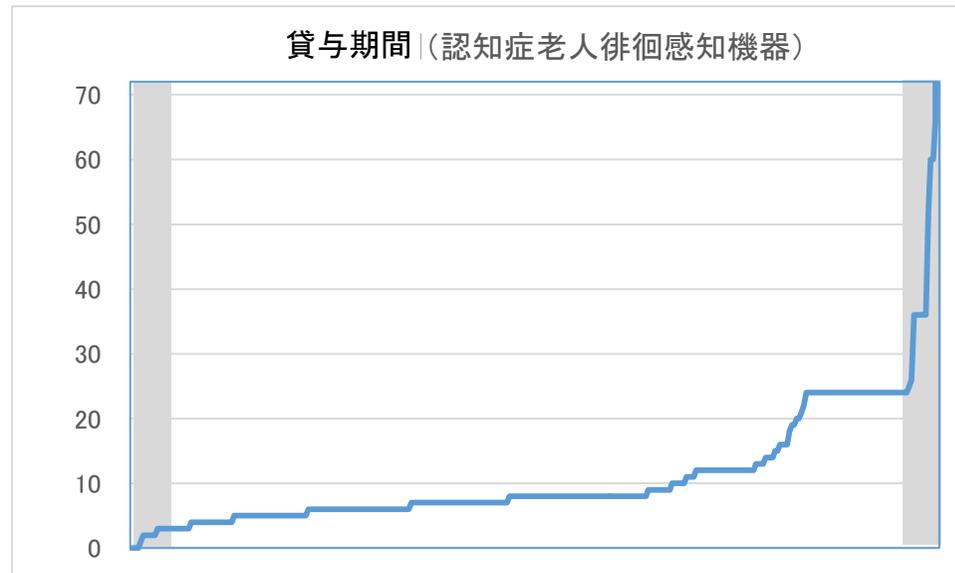
最大 20,220.0  
(補正後) 9,111.1

最小 6.5  
(補正後) 2,400.0

平均値 5,919.8  
(補正後) 5,842.6

中央値 6,000.0

### 貸与期間(月)



最大 334  
(補正後) 24

最小 0  
(補正後) 3

平均値 11.8  
(補正後) 10.0

中央値 8

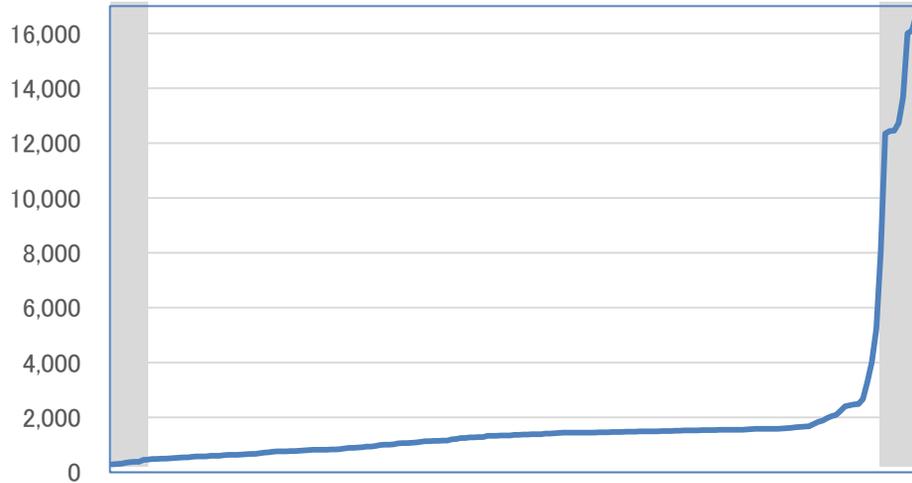
## (9) 認知症老人徘徊感知機器

### 機器仕入コスト(自社保有の場合)

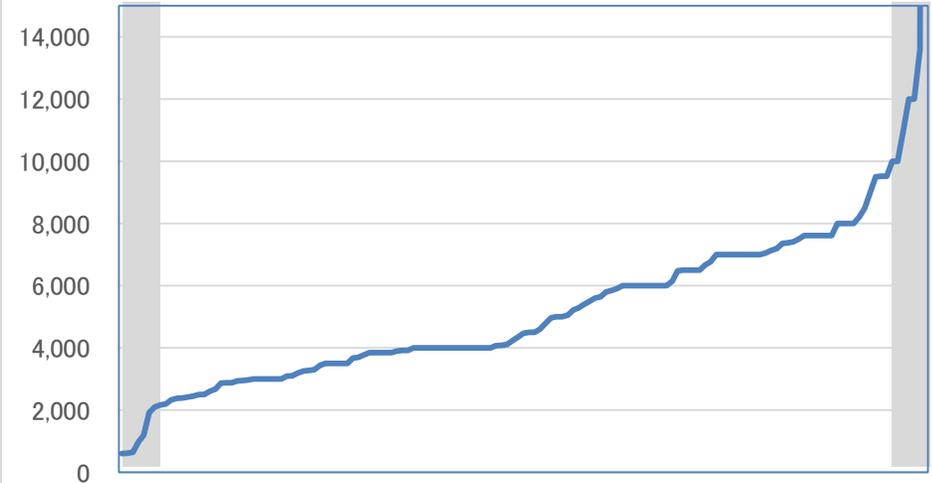
= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

### 機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)

機器仕入コスト(購入) i(認知症老人徘徊感知機器)



機器仕入コスト(レンタル卸利用) (認知症老人徘徊感知機器)



最大 (補正後)	16,695.5 5,211.1
最小 (補正後)	284.3 485.1
平均値 (補正後)	1,846.5 <b>1,291.3</b>
中央値	1,256.8

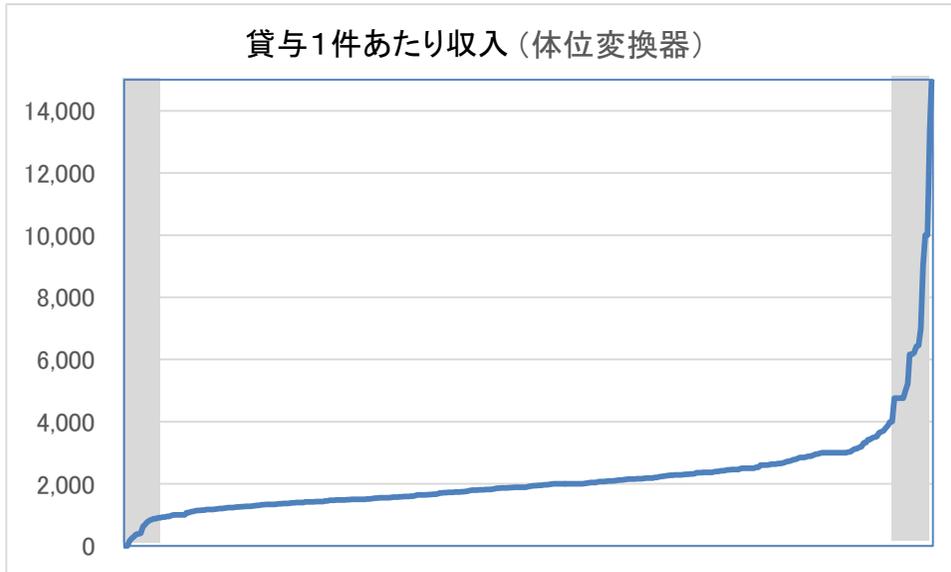
#### 参考; 機器単価

平均値	40,906.4
(補正後)	39,151.1
中央値	36,294.4

最大 (補正後)	68,508.0 9,519.0
最小 (補正後)	600.0 2,161.0
平均値 (補正後)	5,548.4 <b>6,129.5</b>
中央値	4,476.0

## (10)体位変換器

### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 11.6件

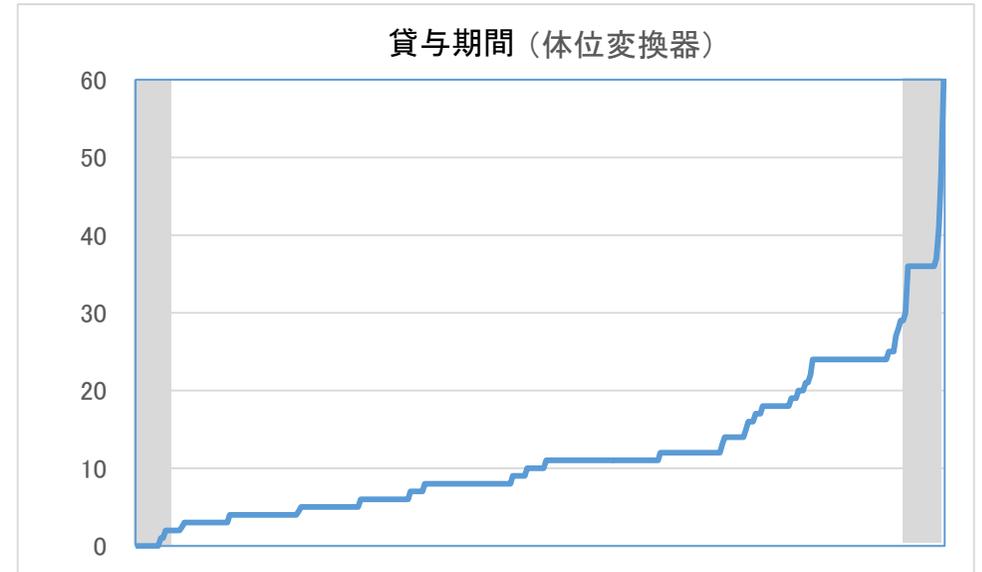
最大 15,000.0  
(補正後) 4,000.0

最小 1.8  
(補正後) 928.6

平均値 2,179.7  
(補正後) 1,994.7

中央値 1,907.9

### 貸与期間(月)



最大 60  
(補正後) 29

最小 0  
(補正後) 2

平均値 11.8  
(補正後) 11.0

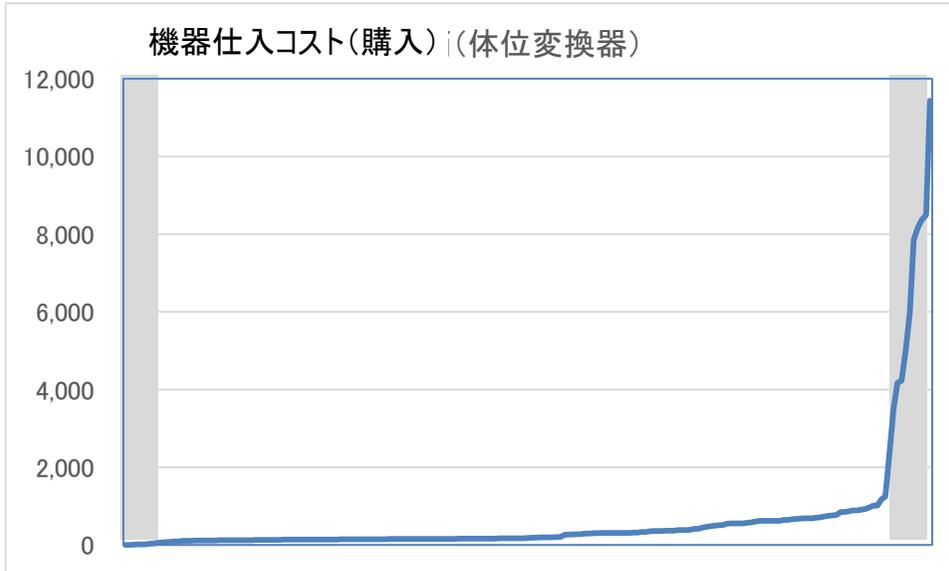
中央値 10

## (10)体位変換器

### 機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

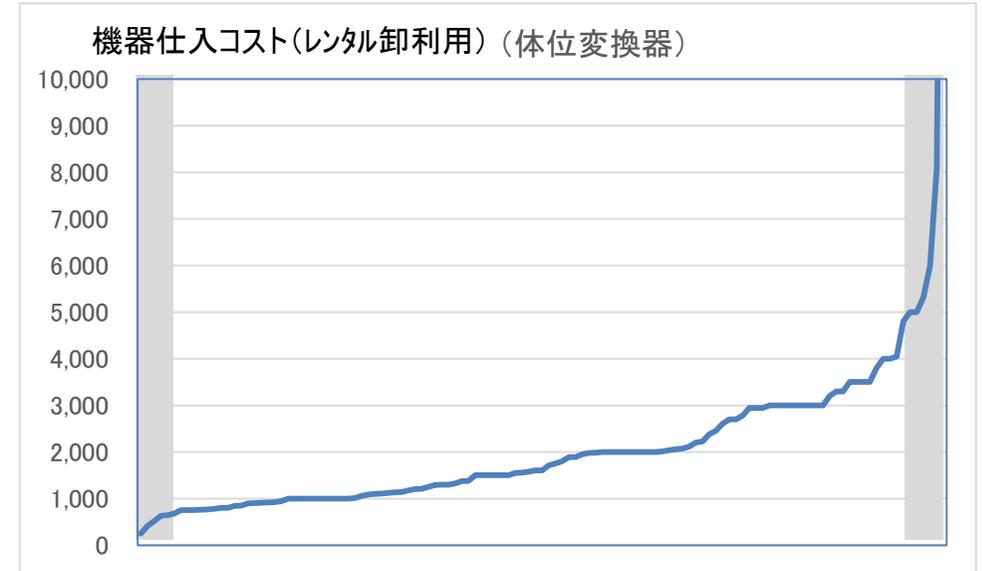
### 機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大 (補正後)	11,436.2 2,366.1
最小 (補正後)	0.0 75.9
平均値 (補正後)	644.1 <b>338.7</b>
中央値	181.3

#### 参考; 機器単価

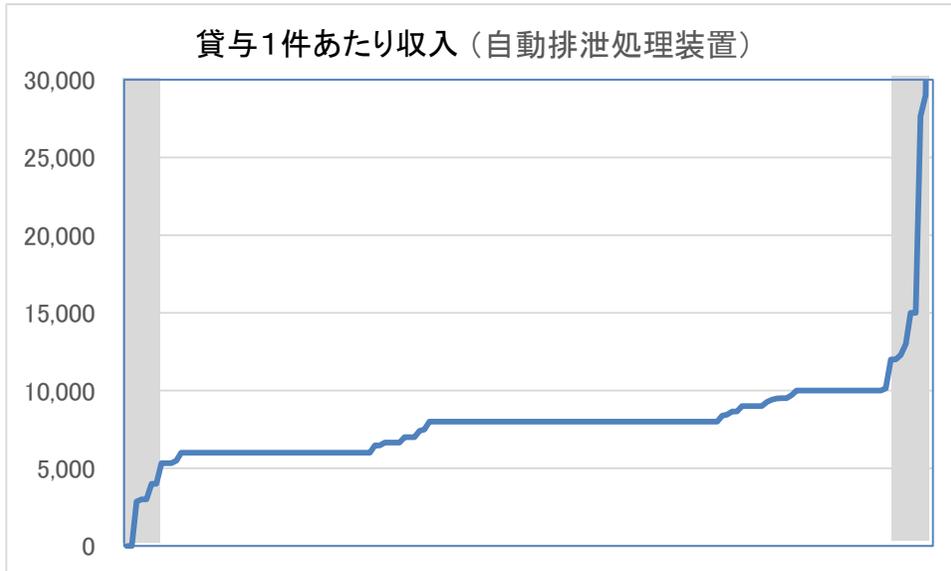
平均値	11,482.5
(補正後)	10,799.1
中央値	8,402.7



最大 (補正後)	24,391.0 4,803.0
最小 (補正後)	250.0 750.0
平均値 (補正後)	2,167.3 <b>1,883.5</b>
中央値	1,600.0

## (11)自動排泄処理装置

### 貸与1件あたり収入(円)



1事業所あたり 0.7件

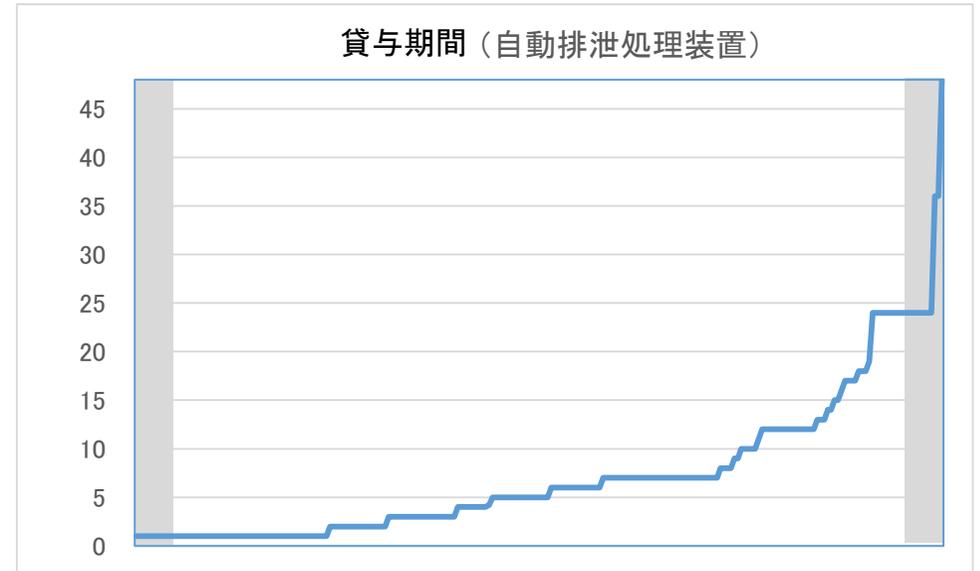
最大 50,000.0  
(補正後) 12,000.0

最小 6.7  
(補正後) 5,333.3

平均値 8,172.6  
(補正後) 7,727.6

中央値 8,000.0

### 貸与期間(月)



最大 48  
(補正後) 24

最小 1  
(補正後) 1

平均値 7.3  
(補正後) 6.6

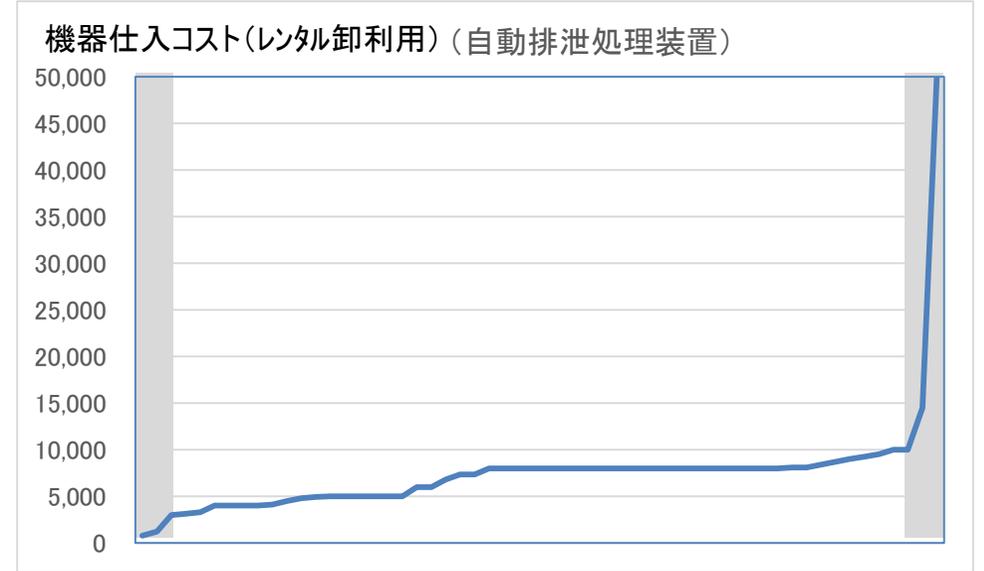
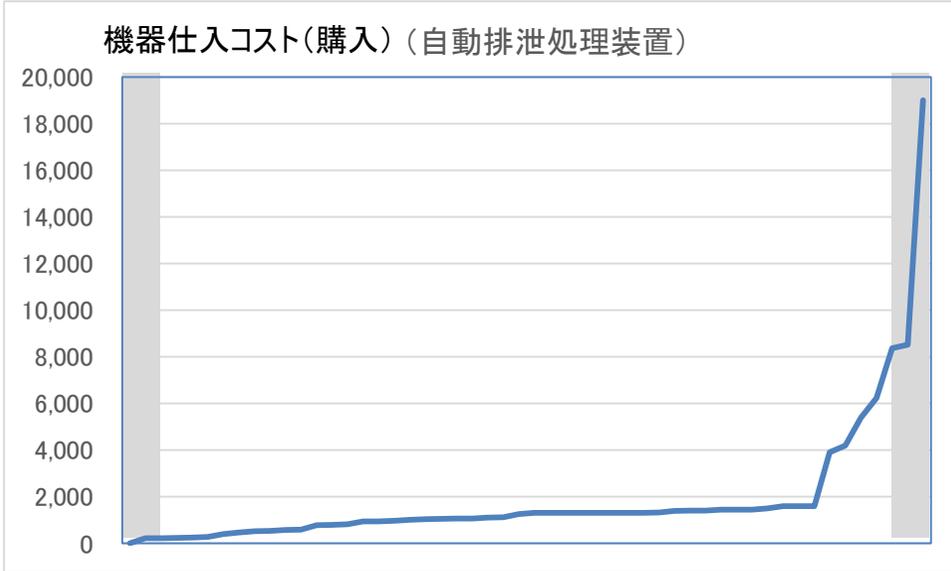
中央値 5.0

(11)自動排泄処理装置

機器仕入コスト(自社保有の場合)

= 前期購入費用 ÷ 前期購入台数 ÷ 実耐用期間 (月)

機器仕入コスト(レンタル卸利用の場合)



最大 (補正後)	19,000.0 6,232.3
最小 (補正後)	0.3 212.0
平均値 (補正後)	1,927.0 <u>1,389.1</u>
中央値	1,276.4

参考; 機器単価

平均値	43,785.7
(補正後)	36,506.9
中央値	39,579.0

最大 (補正後)	50,000.0 10,000.0
最小 (補正後)	800.0 3,116.0
平均値 (補正後)	7,551.2 <u>6,866.8</u>
中央値	8,000.0

## プロセス毎の所要時間とコスト

---

### 1. 特殊寝台

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.6回	53分	0.9時間	30分	0.5時間	1,537.4円	
用具選定・試用	1.4回	56分	0.9時間	40分	0.7時間	1,592.6円	
サービス担当者会議等への参加	2.1回	118分	2.0時間	60分	1.0時間	3,383.7円	
計画作成(社内事務処理含む)	1.9回	51分	0.8時間	30分	0.5時間	1,422.2円	
搬入・搬出	1.6回	124分	2.1時間	120分	2.0時間	3,106.0円	
契約・計画書説明、同意署名	1.7回	50分	0.8時間	30分	0.5時間	1,407.5円	
モニタリング、用具の調整・整備	2.6回	85分	1.4時間	45分	0.8時間	2,373.9円	
各種記録の作成	2.7回	59分	1.0時間	30分	0.5時間	1,642.3円	
消毒、機器の修理・保守	1.3回	124分	2.1時間	60分	1.0時間	2,117.5円	
計	—	720分	12.0時間	445分	7.4時間	18,583.2円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	472分	7.9時間	265分	4.4時間	13,359.7円	

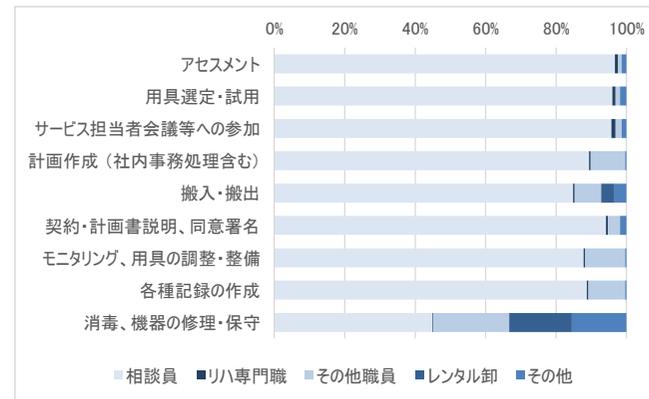
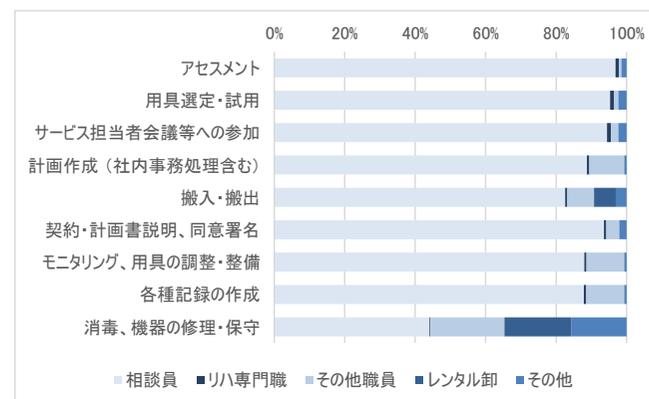
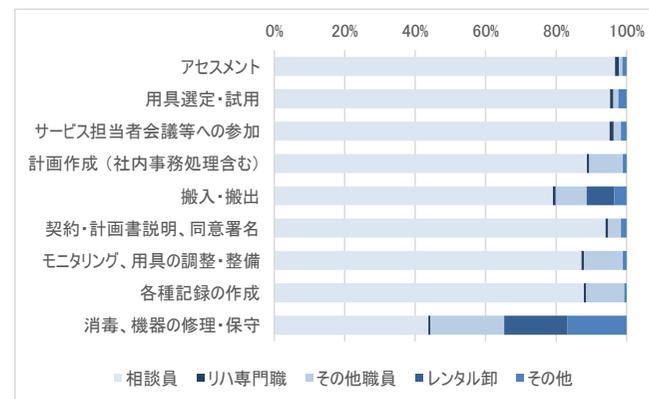
1ケース毎の所要時間とコスト

### 2. 車いす

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.6回	53分	0.9時間	30分	0.5時間	1,527.1円	
用具選定・試用	1.5回	60分	1.0時間	45分	0.8時間	1,714.1円	
サービス担当者会議等への参加	2.1回	116分	1.9時間	60分	1.0時間	3,280.2円	
計画作成(社内事務処理含む)	2.0回	51分	0.9時間	30分	0.5時間	1,441.2円	
搬入・搬出	1.7回	91分	1.5時間	60分	1.0時間	2,348.0円	
契約・計画書説明、同意署名	1.6回	48分	0.8時間	30分	0.5時間	1,346.4円	
モニタリング、用具の調整・整備	2.6回	86分	1.4時間	45分	0.8時間	2,394.9円	
各種記録の作成	2.6回	55分	0.9時間	30分	0.5時間	1,537.9円	
消毒、機器の修理・保守	1.3回	61分	1.0時間	45分	0.8時間	1,044.8円	
計	—	621分	10.3時間	375分	6.3時間	16,634.5円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	469分	7.8時間	270分	4.5時間	13,241.7円	

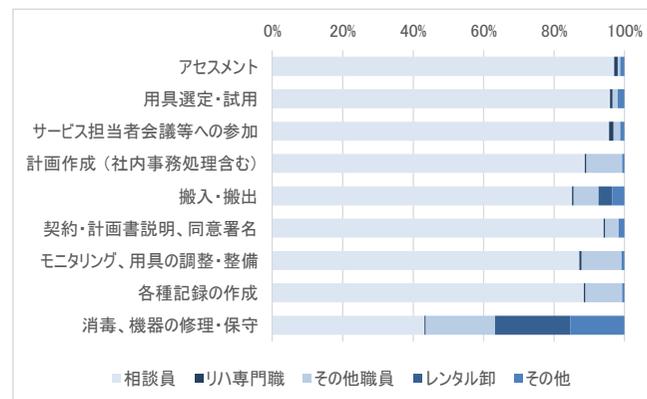
### 3. 手すり

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.5回	48分	0.8時間	30分	0.5時間	1,369.0円	
用具選定・試用	1.5回	53分	0.9時間	40分	0.7時間	1,505.4円	
サービス担当者会議等への参加	2.0回	110分	1.8時間	60分	1.0時間	3,156.1円	
計画作成(社内事務処理含む)	1.9回	47分	0.8時間	30分	0.5時間	1,330.7円	
搬入・搬出	1.5回	80分	1.3時間	60分	1.0時間	2,114.2円	
契約・計画書説明、同意署名	1.6回	46分	0.8時間	30分	0.5時間	1,305.7円	
モニタリング、用具の調整・整備	2.5回	75分	1.2時間	40分	0.7時間	2,089.2円	
各種記録の作成	2.5回	53分	0.9時間	30分	0.5時間	1,474.1円	
消毒、機器の修理・保守	1.2回	61分	1.0時間	30分	0.5時間	1,067.0円	
計	—	572分	9.5時間	350分	5.8時間	15,411.4円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	431分	7.2時間	260分	4.3時間	12,230.2円	



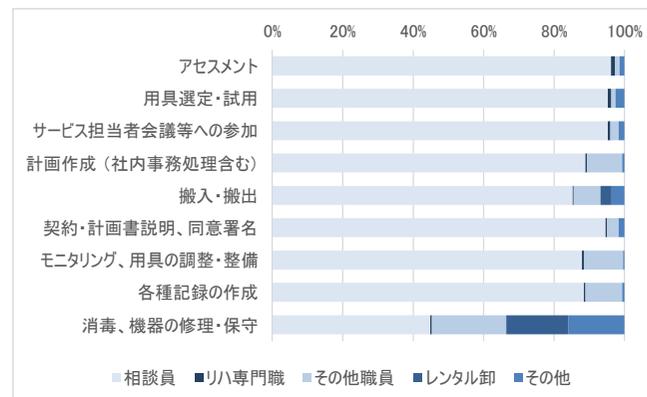
#### 4. 床ずれ防止用具

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.4回	47分	0.8時間	30分	0.5時間	1,344.6円	
用具選定・試用	1.3回	51分	0.9時間	40分	0.7時間	1,467.3円	
サービス担当者会議等への参加	1.8回	96分	1.6時間	60分	1.0時間	2,751.3円	
計画作成(社内事務処理含む)	1.7回	42分	0.7時間	30分	0.5時間	1,189.1円	
搬入・搬出	1.5回	84分	1.4時間	60分	1.0時間	2,203.9円	
契約・計画書説明、同意署名	1.5回	40分	0.7時間	30分	0.5時間	1,140.4円	
モニタリング、用具の調整・整備	2.2回	66分	1.1時間	60分	1.0時間	1,834.0円	
各種記録の作成	2.2回	42分	0.7時間	30分	0.5時間	1,178.8円	
消毒、機器の修理・保守	1.2回	76分	1.3時間	40分	0.7時間	1,265.6円	
計	—	544分	9.1時間	380分	6.3時間	14,374.9円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	385分	6.4時間	280分	4.7時間	10,905.4円	



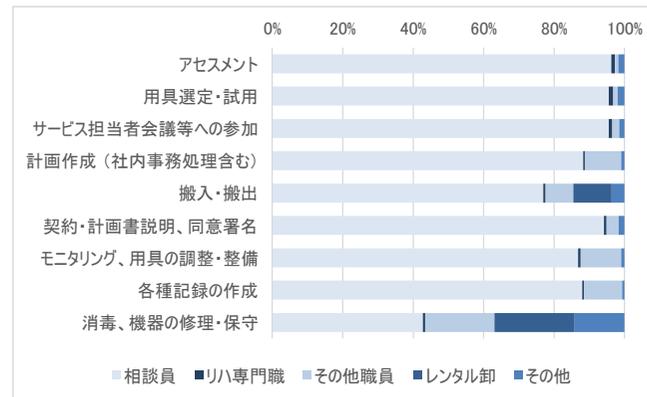
#### 5. 歩行器

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.5回	47分	0.8時間	30分	0.5時間	1,340.5円	
用具選定・試用	1.7回	61分	1.0時間	60分	1.0時間	1,735.4円	
サービス担当者会議等への参加	1.9回	99分	1.7時間	60分	1.0時間	2,821.8円	
計画作成(社内事務処理含む)	1.8回	43分	0.7時間	30分	0.5時間	1,215.3円	
搬入・搬出	1.6回	79分	1.3時間	60分	1.0時間	2,090.6円	
契約・計画書説明、同意署名	1.6回	44分	0.7時間	30分	0.5時間	1,242.5円	
モニタリング、用具の調整・整備	2.4回	68分	1.1時間	40分	0.7時間	1,910.4円	
各種記録の作成	2.4回	46分	0.8時間	30分	0.5時間	1,300.8円	
消毒、機器の修理・保守	1.3回	68分	1.1時間	30分	0.5時間	1,175.9円	
計	—	555分	9.3時間	370分	6.2時間	14,833.2円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	409分	6.8時間	280分	4.7時間	11,566.7円	



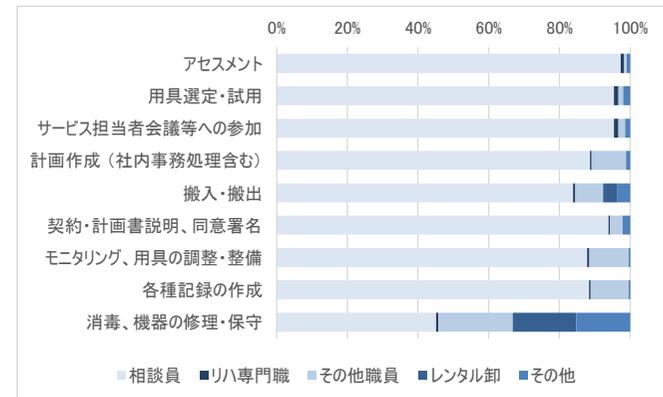
#### 6. 移動用リフト

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.5回	55分	0.9時間	30分	0.5時間	1,574.9円	
用具選定・試用	1.4回	67分	1.1時間	60分	1.0時間	1,899.6円	
サービス担当者会議等への参加	1.9回	103分	1.7時間	60分	1.0時間	2,949.0円	
計画作成(社内事務処理含む)	1.7回	44分	0.7時間	30分	0.5時間	1,238.4円	
搬入・搬出	1.4回	99分	1.7時間	80分	1.3時間	2,406.8円	
契約・計画書説明、同意署名	1.5回	42分	0.7時間	30分	0.5時間	1,201.5円	
モニタリング、用具の調整・整備	2.3回	74分	1.2時間	45分	0.8時間	2,070.3円	
各種記録の作成	2.2回	46分	0.8時間	30分	0.5時間	1,272.6円	
消毒、機器の修理・保守	1.1回	70分	1.2時間	40分	0.7時間	1,161.0円	
計	—	601分	10.0時間	405分	6.8時間	15,774.1円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	431分	7.2時間	285分	4.8時間	12,206.3円	



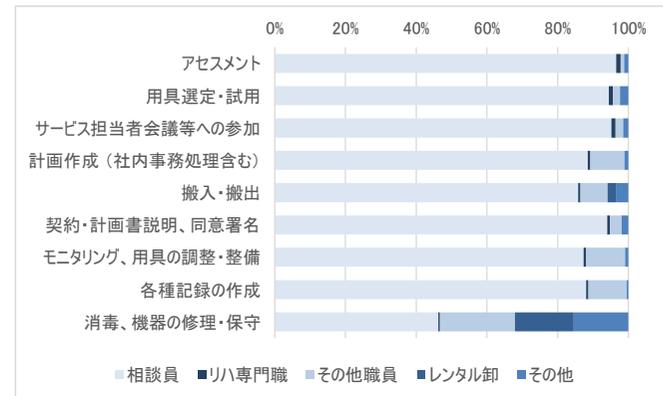
## 7. スロープ

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.3 回	39 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,137.3 円	
用具選定・試用	1.3 回	44 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,253.7 円	
サービス担当者会議等への参加	1.8 回	95 分	1.6 時間	60 分	1.0 時間	2,718.9 円	
計画作成(社内事務処理含む)	1.7 回	41 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,134.0 円	
搬入・搬出	1.4 回	64 分	1.1 時間	50 分	0.8 時間	1,665.9 円	
契約・計画書説明、同意署名	1.5 回	40 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,119.4 円	
モニタリング、用具の調整・整備	2.2 回	60 分	1.0 時間	30 分	0.5 時間	1,680.8 円	
各種記録の作成	2.1 回	42 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,180.4 円	
消毒、機器の修理・保守	1.1 回	57 分	1.0 時間	30 分	0.5 時間	1,004.1 円	
計	—	481 分	8.0 時間	320 分	5.3 時間	12,894.4 円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	361 分	6.0 時間	240 分	4.0 時間	10,224.5 円	



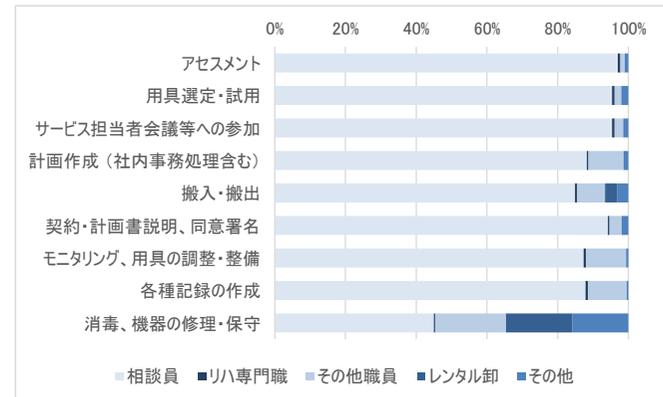
## 8. 歩行補助つえ

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.4 回	39 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,109.2 円	
用具選定・試用	1.4 回	42 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,180.3 円	
サービス担当者会議等への参加	1.9 回	95 分	1.6 時間	60 分	1.0 時間	2,708.5 円	
計画作成(社内事務処理含む)	1.7 回	40 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,128.6 円	
搬入・搬出	1.4 回	61 分	1.0 時間	43 分	0.7 時間	1,625.5 円	
契約・計画書説明、同意署名	1.5 回	41 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,147.6 円	
モニタリング、用具の調整・整備	2.3 回	60 分	1.0 時間	30 分	0.5 時間	1,673.7 円	
各種記録の作成	2.2 回	44 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,243.9 円	
消毒、機器の修理・保守	1.2 回	48 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	863.7 円	
計	—	469 分	7.8 時間	313 分	5.2 時間	12,681.0 円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	360 分	6.0 時間	240 分	4.0 時間	10,191.8 円	



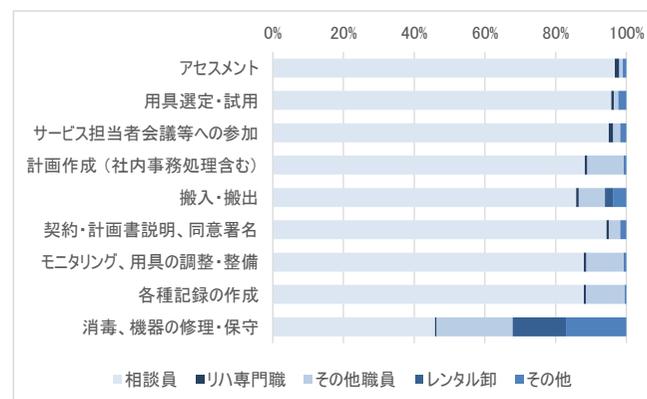
## 9. 認知症老人徘徊感知機器

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.3 回	42 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,207.6 円	
用具選定・試用	1.3 回	48 分	0.8 時間	30 分	0.5 時間	1,363.1 円	
サービス担当者会議等への参加	1.7 回	87 分	1.4 時間	60 分	1.0 時間	2,479.3 円	
計画作成(社内事務処理含む)	1.6 回	38 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,050.2 円	
搬入・搬出	1.4 回	66 分	1.1 時間	60 分	1.0 時間	1,742.6 円	
契約・計画書説明、同意署名	1.4 回	38 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,064.4 円	
モニタリング、用具の調整・整備	2.1 回	56 分	0.9 時間	30 分	0.5 時間	1,558.5 円	
各種記録の作成	2.0 回	39 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,092.6 円	
消毒、機器の修理・保守	1.1 回	37 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	633.3 円	
計	—	449 分	7.5 時間	330 分	5.5 時間	12,191.7 円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	347 分	5.8 時間	240 分	4.0 時間	9,815.8 円	



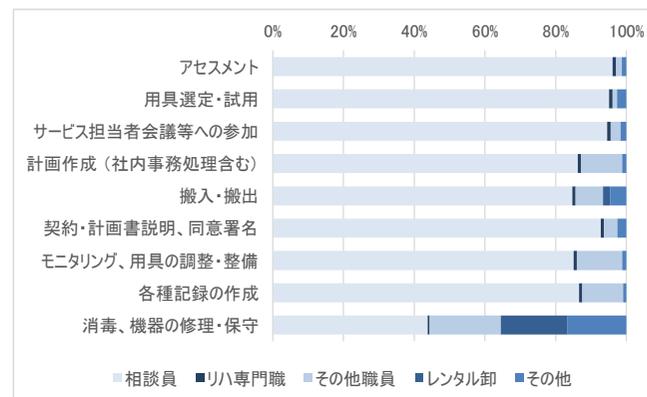
### 10.体位変換器

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.3 回	41 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,193.5 円	
用具選定・試用	1.4 回	48 分	0.8 時間	40 分	0.7 時間	1,378.0 円	
サービス担当者会議等への参加	1.7 回	87 分	1.4 時間	60 分	1.0 時間	2,481.1 円	
計画作成(社内事務処理含む)	1.6 回	39 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,080.8 円	
搬入・搬出	1.4 回	69 分	1.2 時間	60 分	1.0 時間	1,846.1 円	
契約・計画書説明、同意署名	1.4 回	39 分	0.6 時間	30 分	0.5 時間	1,098.8 円	
モニタリング、用具の調整・整備	2.1 回	58 分	1.0 時間	40 分	0.7 時間	1,616.5 円	
各種記録の作成	2.1 回	40 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,108.9 円	
消毒、機器の修理・保守	1.1 回	63 分	1.1 時間	30 分	0.5 時間	1,125.8 円	
計	—	484 分	8.1 時間	350 分	5.8 時間	12,929.5 円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	351 分	5.9 時間	260 分	4.3 時間	9,957.7 円	



### 11.自動排泄処理装置

	実施回数(平均値)		サービス時間(平均値)		サービス時間(中央値)		金額換算
	(回)	(分)	(時間換算)	(分)	(時間換算)		
アセスメント	1.1 回	41 分	0.7 時間	30 分	0.5 時間	1,175.6 円	
用具選定・試用	1.3 回	56 分	0.9 時間	60 分	1.0 時間	1,574.5 円	
サービス担当者会議等への参加	1.3 回	68 分	1.1 時間	60 分	1.0 時間	1,950.4 円	
計画作成(社内事務処理含む)	1.3 回	27 分	0.4 時間	20 分	0.3 時間	746.7 円	
搬入・搬出	1.2 回	63 分	1.1 時間	60 分	1.0 時間	1,682.9 円	
契約・計画書説明、同意署名	1.2 回	30 分	0.5 時間	20 分	0.3 時間	857.8 円	
モニタリング、用具の調整・整備	1.7 回	53 分	0.9 時間	30 分	0.5 時間	1,478.0 円	
各種記録の作成	1.6 回	28 分	0.5 時間	30 分	0.5 時間	791.4 円	
消毒、機器の修理・保守	0.9 回	58 分	1.0 時間	30 分	0.5 時間	975.9 円	
計	—	425 分	7.1 時間	340 分	5.7 時間	11,233.3 円	
計(レンタル卸利用の場合)	—	304 分	5.1 時間	250 分	4.2 時間	8,574.5 円	



## 平成26年介護事業経営実態調査結果

厚生労働省老健局老人保健課

## 調査の概要

### ○ 調査概要

目的：介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的として調査を実施。

期 日：平成26年4月

調査客体数：33,339施設・事業所

調査事項：サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況等

抽出方法：層化無作為抽出法により抽出

### ○ 回収状況

サービス種類	調査客体数 (A)	有効回答数 (B)	有効回答率 (B) / (A)
介護老人福祉施設	1,686	1,051	62.3%
地域密着型介護老人福祉施設	354	174	49.2%
介護老人保健施設	1,086	624	57.5%
介護療養型医療施設	502	217	43.2%
認知症対応型共同生活介護	1,119	578	51.7%
訪問介護	5,324	2,569	48.3%
夜間対応型訪問介護	166	30	18.1%
訪問入浴介護	1,095	483	44.1%
訪問看護ステーション	1,168	598	51.2%
訪問リハビリテーション	1,103	301	27.3%
通所介護	5,589	3,235	57.9%
認知症対応型通所介護	1,699	704	41.4%
通所リハビリテーション	1,412	619	43.8%
短期入所生活介護	1,166	541	46.4%
居宅介護支援	3,171	1,531	48.3%
福祉用具貸与	3,217	1,313	40.8%
小規模多機能型居宅介護	1,571	754	48.0%
特定施設入居者生活介護	1,226	528	43.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	277	153	55.2%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	310	100	32.3%
複合型サービス	98	42	42.9%
合計	33,339	16,145	48.4%

### ○ 留意事項

- ・ 計数のない場合は「－」、計数を表章することが不適当な場合は「…」と表記している。
- ・ 数値についてはそれぞれの表章単位未満での四捨五入のため、計に一致しない場合がある。

12. 認知症対応型通所介護	.....	P 40
① 総括表		
② 地域区分別集計表		
③ 延べ利用者数別集計表		
④ 経営主体別集計表		
13. 通所リハビリテーション	.....	P 44
① 総括表		
② 地域区分別集計表		
③ 延べ利用者数別集計表		
14. 短期入所生活介護	.....	P 47
① 総括表		
② 地域区分別集計表		
③ 延べ利用者数別集計表		
15. 居宅介護支援	.....	P 50
① 総括表		
② 地域区分別集計表		
③ 実利用者数別集計表		
④ 経営主体別集計表		
16. 福祉用具貸与	.....	P 54
① 総括表		
② 地域区分別集計表		
③ 実利用者数別集計表		
17. 小規模多機能型居宅介護	.....	P 57
① 総括表		
② 地域区分別集計表		
18. 特定施設入居者生活介護	.....	P 59
① 総括表		
② 地域区分別集計表		
19. 地域密着型特定施設入居者生活介護	.....	P 61
① 総括表		
② 地域区分別集計表		
20. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	.....	P 63
① 総括表		
② 地域区分別集計表		
21. 複合型サービス	.....	P 65
① 総括表		
② 地域区分別集計表		

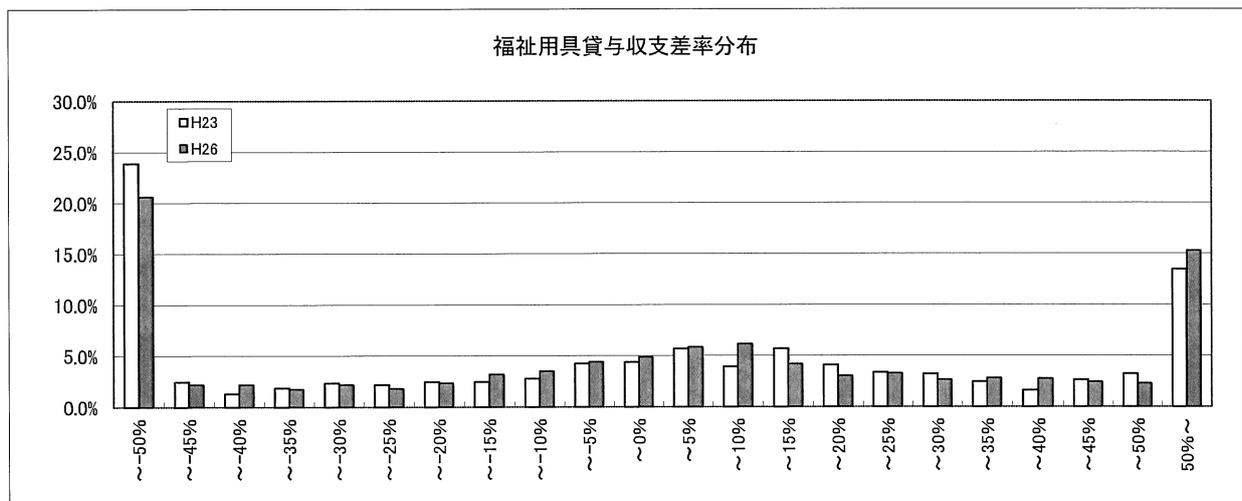
16-① 福祉用具貸与(予防を含む)(総括表)

		平成20年調査	平成23年調査	平成26年調査	(参考)平成25年概況調査	
1	I 介護事業収益	千円	千円	千円	千円	
2	(1)介護料収入	2,789	3,149	4,795	4,278	
3	(2)保険外の利用料	58	238	432	420	
4	(3)補助金収入	1	1	0	1	
5	(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	-	-	-	-0	
6	(5)介護報酬査定減	-17	-0	-2	-0	
7	(6)介護職員処遇改善交付金	-	-	-	-	
8	(7)その他	53	-	-	-	
9	II 介護事業費用	1,432	1,186	1,674	1,532	
10	(1)給与費	49.6%	35.0%	32.0%	32.6%	
11	(2)減価償却費	130	117	224	362	
12	(3)その他	1,236	1,713	2,785	1,998	
13	うち委託費	285	61	95	24	
14	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	0	4	0	1
15	IV 介護事業外費用	(1)借入金利	33	16	14	14
16	V 特別損失	(1)本部費繰入	3	156	357	339
17	収入 ①=I-I(4)+III	2,885	3,392	5,226	4,699	
18	支出 ②=II+IV+V-I(4)	2,833	3,187	5,054	4,245	
19	差引 ③=①-②	51	204	172	454	
20	法人税等	-	-	106	35	
21	法人税等差引 ④=③-法人税等	-	-	66	419	
22	施設数	517	667	1,313	86	

※ 比率は収入に対する割合

23	平均実利用者数	205.2人	193.3人	324.3人	309.7人	
24	常勤換算職員数(常勤率)	3.3人 94.3%	4.6人 84.7%	5.1人 92.8%	4.5人 94.0%	
25	福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率)	2.4人 92.9%	3.1人 92.3%	3.6人 95.2%	3.5人 95.5%	
26	常勤換算1人当たり給与費					
27	常勤	福祉用具専門員	312,072円	281,309円	348,938円	346,211円
28	非常勤	福祉用具専門員	172,996円	160,024円	217,488円	164,414円

27	実利用者1人当たり収入	14,062円	17,546円	16,116円	15,173円
28	実利用者1人当たり支出	13,811円	16,489円	15,585円	13,706円
29	常勤換算職員1人当たり給与費	320,357円	264,025円	335,037円	328,006円
30	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり給与費	302,245円	272,016円	342,583円	337,996円
31	常勤換算職員1人当たり実利用者数	62.1人	42.0人	63.0人	68.6人
32	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり実利用者数	86.1人	62.1人	89.0人	88.7人



16-② 福祉用具貸与(予防を含む)(地域区分別集計表)

		1級地		2級地		3級地		4級地		5級地		6級地		その他		
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	5,874	2,257	5,387	5,234	6,228	4,981	4,332							
2		(2)保険外の利用料	251	43	774	509	368	477	409							
3		(3)補助金収入	0	-	0	-	-	-	-							
4		(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	-	-	-	-	-	-	-							
5		(5)介護報酬査定減	-0	-2	-0	-5	-1	-4	-1							
6	II 介護事業費用	(1)給与費	2,045	33.4%	1,073	46.7%	2,275	36.9%	1,960	34.2%	2,253	34.2%	1,744	32.0%	1,370	28.9%
7		(2)減価償却費	661	10.8%	27	1.2%	128	2.1%	353	6.2%	281	4.3%	226	4.1%	165	3.5%
8		(3)その他	2,335	38.1%	1,235	53.7%	3,151	51.1%	3,145	54.8%	4,409	66.8%	3,212	58.9%	2,315	48.9%
9		うち委託費	133	2.2%	138	6.0%	247	4.0%	31	0.5%	84	1.3%	135	2.5%	54	1.1%
10	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	0		2		0		0		2		1		0	
11	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	7		8		11		10		18		14		15	
12	V 特別損失	(1)本部費繰入	348		193		529		384		420		346		331	
13	収入 ①= I - I (4) + III		6,124		2,300		6,161		5,738		6,597		5,454		4,740	
14	支出 ②= II + IV + V - I (4)		5,395		2,536		6,094		5,853		7,381		5,542		4,196	
15	差引 ③=①-②		729	11.9%	-237	-10.3%	67	1.1%	-115	-2.0%	-784	-11.9%	-88	-1.6%	544	11.5%
16		法人税等	20	0.3%	29	1.2%	41	0.7%	60	1.1%	138	2.1%	159	2.9%	112	2.4%
17	法人税等差引 ④=③-法人税等		709	11.6%	-265	-11.5%	26	0.4%	-175	-3.0%	-922	-14.0%	-246	-4.5%	431	9.1%
18	施設数		72		49		111		115		121		299		546	

※ 比率は収入に対する割合

19	平均実利用者数	316.9人		175.8人		354.2人		372.9人		400.8人		357.9人		292.4人	
20	常勤換算職員数(常勤率)	5.0人	94.0%	3.3人	88.9%	6.2人	87.6%	5.5人	93.8%	6.3人	93.7%	5.4人	90.9%	4.7人	94.8%
21	福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率)	4.0人	95.6%	2.0人	93.1%	4.3人	93.7%	4.0人	95.6%	4.3人	95.7%	3.9人	93.9%	3.3人	96.1%
22	常勤換算1人当たり給与														
23	常勤	福祉用具専門員		348,957円		376,632円		354,859円		377,593円		378,715円		351,144円	
24	非常勤	福祉用具専門員		278,940円		209,049円		251,699円		205,793円		190,068円		204,461円	

25	実利用者1人当たり収入	19,327円	13,079円	17,395円	15,389円	16,458円	15,242円	16,212円
26	実利用者1人当たり支出	17,027円	14,424円	17,206円	15,696円	18,414円	15,487円	14,353円
27	常勤換算職員1人当たり給与	341,801円	360,892円	364,587円	357,296円	352,066円	330,010円	318,398円
28	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり給与	345,860円	365,079円	348,330円	370,115円	370,560円	342,182円	325,477円
29	常勤換算職員1人当たり実利用者数	62.8人	54.1人	57.4人	67.7人	63.1人	66.0人	62.1人
30	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり実利用者数	78.8人	88.6人	82.4人	93.3人	93.6人	91.8人	88.3人

16-③ 福祉用具貸与(予防を含む)(実利用者数別集計表)

		100人以下		101~200人		201~300人		301~400人		401~500人		501人以上		
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
1	I 介護事業収益	(1)介護料収入	880	2,604	4,094	5,250	5,842	13,862						
2		(2)保険外の利用料	53	106	509	297	397	1,426						
3		(3)補助金収入	0	0	-	-	-	-						
4		(4)国庫補助金等特別積立金取崩額	-	-	-	-	-	-						
5		(5)介護報酬査定減	-2	-1	-0	-1	-2	-3						
6	II 介護事業費用	(1)給与費	544	848	1,237	1,399	1,906	4,748						
7		(2)減価償却費	43	51	93	120	154	830						
8		(3)その他	376	1,332	1,764	2,250	3,109	9,146						
9		うち委託費	29	73	118	90	95	225						
10	III 介護事業外収益	(1)借入金補助金収入	1	0	1	-	-	0						
11	IV 介護事業外費用	(1)借入金利息	11	5	12	9	12	30						
12	V 特別損失	(1)本部費繰入	33	72	452	257	316	1,191						
13	収入 ①=I-I(4)+III		931	2,709	4,604	5,546	6,237	15,285						
14	支出 ②=II+IV+V-I(4)		1,007	2,308	3,558	4,036	5,497	15,945						
15	差引 ③=①-②		-76	-8.1%	401	14.8%	1,046	22.7%	1,510	27.2%	741	11.9%	-660	-4.3%
16		法人税等	21	2.3%	43	1.6%	27	0.6%	90	1.6%	58	0.9%	377	2.5%
17	法人税等差引 ④=③-法人税等		-97	-10.4%	358	13.2%	1,019	22.1%	1,420	25.6%	683	10.9%	-1,037	-6.8%
18	施設数		497	231	150	95	67	273						

※ 比率は収入に対する割合

19	平均実利用者数		43.5人	147.1人	246.8人	349.8人	447.7人	996.7人					
20	常勤換算職員数(常勤率)		2.4人 85.8%	3.2人 87.4%	4.2人 90.4%	4.9人 93.9%	6.3人 95.5%	12.1人 96.7%					
21	福祉用具専門相談員常勤換算数(常勤率)		1.6人 89.0%	2.2人 91.1%	3.0人 92.5%	3.3人 95.9%	4.5人 96.0%	8.9人 98.3%					
22	常勤換算1人当たり給与費												
23	常勤	福祉用具専門員	265,639円	290,276円	333,390円	378,602円	335,498円	385,766円					
24	非常勤	福祉用具専門員	207,275円	195,471円	189,459円	205,549円	235,631円	285,642円					
25	実利用者1人当たり収入		21,396円	18,416円	18,657円	15,855円	13,931円	15,336円					
26	実利用者1人当たり支出		23,139円	15,687円	14,419円	11,538円	12,277円	15,998円					
27	常勤換算職員1人当たり給与費		260,407円	276,333円	311,423円	357,484円	323,905円	378,938円					
28	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり給与費		259,212円	281,875円	322,623円	371,514円	331,468円	384,100円					
29	常勤換算職員1人当たり実利用者数		17.8人	45.9人	58.4人	72.0人	71.5人	82.3人					
30	福祉用具専門相談員(常勤換算)1人当たり実利用者数		27.2人	67.2人	83.2人	105.1人	100.0人	111.6人					

## 補装具費支給制度の概要

### 1. 制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具(別紙「補装具種目一覧」を参照)について、同一の月に購入又は修理に要した費用の額(基準額)を合計した額から、当該補装具費支給対象者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(政令で定める額が基準額を合計した額の百分の十を超えるときは、基準額に百分の十を乗じた額)を控除して得た額(補装具費)を支給する。

※政令で定める額…市町村民税世帯非課税者以外の者:37,200円、市町村民税世帯非課税者:0円

### 2 対象者

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

※難病患者等については、政令に定める疾病に限る

### 3 実施主体

市町村

### 4 申請方法等

障害者(障害児の場合は扶養義務者)が市町村民に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づく市町村民長の決定により、補装具費の支給を受ける。

### 5 費用負担

#### (1) 公費負担

補装具の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額(原則1割)を除いた額を補装具費とし、この補装具費について以下の割合により負担。

負担割合 (国:50/100、都道府県:25/100、市町村:25/100)

#### (2) 利用者負担

原則定率1割負担。世帯の所得に応じ、以下の負担上限月額を設定。

〈所得区分及び負担上限月額〉

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※ ただし、障害者本人又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)には補装具費の支給対象外とする。

※ 生活保護への移行防止措置あり

## 6 予算額

(23年度)                      (24年度)                      差引増▲減額  
15,608,790 千円      →      14,857,268 千円      (▲751,522 千円)

・過去の実績等(平均単価、平均支給決定件数)を勘案し、予算額を積算している。

### 予算額の推移

(単位:千円)

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
15,647,522	15,414,214	15,608,790	14,857,268

#### 【参考1】

※補装具の種目

[身体障害者・身体障害児共通]

義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器 車椅子

電動車椅子 歩行器 歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く)

重度障害者用意思伝達装置

[身体障害児のみ]

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

#### 【参考2】

- 創設年度 平成18年10月施行  
※障害者自立支援法施行に伴い、身体障害者福祉法及び児童福祉法に基づく補装具給付制度を一元化し、補装具費支給制度としたもの。  
[身体障害者福祉法] 昭和25年度  
[児童福祉法] 昭和26年度
- 支給根拠 障害者総合支援法 第76条第1項
- 国の負担根拠 障害者総合支援法 第95条第1項第2号

(別紙)

補装具種目一覧

種目	名称		H25 購入基準	耐用 年数
義肢 (注1, 2)			354,000	1~5
装具 (注1, 2)			84,000	1~3
座位保持装置 (注1)			326,000	3
盲人 安全 つえ	普通用	グラスファイバー	3,550	2
		木材	1,650	
		軽金属	2,200	5
	携帯用	グラスファイバー	4,400	2
		木材	3,700	
		軽金属	3,550	4
身体支持併用		3,800	4	
義 眼	普通義眼		17,000	2
	特殊義眼		60,000	
	コンタクト義眼		60,000	
眼 鏡	矯正眼鏡	6D未満	17,600	4
		6D以上10D未満	20,200	
		10D以上20D未満	24,000	
		20D以上	24,000	
	遮光眼鏡	前掛式	21,500	
		6D未満	30,000	
		6D以上10D未満	30,000	
		10D以上20D未満	30,000	
		20D以上	30,000	
	コンタクトレンズ		15,400	
	弱視眼鏡	掛けめがね式	36,700	
焦点調整式		17,900		

種目	名称	H25 購入基準	耐用 年数
補聴器	高度難聴用ポケット型	34,200	5
	高度難聴用耳かけ型	43,900	
	重度難聴用ポケット型	55,800	
	重度難聴用耳かけ型	67,300	
	耳あな型(レディ)	87,000	
	耳あな型(オーダー)	137,000	
	骨導式ポケット型	70,100	
	骨導式眼鏡型	120,000	
車いす	普通型	100,000	6
	リクライニング式普通型	120,000	
	ティルト式普通型	148,000	
	リクライニング・ティルト式普通型	173,000	
	手動リフト式普通型	232,000	
	前方大車輪型	100,000	
	リクライニング式前方大車輪型	120,000	
	片手駆動型	117,000	
	リクライニング式片手駆動型	133,600	
	レバー駆動型	160,500	
	手押し型A	82,700	
	手押し型B	81,000	
	リクライニング式手押し型	114,000	
	ティルト式手押し型	128,000	
リクライニング・ティルト式手押し型	153,000		

種目	名称	H25 購入基準	耐用 年数	
電動 車 い す	普通型(4.5km/h)	314,000	6	
	普通型(6.0km/h)	329,000		
	簡易型	切替式		157,500
		アシスト式		212,500
	リクライニング式普通型	343,500		
	電動リクライニング式普通型	440,000		
	電動リフト式普通型	701,400		
	電動ティルト式普通型	580,000		
電動リクライニング・ティルト式普通型	982,000			
座位保持いす(児のみ)		24,300	3	
起立保持具(児のみ)		27,400	3	
歩 行 器	六輪型	63,100	5	
	四輪型(腰掛付)	39,600		
	四輪型(腰掛なし)	39,600		
	三輪型	34,000		
	二輪型	27,000		
	固定型	22,000		
	交互型	30,000		
頭部保持具(児のみ)		7,100	3	
排便補助具(児のみ)		10,000	2	

種目	名称		H25 購入基準	耐用 年数	
歩 行 補 助 つ え	松 葉 づ え	木材	A 普通	3,300	2
			B 伸縮	3,300	
	松 葉 づ え	軽金属	A 普通	4,000	4
			B 伸縮	4,500	
	カナディアン・クラッチ		8,000		
	ロフストランド・クラッチ		8,000		
	多点杖		6,600		
	プラットフォーム杖		24,000		
意 重 思 度 伝 障 達 害 装 者 置 用	文字等走査入力方式			5	
		簡易なもの	143,000		
		簡易な環境制御機能が付加されたもの	450,000		
		高度な環境制御機能が付加されたもの	450,000		
		通信機能が付加されたもの	450,000		
		生体現象方式	450,000		

(注1)義肢・装具・座位保持装置の基準額については、平成23年度交付実績(購入金額)1件当たり平均単価を記載。(千円未満は四捨五入。平成23年度社会福祉行政業務報告より。)

(注2)義肢・装具の耐用年数について、18歳未満の児童の場合は、成長に合わせて4ヶ月～1年6ヶ月の使用年数となっている。

## 福祉用具貸与事業者 ヒアリング調査結果

### ○貸与の実態について

- 福祉用具ごとの商品選択ポイント等について

#### <1 特殊寝台・特殊寝台付属品>

- 新規契約では、新しい機種が選ばれる傾向にある。今年または昨年出た新商品が主流。
- 使い慣れていく商品であるため、商品の途中変更はないとは言わないが少数で、入院等で利用が中断したタイミングで見直し(入れ替え)が生じるといった使い方。
- ベッド、専用マット、柵の3点をセットで借りる形が大半。マットや柵はベッドによって形等が決まってくる。それ以外の付属品としては、テーブルやキャスターなど、利用者の利用形態や生活スタイルに応じて、となることから、3～4人に1人くらいが借りる程度の出現率。

#### <2 車いす・車いす付属品>

- メーカー数が多く、多様な種類の商品があるということが、ケアマネジャーにも利用者やご家族にも浸透している商品で、利用者側のニーズのバラツキも大きく、「主力商品」といったものが存在しない。その分、いつでも多様な商品を提案できるように、カタログ掲載品種程度は各事業所の在庫スペースに保有している。さらに、カタログに載せていないような特殊なニーズに対応したものも、事業所ではないが、別途在庫を保管している。
  - 介護保険導入当初は、「標準型」と呼べるような商品が確かにあったが、15年間で最も多品種化した機器といえる。
- 誰が主に扱うのか(本人(自走)か介助者(フットレスト等の跳ね上げが必要になる)か)、持ち運びが必要になるか(軽さ)、取り回しに使える広さや段差はどうなっているか(大きさ等)、移動・移乗を想定するか等、身体状況や生活環境などをアセスメントした上で、ニーズの優先順位づけを行い、それに合わせてどの商品がよいのかあたりをつける。その上で、3～4品を候補として選んで、実際に在宅に持ち込んでフィッティングを行い、1品を選ぶ。そこからしばらくはデモ(お試し)として無料で貸与し、使えそうと判断されてから実際のレンタル開始となる。
  - デモの期間は1週間程度が多いが、退院準備等でお持ちした場合は、ご本人の状態によって退院が延期される等、デモ期間が長引く傾向がある(最長で1ヵ月ほどになるケースあり)。
  - また、数品持ち込んでもフィットせず、一度持ち帰って違うタイプを再度提案するといったことも起きる。

#### <3 手すり>

- 賃貸住宅等で、住宅改修として手すり設置ができない場合、環境的に手すりを設置できる壁面スペースがない場合等に主に利用される。中には、住宅改修で壁面に設置するよりも、天井と床でつばって身体に近いところに手すりを設置できた方が力を入れやすく(プッシュアップ時)、安全に使えるものになることもあり、環境と使い方の双方を考慮して選んでいく。
- ベッドの手すりは、立ってしまえば動ける要支援～要介護1の方の利用に向く商品である。

#### <4床ずれ防止用具>

- 中程度以上の方(既にじょく創のある方)に向く圧切替型のもの、軽度の方・予防用に用いる静止型のものがある。
- 圧切替型ものは、新しい商品ほど、機能的にもよいことから、主力となる傾向にある。
- 静止型は予防効果があるが、制度上、「床ずれ防止用具」を一括りにして要介護2以上という制度的な線引きがなされているため、利用が少ない。要介護認定調査以降、急速に状態が悪くなる方もいて、ある程度予測がつけられるにも関わらず、予め利用という風にならず、じょく創ができてしまったから「急に持ってきてほしい」となりやすい商品である。緊急性が高いため、常時在庫を持つ必要性が高い商品である。
  - ◇ 一方で、一度利用しはじめると、使い慣れたものがよい、となりやすい商品である。(長いものでは、10年前に上市されて今も利用がある商品もある)

#### <5歩行器>

- 症状が固定した方の場合にはコンパクトなものが選ばれる。ほどよい抵抗のある車輪が付いたものは、症状に進行が見られる方の場合でも使いやすい。
- 歩行車タイプものは、どのような目的(買い物、ごみ出し等の生活行為、距離のある外出、身体状況として途中で座る必要があるか否か)に使いたいのかというニーズと、保管場所によって選択(大きさ、重さ、荷物入れの有無、座面の有無等)が変わってくる。利用途中での機種変更も頻繁にある。

#### <6移動用リフト>

- 電動のものが中心で介護負担を軽くする効果があるが、場所をとるため導入しづらい側面がある。そのため、利用は必ずしも多くない。
  - ◇ 例えば、外出時の段差解消の場合、スロープにするかリフトにするかという選択になることが間々あるが、設置場所がない、大掛かりになるため心理的に抵抗感がある等の理由でスロープの方が選ばれることも多い。
  - ◇ 反面、老々介護や、女性が主な介護者である場合など、力が足りず、スロープでは車いすを押して上げられないということもあり、そういった場合はリフトを選ぶケースがある。
- メーカー数が少なく、種類も多くないことから、環境によって使える商品が限られてくる。中には、60～70cmの段差解消が必要なケースがある等、レアなニーズであっても、必要とする人にとっては重要性が高いといったこともあるため、その場合でもニーズに応えられるように事業所としては商品在庫を持たざるを得ない。
- 立ち上がりを補助するための座いす型リフトは、要介護2以上でなければ利用できないが、本来は要支援～要介護1くらいの人に使った方が、QOLを高める効果を発揮しやすい。
  - ◇ 要介護認定でも、福祉用具導入のアセスメントでも、「現在」何ができる・できないということを中心とした仕組みになっており、室内で転倒したときに立てるか、どうできるか、といった「リスク」を想定した形になっていない。ひとり暮らしの軽度の方の場合、認知症もなく、自分で生活廻りのことができるが、足だけ弱いという方は少なくない。座いす型リフトは、転倒した状態から立ち上がれない人でも、這って座いすまでたどり着ければリフトを使って立てる、連絡して助けを呼べる、ということがあり得る。そのような利用が効果的ではないかと思うが、現状の制度では適用されない対象になってしまっている。

### <7スロープ>

- 日本の住宅は、床下が 40cm 程度あることが多く、外出のために上がり框の段差を解消するためにスロープを使うという需要はかなりある。住宅改修して常設することに抵抗感がある場合、レンタルで取り外しができるスロープを利用するという選択がなされることが多い。
- 利用時につけて、それ以外は外すといった利用を想定するため、軽さが重視される傾向にあり、新商品開発も軽量化に力点が置かれている。
  - ◇ 取り外しニーズは、用具の盗難を防ぐといった観点でも出やすい。
- ベッドと異なり、利用法に慣れるのが比較的容易なため、大きなきっかけがなくても、利用途中で商品変更が生じることが多いのも特徴。
  - ◇ 新商品が出たという情報をケアマネジャーに提供しておく、サービス担当者会議等で問題等が出た場合に、新商品に変えてはどうかという話になることがある。
- また、車いすで利用するため、消耗が激しく、廃棄までの期間が短い(1年程度)。

### <8歩行補助つえ>

- 手で触れる部分が重要であり、握り、重さ等の利用しやすさ、なじみやすさと、環境に合わせた大きさ(多点部分の大きさ。大きいほうが安定しやすい)などから商品を選択する。
- 利用し始めの2~3ヵ月は、使ってみてやはりなじまないということから商品の変更といったことが生じやすいのも特徴。おおよそ2~3ヵ月のうちに2~3品使ってみて、愛用品が決まっていくなような形。
  - ◇ 要介護度が比較的軽い、片麻痺等で、状態が固定している方の場合には長く同じ商品を使える場合も多いが、通常、高齢者の場合は状態が変化(進行する)ため、それに合わせて商品を変えていけるというのがレンタルのよいところではないか。

### <9認知症老人徘徊感知機器>

- 個人の心身状況、環境、ご家族の状況(同居か否か、日中家にいるか否か)によって、商品の選択が変わる。
- マッチングが難しい商品であるが、上手く利用することで介護者の負担を軽減でき、在宅の限界点を上げることに貢献する商品といえる。

### <10体位変換器>

- 入院していた際に病院で利用していた場合、在宅介護に移行しても同じものをレンタルで導入する、といった使い方が多い。入院していた病院の考え方、方針の影響を受けやすい。
- ボリュームとしては利用が少ない。

### <11自動排泄処理装置>

- 身体状況等の個別性(できない行為・要因等)と環境面の状態によって選択が変わってくる。ニーズの件数は少ないが、ニーズが深く、上手く利用することで在宅の限界点を上げることに貢献する商品といえる。
  - ◇ 動き出しができず、間に合わない場合、同居者の方がいて音が気になる場合、認知症があっても一人では上手く利用できない場合、など。
- 福祉用具の選定は、ほとんどの場合で福祉用具専門相談員(当社営業職)が担っている。福祉用具に関する知識に乏しいケアマネジャーが多いことから、徐々に当社側で担うようになってきた。形としてはケアマネジャーへの提案という形式をとっている。
- ケアマネジャーはまず通所と訪問の費用を考えてプランニングするため、限度額から考えてそれらのサービスを使用した残りの費用で福祉用具の対応を考えることが多く、必然的に低い予算ありきで考慮せざるを得ない現状がある。

- 実際に利用者にフィットした用具選定をしようとすると、何回かに分けて複数の機器を持って訪問し、利用者にフィッティングをしてもらう期間（お試し期間、デモ期間）を設ける必要があり（頻度としては最低1回。複数回の場合も多々ある）、その期間に代金をいただくわけにはいかない（この部分でも料金をいただかない日にちサービス等で各社暗に競っている面もある）現状がある。
- 最も取り扱いが多い商品に限って言えば、地域・利用者特性にともなう違いは感じない。特定の商品群では、地域特性により違いが見られるケースは存在する。例）市街地では選定されにくい電動車
- 具体的な商品の選定のプロセスは、以下の通り
  - ケアマネジャーからの情報や事前アセスメントでの利用者意向やニーズを把握し、疾病、身体状況、介護環境、住環境を踏まえ、ニーズ解決に期待できる福祉用具をリストアップ。ケアプランとの調整を図りながら、在庫状況を確認し、リストアップした福祉用具が期待される期日に間に合うかどうかの調整の後、選定商品を決定。期日までに手配が難しい場合は、選定候補の中から間に合う商品で決定。
- 利用者等がどのような観点で事業者、商品を選んでいるかについては、ケアマネジャーの紹介・薦め（特定の事業者を紹介する場合と複数の事業者から選択してもらう場合等々）、事業者の認知度・印象、事業者の評判・信頼性・口コミ、福祉用具専門相談員の力量（相性や好き嫌いも少なからず有）、リピート、地元（自宅からの距離感＝緊急対応、親近感）等から選んでいるのではないかと考える。
- 利用者がどのように商品を選んでいるかについては、ケアマネジャーの薦め、福祉用具専門相談員の薦め、デモ機からの選択（実際の使い勝手）、ショールーム見学、カタログからの選択、価格（利用料）、好み、マッチング（身体状況・介護環境・住環境）等から選んでいるのではないかと考える。
  - デモ機はわずかな時間であっても使用済み商品となる為、消毒工程をとす必要があり、その分のコストが発生する。

#### ○福祉用具貸与の価格の設定根拠等

- 商品の償却期間をベースにした機器の価格と、管理等の費用、利用者として必要な利益を加味して設定する。地域によって、他社の価格設定等も勘案し、安く設定せざるを得ない場合もあり、必ずしも全国統一価格にはなっていない。近年、以前よりよい商品が出て、マーケットの状況（ニーズ、競合）によって以前の商品よりも安い値付けが行われるといったことも頻繁に生じている。
- 近年の傾向として、貸与期間が短くなる傾向がある。そうすると、償却期間を短く設定せざるを得ないため、原価が高くなってしまう。
- 適用対象外とされる軽度者の利用の場合等、自費で利用されるケースへの貸与価格は安めの設定にせざるを得ず、かなり持ち出しになっている。
- 福祉用具の価格は、市場原理で決まっている。既に福祉用具貸与の市場は競合が進んでおり（特に関東）、周辺地域の市場（他社価格）を参照しながら、戦略的に（駆け引きを考えながら）設定する。前述のとおり限度額の範囲での検討されることもあり、むやみに高い値付けをできる状況ではなくなっている（ケアマネジャーに選ばれにくくなってしまう）。
- 値付けは単一商品では図れないことがある。車いすのバリエーションが多い会社は車いすの値段が安い、その分ベッド等は他社より高い等のケースが想定される。このような強み弱みは他社にも必ず存在する。

- 原価と商品の維持管理に係るコスト、同品目類似商品のレンタル料金、実勢価格等を考慮して、福祉用具貸与の利用料金を定めている。
- 料金改定の頻度は多くはない。消費税変更のような税制改正や地域的にレンタル料金の実勢価格が低料金であったりする場合などは改定をすることがある。
- これまでの制度改正や報酬改定等の変化に対しては、価格を変更することなく維持をしてきたが、収益構造が著しく変わるような制度改正等があれば、価格を変更（増減）する必要があると考えられる。

#### ○福祉用具の調達及び調達コストについて

- 調達コストについてはメーカーからの仕入れ価格はあまり変わっていない。もしくは、機能が追加されてもメーカー側の企業努力として価格を据え置いているケースが多く、場合によっては安くなるケースすらある。
- 身体状況や環境などの個別性を踏まえて、機能や付加価値などを選ぶ形になっており、そういう面の競争も進んでいるため、多品目・多品種の在庫を常に持つことになり、スケールメリットも働きにくい構造になっている。
- 福祉用具の調達方法については、（自社保有の場合）メーカーもしくはメーカー代理店より購入。（レンタル卸の場合）複数の取引先から入手できるようにしている。
  - 自社保有とレンタル卸利用の比率については、レンタル卸利用が全体の約 20%です。その割合は品目によってかなりの差があり、1%に満たない徘徊感知器から 40%ほどある電動車いすなどがある。購入金額が高額でメンテナンス費用も高くなる商品（電動車いす、段差解消機など）や稼働率が低いと予想される商品は、レンタル卸を利用している。また、納品が急ぎで社内に在庫が無い場合などはレンタル卸を利用する。
- 調達した福祉用具の輸送については、事務所からご利用者様宅まで大型の普通車で運搬をする。距離は地域によってかなりの差があり、都市部では近距離での移動が多いが、地方では走行距離も長くなる（例：片道 2 時間を要する場合もある。離島の場合は、商品を積載して自動車毎船で島に移動したり、港止めにしてレンタカーを借りて運搬したりする）。離島部、山間部では加算対象となる地域もあるが、地元の同業他社との比較になる為、実際には加算を請求していない。地域による機器の品目の大きな違いはないと思われる。
  - 輸送には弊社事務所からご利用者様宅までの輸送と、弊社の拠点間の輸送があり、前者の場合、1 台の配送車両が 1 日に 7~10 件訪問する。訪問先は、ご利用者様宅、施設、居宅など。基本的には朝事務所を出ると、夕方までは戻らないため、その日に必要な福祉用具を積載して出発することになる。緊急対応などの場合は事務所に戻ることもある。配送用車両は約 150 台であり、配送車両を運転するのは、相談員である。後者の場合は、外部委託をしているため委託費用と離島向けの運送費用が発生する。
- 機器の廃棄や購入に関する基準や方針については、商品の使用履歴や今後の使用予測やメンテナンス費用を考慮して判断している。
- 新商品の採用については、拠点の営業担当者が未採用商品の採用申請を行い、拠点長である所長が承認すれば、本部の中で次長、部長と回覧され、最終的に社長が決裁を行う流れとなっている。採用のタイミングは、随時である。

### ○福祉用具の消毒・メンテナンスについて

- メンテナンス・消毒については、原則、持ち帰って行き、再度利用者の所に持参している。
- メンテナンス・消毒については原則半年に1回のモニタリングで気付いたものや、利用者からの要望や担当者会議で得た情報（雨が降って車いすのマットが濡れた、落として壊れた）等に基づいて行っている。
- メンテナンス・消毒は、商品ごとに担当を決めている。1つの商品でも多様な機種があるため、そうでないと回らない実態がある。
- 消毒・メンテナンスについては、本社と消毒工程（シルバーサービス振興会の消毒工程管理認定をえている）で、消毒、メンテナンスを行っている。商品は品質を第一として、ご利用者様に安全で清潔な商品をご利用いただくことを心がけている。
- 消毒工程においては、専任の品質チェック者を設置して、安全性を含めた品質を担保するようにしている。また、3ヶ月に一度、第三者である専門会社に菌検査を委託し、消毒が問題なく行えているかどうかの確認をしている。消毒工程から清潔庫に移動した商品は、品目によっては出庫前にチェックを行い、ご利用者様宅にお届けをする。納品以降は定期的なモニタリング業務の中で、安全確認を実施している。
- 消毒・メンテナンスに関連してのコストとしては、人件費、設備費、光熱費、消毒液等の消耗品、メンテナンス用工具、レンタル商品の交換用部材、教育費等のコストが発生している。メンテナンス用の部材に係るコストは、物量の増加、部品価格の値上げ等もあり、年々増加傾向にある。また、本社倉庫より拠点に対して、定期的に商品の輸送をしているので、物流コストも発生している。

### ○利用者に対するサービス提供について

- ケアマネジャーからの依頼については、退院準備や身体状況の変化を想定して緊急性の高い依頼ばかりになっており、価格よりも緊急に対応可能かどうかという点が事業者の競争ポイントになっている。そうすると、合理的なルート・手順を想定して配送するといったこともできないため、配送コストも高くなっている。
- 適切な品質で提供する観点から、サービス計画書をきちんと立てそれに沿って提供している。そのために、アセスメント等に関する研修や資格取得費用の助成などを行っている。職員1人当たり年間15~20日（新入社員の場合は1~2ヵ月）の研修を行っており、法人全体の研修費用は数千万円にのぼっている。
- 書類作成等のコスト（サービス計画書作成）のために、専属で入力専任担当者を常駐させているため、1割増程度のコストが余分にかかっている。（営業担当は必ずしも事務能力が高くなく、文章を書くのは苦手ということが多い。そのため、口頭で内容を報告してもらい、事務担当が作成の方が効率がよい。）
- 営業担当がケアプランを入手したら、紙に出力し、事務スタッフが基礎情報等を入力する。選定理由の欄だけは営業担当が記入する。

- ケアマネジャーがどの福祉用具貸与会社を選ぶかのポイントとして、①商品性の得意領域②価格の高低③対応の迅速性（その日に依頼をされてその日に商品を持参できるか 等）と④対応の丁寧さ の4点があると思われる。
  - ③については、2014年の医療制度改正以降、平均在院日数短縮化政策の影響を受け、状態が安定していないのに退院される方への福祉用具提供に関する相談が従前の3倍程度に増えており、特に病床報告が始まった2015年10月からさらにその傾向が加速している。このような場合、退院予定が決まってから退院までの日数が少ないため、往々にして緊急、かつ、ケアマネジャーの都合で限定された時間の中での対応になる。そのため、当社では配送を1日2便とし、急な対応にも2便目で受けられるようにした。その分配達効率が悪くなる（本来ならば1日で回りきるところを、日の途中に入った注文も届けられるよういったん本社に車を戻す手間が生じる）ので余分に経費が掛かっている。
  - ④については、本来であればケアマネジャーがきちんとマネジメント（調整、コーディネーション）するのが理想であるが、ケアマネジャー自体が福祉用具のプランや理由書を作成できないケースが多いため、どのような福祉用具にするのかについての主なアドバイスは相談員で行っている。また、半年に平均1回のスパンで利用者のモニタリングを行い、その状況をケアマネジャーにあげて改善提案（ケアプラン見直しを促す）をしている。改善提案自体は貸与事業者にとってよい営業機会ともなっている。上記のとおり、退院の早期化が進むと、状態が安定する前に退院する方が増えるため、退院後2～3ヵ月で状態が変わる（安定化する）ような利用者が沢山増えてくるとと思われる。その場合、退院後2～3ヵ月での福祉用具の見直しが重要になってくる可能性がある。
- ケアマネジャーと貸与事業者の連携が重要である。どのような生活をめざすのかという生活目標を共有し、同じ方向をみてケアプランをたて、福祉用具を選定する必要がある。サービス担当者会議
- 書類が多いことは負担でもあるが、ケアマネジャーにとっては事業者を変えにくい要素にもなっており、営業面ではメリットもないではない。
- プロセスの中でアセスメントと用具選定・試用が概ね同じタイミングで行われるが、直接訪問して住環境・身体状況・介護状況等確認しながら用具を選定するため、最もこの作業が労力を使う。事前にケアマネジャーから情報提供が有る場合と緊急の場合は情報提供が後からになり、後者の場合、帰社後のサービス計画書作成に労力を要することがある。また、選定した用具が実際使用してみて不適合の場合も交換作業に労力を要す。
  - 1件のサービス計画書の作成にかかる時間については、3パターンに分けて以下の通りである。
    - ① 新規利用者の場合：白紙の状態から基本情報・利用計画までの作成になるため、平均45分、品目が多いケースでは60分かかることもある。
    - ② 品目追加の場合：基本情報・利用計画ともに前回の情報がシステムにより下書きされた状態からの作成となりますので、平均30分。
    - ③ 認定期間の満了にともなう更新の場合：品目自体に変更がないため、期間や相談日時の変更などの記録の更新となり、で平均15分。
- 各プロセスは、手順については以下の通り。
  - 営業担当者：アセスメント→用具選定→搬入（搬出）→サービス計画書作成→契約・計画書説明、同意署名→モニタリング/サービス担当者会議等への参加（随時）
  - モニタリング担当者：モニタリング（概ね6ヶ月に1回訪問）、サービス担当者会議等への参加、機器の修理
  - 配送担当：搬入・搬出、機器の修理→必要時終日

- サービス提供に付随して発生するコストについては、用具選定時の試用機提供コスト、利用者宅訪問時の有料駐車場料金、モニタリング記録 1 件当たり 20～30 分（残業代）×3～4 件/日、サービス計画書作成 1 件当たり 30～40 分（残業代）用具の準備&積み込み 30～40 分（残業代）
- ご利用者、ご家族によっては月々のレンタル料金を口座振替ではなく直接集金を希望されたり、大きな不具合ではないものの呼び出しを頻繁にされる方もいる。また、有料老人ホームで重度のご利用者は本人ではなく、ご家族が代理で契約をされが、搬入時に不在等のケースがあり、後日、ご家族宅に訪問して契約をする業務もある。ご利用者のご家族の都合で土曜日の訪問を希望される場合は当番体制で対応出来ない場合は担当者が休日に時間出勤しての対応をする場合もある。

### ○その他について

- 販売管理費は上昇傾向にある。職員を採用するための募集費や人件費、メンテナンスセンターにかかる賃料などは上昇傾向。売上の 5～6 割を占めるに至っている。
- 介護用品は、介護保険以前は治療用品または障害者用品であり、限られた数量の、標準と呼ばれる商品しかなかったが、介護保険の定着とともに生活用品化して、商品自体がよくなってきている。
- 当期損益等について、メーカーから新商品が出ていたら購入せざるを得ないが、販売時期はメーカーによるため、年度によって仕入れ値に差があり、利益だけを見て図る事ができない現状がある。5 年～10 年のスパンで見る必要があるのでは。
- 相談員の研修については、主にチーム等で OJT を通してやっていく。入社 1～2 ヶ月ほど先輩社員につき同行 (OJT) の形で勉強、そのあと福祉用具専門相談員指定講習を受講 (1W) してもらおう。また、OFF-JT として毎月必ず社内研修をやっている。用具自体についてはメーカーの担当者から新商品の説明を受けて勉強するケースが多い。
- 相談員の真価としては数字で計れないところも多いが、利用者の廃用を防止するという効果として、それぞれに適した福祉用具を個別ケースで選定していくところに意義がある。具体的には、合っていない車いすだと 10 分と座っていられないため、寝たきり、廃用につながりやすい。フィッティングで適切に負荷分散できれば座位の維持ができて寝たきりにならないし、筋力維持・強化の効果もある。
- 要支援になる主な要因は、①転ぶ、すべる、②病気、③老衰であるが、②は減らないかもしれないが、①は福祉用具や住宅改修で転ばせない、滑らせないように「予防」することができる。歯科が治療から検診・予防への転換が進んだように、介護も、今後のマンパワーの確保が懸念されるからこそ、上手く福祉用具等を使って予防への転換を進める方が価値が高い。
- 今回のように福祉用具のサービス利用料金を下げる等の一点を見ていると、下げることはできたとしても、用具を使えないために施設入所希望者が増え、かえって全体的な費用がかさむ、という可能性もある。全体的な視点で政策を見ていく必要があるのでは。
- メーカーの商品の傾向として、用具に機能を付けるだけ付けて新商品を販売するというやり方から、機能に特徴のある（機能を引き算した）商品を販売するように流れが変わりつつある。（このため相談員の専門的な力がより必要になってくるか？）
- インターネットの通販では、メーカーの保障機関が切れた商品も含め福祉用具が沢山売られている。どのような経緯でそこにあるのかが分からないような商品が安い値段で消費者に渡っている状態だが、その商品の不良等の苦情はすべて製作元メーカーに来るため、メーカーが苦慮している問題がある。そもそもフィッティングに専門知識が必要な商品がそう簡単に消費者のもとに渡っていて良いのだろうか？

- 仮に全額自己負担化されても、おそらく、事業者としてはやりようがあるとは思いますが、商品限定したり、フォローを削ったり、サービスの品質は落とさざるを得ない。売り切りとすると、商品選定の失敗リスクを立場のよわい利用者（消費者）の自己責任に転嫁することを意味しており、問題があると考えている。
- 配送費用やメンテナンスは、毎月必ず行うものではないが、現在の仕組みでは平準化して貸与価格に上乗せする形になっている。これを、切り出して別途生じたときだけ受け取るような形にする変更はあっても構わない。配送費等を外出しにすれば、島しょ部等の場合は配送料金だけ高くする等できるため、事業者から見て対応しやすくなる。
- これまで、介護ベッドに関しては、介護ベッドとして借りたいというよりも、ベッドにしたいためにレンタルで導入するという利用形態が多かった。現在の高齢者はベッドを既に持っている方が多いことから、介護ベッドはさほど借りられなくなり、自前のベッドにつけられる手すりを借りたい等、福祉用具の借りられ方が変わってくると予想している。
- コストの抑制のために、以下のような対応を行っている。
  - システムによる業務の効率化等  
基幹業務、サービス計画書、モニタリングをシステム化し、省力化している。また、タブレットを導入して利便性を上げ、これまで事務所に戻らなければできなかった業務ができるようになり、時間の有効活用と業務処理速度が向上している。
- 利用者による選択のための工夫については、福祉用具にはどのようなものがあるのかを知って頂き、見て触って頂く機会を増やし身近に感じて頂けるようにしている。
  - 迅速な対応をするために、拠点を増やしている。
  - 福祉用具を紹介するとともに、介護保険に関する理解の一助となるようにオリジナルのレンタルカタログを製作している。
  - 展示会の開催、福祉に関するイベントへの協賛を実施している。
  - 福祉用具専門相談員のスキルアップの為、営業担当者向けの全員研修を年3回、店舗担当者向けの全員研修を年2回実施。その他社外研修の利用もしくは展示会の参加を推奨し、資格取得も支援している。
- 離島が多く、基本的に離島は、採算がとれない拠点となっている。市場が小さく、物理的に限られてしまっている上、離島以外の拠点と比較してコストがかかる。具体的には、下記のコストが発生している。
  - 塩害による商品の劣化
  - 輸送コストの増大
  - 訪問に係る交通費等の実費
- 離島のなかでも、ある村においては、介護保険居宅介護（介護予防）サービス需給は福祉用具サービスのみに限られている状況下、福祉用具サービス利用者のうち、要介護2以下が占める割合は80%を超えている。いずれの方においても、当該村の基本理念である「住み慣れた島でいつまでも暮らすことができる」ために必要不可欠な生活の一部となっており、福祉用具を利用しない生活は考えにくく、代替手段（介護保険給付レンタル外、購入等）を検討するにしても、村の所得状況については所得段階別調定集計表上でも第1段階が全村民の約半数に達しており、基準額に達しない第4段階まで75%ほどを占める状況から、代替手段への切り替えが難しい現状となっている。

## 福祉用具レンタル卸事業者 ヒアリング調査結果

### ○貸与の実態について

- 地域によって差はあるが、福祉用具メーカーから多種多様な商品が販売されてきていることもあり、完全に自社レンタルで事業を運営している福祉用具貸与事業者は年々少なくなっているように思う。
- 福祉用具貸与事業者がレンタル卸を利用するメリットは、多くの商品を自社で購入しない為、商品の「陳腐化リスク」、「劣化リスク」、「不稼働リスク」等を福祉用具貸与事業者が全て負う必要がないことである。レンタル卸事業者側では、すべてのスタッフが全商品（全用具）について把握し、福祉用具貸与事業者への対応を行っている。
  - 利用者が①「一時的に入院」する場合、②「要介護認定の結果待ち」である場合において、福祉用具自体は利用者宅にあるにもかかわらず、福祉用具貸与事業者が利用者に費用自体を請求しないことが多い。このため、レンタル卸業者としてもレンタル費用を福祉用具貸与事業所に請求できないケースが多くなっている。同様の状況が、利用者に福祉用具のフィッティングをしてもらった期間（お試し期間、デモ期間）にもあてはまる。
    - ☆ フィッティングについては、通常、数台の福祉用具を持参して利用者にお試しいただくことが多い為、フィッティングした結果使用しなかった福祉用具については持ち帰って全件消毒等メンテナンスを行う必要があり、これらの経費についてもレンタル卸事業者持ちである。
  - また同様に、利用者が貸与契約を解約したのち、福祉用具貸与事業者が利用者宅から福祉用具を回収するまでの期間についても、福祉用具貸与事業者としては利用者に費用を請求していない。独居などで用具が容易に回収できず、回収期間が数週間になることもある。このような場合もレンタル卸事業者は、福祉用具貸与事業者にレンタル費用を請求できないという現状がある。
- 福祉用具貸与事業所が自社で購入した商品を、レンタル卸事業者に修理やメンテナンスのみ依頼するというケースは存在しない。

### ○レンタル卸価格の設定根拠等

- レンタル卸価格については、福祉用具メーカーからの仕入れ価格に、社独自の算出式を設定して決定している。
  - レンタル卸価格については、レンタル卸業者同士の競争により過去から比べて大幅に下がっている。
  - しかしながらメーカーからの仕入れ値については過去から比べてあまり下がっていないばかりか、用具によっては円安などの影響により値上がりしているものがあるため、状況は厳しい。
- レンタル卸値に含まれているものの詳細については、「減価償却費」「人件費」、「配送費」、「倉庫費用」「消毒費」、「メンテナンス費」、等がある。

### ○福祉用具貸与事業者への対応等について

- 福祉用具貸与事業者が福祉用具を配送するための社用車等を保持していない場合や貸与事業者のマンパワー不足の問題からレンタル卸事業者が利用者宅までの福祉用具の搬入・搬出、ベッドなどは、組み立てなどを行っているケースがある。
- 契約先の福祉用具貸与事業者に対する支援として、本社主導で福祉用具専門相談員やケアマネジャーに向けての研修を行っている。また、福祉用具事業者の新人向けに、新人研修のお手伝いをすることもある（福祉用具の基礎知識・福祉用具新機種のご説明等）。
- 小規模の貸与事業者に向けて、システム提供（サービス計画書作成ソフト、営業の管理位業務

系ソフト等) や、カタログ作成の支援を行っている。このような貸与事業者への支援については、福祉用具貸与事業への新規参入の参入障壁を低くすることにもつながっている。

住宅改修優良事例の情報共有化に関する調査関連資料

○ コリنز・テクリスについて

- ・ コリنز・テクリスとは、建設省(現国土交通省)の要請を受けて開始された実績データベースであり、公共発注機関が工事を発注する際に、より公正で客観的な企業選定(各事業の地域性、特殊性、企業の技術的適正を総合的にかつ公正に評価・判断)ができるよう支援することを目的とした、共同で利用できるデータベースである。コリنز (CORINS) とは、「Construction Records Information System (工事实績情報システム)」の略称であり、テクリス (TECRIS) とは、「Technical Consulting Records Information System (業務実績情報システム)」の略称である。
- ・ 近年、品確法 (公共工事の品質確保の促進に関する法律)、総合評価方式による企業の選定、過去の実績等、発注時における、より一層の入札・契約手続きの透明性、客観性、競争性がもとめられており、コリنز・テクリスは、技術力に信頼のおける企業選定を行うために活用されている。
- ・ 発注機関から工事や業務を受注した企業は、一定の様式に従ってその内容についてのデータをコリنز・テクリスセンターに登録し、それを公共機関へ提供する仕組みとなっている。
- ・ コリنز・テクリスの情報登録の流れ

  - ① 国、独立行政法人等、都道府県、政令市、市区町村等が公共工事・業務を発注
  - ② 受注した企業が、その工事・業務について実績データを作成。
    - ▶ 多くの発注機関が、「コリنز・テクリスへの登録義務付け」を仕様書等で指示している。
  - ③ 受注した企業は、作成した実績データをコリنز・テクリスセンターのシステムに登録。
  - ④ コリنز・テクリスセンターが、登録された公共工事・業務の情報をデータベースで管理し、発注機関へ提供。
  - ⑤ 発注機関は、公共工事・業務を発注する際に、公募要件に見合った工事实績・業務実績の確認のために、コリنز・テクリスを活用。